

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
(相模原市公告式条例の一部改正)

第 1 条 相模原市公告式条例(昭和 25 年相模原市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基づき、公告式について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 項中「公布する」を「公布しようとする」に、「その」を「、その」に改め、同条第 2 項中「行う。」を「行うものとする。この場合において、」に改める。

第 3 条第 1 項中「規則に」の次に「ついて」を加え、同条第 2 項中「議会又は市の機関」を「市の機関(市長及び教育委員会を除く。以下この条及び次条において同じ。)」に、「で公表を要するものにこれを」を「について」に改め、同項ただし書中「但し、同条第 1 項中」を「この場合において、前条第 1 項中」に改め、「当該機関又は」を削る。

第 4 条第 1 項中「外」を「ほか」に、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第 2 項中「規程等」を「規程」に、「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書中「但し」を「この場合において」に、「機関名」を「機関名又は当該機関を代表する者の氏名」とに改め、「機関印」の次に「又は当該機関を代表する者の印」を加え、同条第 3 項中「これを」を「ついて」に改める。

第 5 条中「機関」の次に「(教育委員会を除く。)」を加え、「もつて」を「も

って」に改める。

(相模原市財政状況公表条例の一部改正)

第2条 相模原市財政状況公表条例(昭和39年相模原市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の定めるところにより行なう」を「第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出しを「(公表事項)」に改め、同条中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第4号中「および」を「及び」に改め、同条を第3条とする。

第1条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3の規定による」を削り、「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「天災」を「市長は、天災」に改め、「、市長は」を削り、「止んだ」を「やんだ」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表について必要な事項を定めるものとする。

(相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「に定める」を「第2条第2項に規定する掲示場に掲示する」に改める。

(相模原市表彰条例の一部改正)

第4条 相模原市表彰条例(昭和35年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により表彰状等の贈呈を受けることができる遺族は、配偶者(婚姻の届出をしていないが、表彰を受ける者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。この場合において、表彰状等の贈呈を受けるべき遺族の順位は、この項前段に規定する順序とする。

附則第4項及び第6項中「あつた」を「あった」に改める。

(人命救助者等の災害に対する見舞金条例の一部改正)

第5条 人命救助者等の災害に対する見舞金条例(昭和48年相模原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「または」を「又は」に改め、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条中「、または」を「、又は」に、「かえりみず」を「顧みず」に、「または歩行者」を「又は歩行者」に、「またはその」を「(以下「人命救助者等」という。)又はその」に改め、同条に次の4項を加える。

2 前項の規定により見舞金の贈呈を受けることができる人命救助者等は、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている者(警察官等の公務員がその職務により行った場合における当該公務員を除く。)とする。ただし、顕著な功労があり、市民の模範となると認められる者にあつては、この限りでない。

3 第1項の規定により見舞金の贈呈を受けることができる遺族は、人命救助者等の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 人命救助者等と生計を同じくしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、人命救助者等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子及び父母並びに本市に住所を有する孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 見舞金の贈呈を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

5 見舞金の贈呈を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上あるときは、その人数によつて当該見舞金を等分して当該各遺族に支給する。

第3条中「とおり」を「各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額」に改める。

第4条第1項及び第2項中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(相模原市立青少年学習センター条例の一部改正)

第6条 相模原市立青少年学習センター条例(平成10年相模原市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「青少年に」を「青少年(おおむね満6歳から満30歳までの者をいう。以下同じ。)に」に改める。

第3条を次のように改める。

(利用できるものの範囲)

第3条 センターを利用できるものは、次に掲げるものとする。

(1) 市内の青少年団体(次に掲げる要件を全て満たす団体をいう。)

ア 構成員が10人以上であること。

イ 構成員の3分の2以上が市内在住者(市内に在勤し、又は在学する者を含む。)であること。

ウ 構成員の3分の2以上が青少年であること。

(2) 市内の青少年育成団体(青少年の健全な育成を目的とするおおむね10人以上の団体をいう。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた団体

第4条第1項中「者」を「もの」に改める。

第5条中「場合」を「とき」に改め、「利用の」を削る。

第6条第1項中「者(」を「もの(」に改める。

第9条中「場合は」を「ときは」に改め、同条第1号中「規定による利用の承認の」を削る。

(相模原市立相模湖記念館条例の一部改正)

第7条 相模原市立相模湖記念館条例(平成17年相模原市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第3条中「場合」を「とき」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特別の展示の承認等)

第4条 記念館の施設の一部を利用し、特別の展示を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認された事項の変更をしようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、記念館の管理上必要と認める範囲内で、前項の承認に条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。
 - (1) 特別の展示の内容が第2条に規定する記念館の設置の目的に合致しないと認められるとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認を取り消し、又は特別の展示を制限し、若しくは中止させることができる。この場合において、市長は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。
 - (1) 第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が第2項の条件に違反したとき。
 - (2) 特別の展示の申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 災害その他やむを得ない理由により市長が必要と認めたとき。
- 5 利用者は、特別の展示の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 6 利用者は、特別の展示を終了したとき、又は第4項の規定により第1項の承認を取り消され、特別の展示の制限を受け、若しくは特別の展示を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。
- 7 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、適時性を確保するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第13号関係資料

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市公告式条例の一部改正(第1条関係)

地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく公告式の取扱いを明確化するための規定の整理をするもの

(2) 相模原市財政状況公表条例及び相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正(第2条及び第3条関係)

(1)の規定の整理に伴い、財政状況及び人事行政の運営等の状況の公表の方法において相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)を引用する規定の整理をするもの

(3) 相模原市表彰条例及び人命救助者等の災害に対する見舞金条例の一部改正(第4条及び第5条関係)

表彰又は見舞金の贈呈を受ける者が死亡している場合に表彰状等又は見舞金の贈呈を受けることができる遺族の範囲等を規則で定めているが、これらは条例で定めるべき事項であるため、これらの規定の追加をするもの

(4) 相模原市立青少年学習センター条例の一部改正(第6条関係)

ア 条例で使用されている青少年等の用語の定義を規則で定めているが、これらは条例で定めるべき事項であるため、これらの規定の追加をするもの

イ 相模原市立青少年学習センターを利用できるものの範囲を明確化するための規定の改正をするもの

(5) 相模原市立相模湖記念館条例の一部改正(第7条関係)

相模原市立相模湖記念館の施設の一部を利用し、特別の展示を行うことができるが、その根拠を明確化するための規定の追加をするもの

2 施行期日

公布の日

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市特別職報酬等審議会の項中「副市長」の次に「、教育長」を加え、同部に次のように加える。

相模原市水とみどりの審議会	都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項に規定する基本計画、生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略並びに緑化の推進、緑地の保全、水辺環境づくり及び生物多様性の保全に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	9 人以内	2 年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
---------------	---	-------	-----------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表市長の部相模原市特別職報酬等審議会の項の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)

附則第 2 条第 1 項の規定により在職する教育長については、適用しない。

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の改正に伴い特別職となる教育長の給料の額等を相模原市特別職報酬等審議会において審議するための同審議会の設置目的の改正並びに都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項に規定する基本計画、生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略及び緑化の推進等に関する重要事項について調査審議させるための相模原市水とみどりの審議会の設置をいたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)
の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「100分の9.75」を「100分の10」に改める。

第8条第3項第2号の表中

4,100円	4,200円
6,500円	7,100円
8,900円	10,000円
11,300円	12,900円
13,700円	15,800円
16,100円	18,700円
18,500円	21,600円
20,900円	24,400円
21,800円	26,200円
22,700円	28,000円
23,600円	29,800円
24,500円	31,600円

に改める。

第8条の2第1項中「(再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下こ

の条において同じ。)」を削り、同条第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

(相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年相模原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を加える。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を加える。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年相模原市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「以後」の次に「平成27年3月31日までの間」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条から第4条までの規定は公布の日から施行する。

提案の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告並びに国及び他の地方公共団体の給与制度等を勘案し、一般職の職員の地域手当、通勤手当、単身赴任手当並びに給料月額及び退職手当の額に係る経過措置の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第15号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 第1条関係(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

ア 地域手当の改定

地域手当の月額を、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の9.75を乗じて得た額から100分の10を乗じて得た額に改定するもの

イ 通勤手当の改定

通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の月額を改定するもの

自動車等の片道の使用距離	現行(月額)	改定後(月額)
5キロメートル未満	2,000円	改定なし
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,100円	4,200円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500円	7,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	8,900円	10,000円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	11,300円	12,900円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	13,700円	15,800円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	16,100円	18,700円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	18,500円	21,600円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	20,900円	24,400円

45キロメートル以上 50キロメートル未満	21,800円	26,200円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	22,700円	28,000円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	23,600円	29,800円
60キロメートル以上	24,500円	31,600円

ウ 単身赴任手当に係る規定の改正

(ア) 単身赴任手当の対象者の範囲の改正

再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対して単身赴任手当を支給することとするもの

(イ) 単身赴任手当の改定

区分	現行(月額)	改定後(月額)
単身赴任手当の基礎額	23,000円	30,000円
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて単身赴任手当の基礎額に加算する規則で定める額の限度額	45,000円	70,000円

- (2) 第2条及び第3条関係(相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

平成18年10月1日及び平成21年4月1日の給料の切替えに伴う経過措置を適用する期間を平成27年3月31日までとするもの

- (3) 第4条関係(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

平成18年10月1日の退職手当制度の改正に伴う経過措置の対象者を平成27年3月31日までに退職した職員とするもの

2 施行期日

- (1) 1(1)に係る規定 平成27年4月1日

- (2) 1(2)及び(3)に係る規定 公布の日

議案第 16 号

相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
相模原市証人等の実費弁償に関する条例(平成 18 年相模原市条例第 4 号)の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次
に次の 1 号を加える。

(10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第
1 条の 4 第 5 項の規定により総合教育会議が意見を聴くために同会議に出席し
た関係者

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の改正
に伴い設置する総合教育会議が意見を聴くために同会議に出席した関係者の実費
弁償に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中第 27 号を第 28 号とし、同表第 26 号の表 3 の項中「複合型サービス」の次に「(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)」を加え、同号を同表第 27 号とし、同表中第 17 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第 12 条の 2 第 1 項	建築物清掃業の登録の申請に対する審査	1 件	35,000 円
2	法第 12 条の 2 第 1 項	建築物空気環境測定業の登録の申請に対する審査	1 件	35,000 円
3	法第 12 条の 2 第 1 項	建築物空気調和用ダクト清掃業の登録の申請に対する審査	1 件	35,000 円
4	法第 12 条の 2 第 1 項	建築物飲料水水質検査業の登録の申請に対する審査	1 件	35,000 円
5	法第 12 条の 2 第 1 項	建築物飲料水貯水槽清掃業の登録の申請に対する	1 件	35,000 円

		審査		
6	法第12条の2第1項	建築物排水管清掃業の登録の申請に対する審査	1件	35,000円
7	法第12条の2第1項	建築物ねずみ昆虫等防除業の登録の申請に対する審査	1件	35,000円
8	法第12条の2第1項	建築物環境衛生総合管理業の登録の申請に対する審査	1件	45,000円

別表第4第1号の表36の項及び37の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表38の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表中39の項を削り、40の項を39の項とし、41の項を40の項とし、42の項を41の項とし、同表43の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項を同表42の項とし、同表44の項中「第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号」を加え、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「第87条の2第1項」を「第87条の2」に、「承認」を「認定」に改め、同項を同表43の項とし、同表備考3を削る。

別表第4第2号の表1の項の(1)中「平成11年法律第81号」の次に「。以下「住宅品質確保法」という。」を、「登録住宅性能評価機関」の次に「(以下単に「登録住宅性能評価機関」という。)」を加え、「審査を受けている」を「技術的審査を受け、その適合証を添付している」に、「審査済みの場合」を「適合証の場合」に、「、6,000円」を「6,000円、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受け、審査に活用できると認められた住宅性能評価書(同項に規定するものをいう。)を添付している場合で、その審査に建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の6に規定する構造計算の確認を要さないとき(以下「住宅性能評価書の場合」という。)は15,000円」に改め、同項の(2)ア中「審査済みの場合は、12,000円」を「適合証の場合は12,000円、住宅性能評価書の場合は57,000円」に改め、同項の(2)イ中「審査済みの場合は、21,000円」を「適合証の場合は21,000円、住宅性能評価書の場合は92,000円」に改め、同項の(2)ウ中「審査済みの場合は、

31,000円」を「適合証の場合は31,000円、住宅性能評価書の場合は170,000円」に改め、同項の(2)エ中「審査済みの場合は、58,000円」を「適合証の場合は58,000円、住宅性能評価書の場合は300,000円」に改め、同項の(2)オ中「審査済みの場合は、99,000円」を「適合証の場合は99,000円、住宅性能評価書の場合は450,000円」に改め、同項の(2)カ中「審査済みの場合は、160,000円」を「適合証の場合は160,000円、住宅性能評価書の場合は830,000円」に改め、同項の(2)キ中「審査済みの場合は、200,000円」を「適合証の場合は200,000円、住宅性能評価書の場合は1,100,000円」に改め、同項の(2)ク中「審査済みの場合は、210,000円」を「適合証の場合は210,000円、住宅性能評価書の場合は1,400,000円」に改め、同表2の項中

「

		<p>長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(建築基準法第20条第2号から第4号までに掲げる構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を求める必要がある場合)</p>	<p>1件</p>	<p>1の項の(1)又は(2)の1棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額に当該建築物の床面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額及び次に掲げる1棟の建築物の床面積(別表第4第1号の表備考3の規定により算定した床面積をいう。以下この号において同じ。)の区分に応じて定める金額を加算した金額を同時申請住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、115,350円)</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メー</p>
--	--	--	-----------	---

		<p>トル以内のもの 222,450 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、143,700 円)</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 255,000円(構造計算が認定プログラムによるものについては、157,350円)</p> <p>(4) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 336,900円(構造計算が認定プログラムによるものについては、199,350円)</p> <p>(5) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,350 円(構造計算が認定プログラムによるものについては、337,950円)</p>
--	--	--

及び

「

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(構造計算適合性判定を求める必要があり、かつ、	1 件	1 の項の(1)又は(2)の1棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額に当該建築物の床面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額、次に掲げる1棟の建築物の床面積の区分に応じて定める金額及び建築設備等に応じて同表42の項により得た金額を加算した金額を同時申請住戸数で除して得た金額(100円未
--	-----	---

		<p>建築設備等を設置する場合)</p>	<p>満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(1) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの 166,800 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、115,350 円)</p> <p>(2) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの 222,450 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、143,700 円)</p> <p>(3) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの 255,000 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、157,350 円)</p> <p>(4) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの 336,900 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、199,350 円)</p> <p>(5) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 619,350 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、337,950 円)</p>
--	--	----------------------	---

」

を削り、同表 3 の項の (1) 中「審査済みの場合は、3,000 円」を「適合証の場合は 3,000 円、住宅性能評価書の場合は 7,500 円」に改め、同項の

(2)ア中「審査済みの場合は、6,000円」を「適合証の場合は6,000円、住宅性能評価書の場合は28,500円」に改め、同項の(2)イ中「審査済みの場合は、10,500円」を「適合証の場合は10,500円、住宅性能評価書の場合は46,000円」に改め、同項の(2)ウ中「審査済みの場合は、15,500円」を「適合証の場合は15,500円、住宅性能評価書の場合は85,000円」に改め、同項の(2)エ中「審査済みの場合は、29,000円」を「適合証の場合は29,000円、住宅性能評価書の場合は150,000円」に改め、同項の(2)オ中「審査済みの場合は、49,500円」を「適合証の場合は49,500円、住宅性能評価書の場合は225,000円」に改め、同項の(2)カ中「審査済みの場合は、80,000円」を「適合証の場合は80,000円、住宅性能評価書の場合は415,000円」に改め、同項の(2)キ中「審査済みの場合は、100,000円」を「適合証の場合は100,000円、住宅性能評価書の場合は550,000円」に改め、同項の(2)ク中「審査済みの場合は、105,000円」を「適合証の場合は105,000円、住宅性能評価書の場合は700,000円」に改め、同表4の項中

「

		認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査(構造計算適合性判定を求める必要がある場合)	1件	3の項の(1)又は(2)の1棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額を既認定住戸数で除して得た金額に、当該建築物の床面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額及び次に掲げる1棟の建築物の床面積の区分に応じて定める金額を同時申請住戸数で除して得た金額を加算した金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (1)床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、115,350円)
--	--	---	----	--

			<p>(2) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの 222,450 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、143,700 円)</p> <p>(3) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの 255,000 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、157,350 円)</p> <p>(4) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの 336,900 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、199,350 円)</p> <p>(5) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 619,350 円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、337,950 円)</p>
--	--	--	--

」

及び

「

認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査 (構造計算	1 件	3 の項の (1) 又は (2) の 1 棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額を既認定住戸数で除して得た金額に、当該建築物の床面積に応じて別表第 4 第 1 号の表 3 5 の項により得た金額、次に掲げる 1 棟の建築物の床面積の区分に応じて定める金額及び建
-------------------------------------	-----	--

		<p>適合性判定を求める必要があり、かつ、建築設備等を設置する場合)</p>	<p>築設備等に応じて同表42の項により得た金額を同時申請住戸数で除して得た金額を加算した金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、115,350円)</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 222,450円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、143,700円)</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 255,000円(構造計算が認定プログラムによるものについては、157,350円)</p> <p>(4) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 336,900円(構造計算が認定プログラムによるものについては、199,350円)</p> <p>(5) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,350円(構造計算が認定プログラムによるものについては、337,950円)</p>
--	--	--	---

を削り、別表第4第3号の表1の項中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する」を削り、「審査を受けている」を「技術的審査を受け、その適合証を添付している」に、「審査済みの場合」を「適合証の場合」に改め、同表2の項中

「

		低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(構造計算適合性判定を求めめる必要がある場合)	1件	<p>1の項の(1)、(2)又は(3)により算定した金額に、当該建築物の床面積の合計面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額及び次に掲げる1棟の建築物の床面積(別表第4第1号の表備考3により算定した床面積をいう。)の区分に応じて定める金額を加算した金額</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、115,350円)</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 222,450円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、143,700円)</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 255,000円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、157,350円)</p>
--	--	--	----	---

			<p>(4) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 336,900円(構造計算が認定プログラムによるものについては、199,350円)</p> <p>(5) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,350円(構造計算が認定プログラムによるものについては、337,950円)</p>
--	--	--	--

」

及び

「

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(構造計算適合性判定を求め、かつ、建築設備を含む場合)	1件	<p>1の項の(1)、(2)又は(3)により算定した金額に、当該建築物の床面積の合計面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額、次に掲げる1棟の建築物の床面積(別表第4第1号の表備考3により算定した床面積をいう。)の区分に応じて定める金額及び建築設備の区分に応じて同表42の項により得た金額を加算した金額</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円(構造計算が認定プログラムによるものについては、115,350円)</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メー</p>
--	----	---

			<p>トル以内のもの 222,450円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、143,700円)</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 255,000円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、157,350円)</p> <p>(4) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 336,900円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、199,350円)</p> <p>(5) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,350円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、337,950円)</p>
--	--	--	--

」

を削り、同表3の項中「審査済みの場合」を「適合証の場合」に改め、同表4の項中

「

		<p>認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査</p>	1件	<p>3の項の(1)、(2)又は(3)により算定した金額に、当該建築物の床面積の合計面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額及び次に掲げる1棟の建築物の床面積(別表第4第1号の表備考</p>
--	--	--------------------------------------	----	---

(構造計算適合性判定を求める必要がある場合)

3により算定した床面積をいう。)の区分に応じて定める金額を加算した金額

- (1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円
(構造計算が認定プログラムによるものについては、115,350円)
- (2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 222,450円
(構造計算が認定プログラムによるものについては、143,700円)
- (3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 255,000円
(構造計算が認定プログラムによるものについては、157,350円)
- (4) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 336,900円
(構造計算が認定プログラムによるものについては、199,350円)
- (5) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,350円
(構造計算が認定プログラムによるものについては、337,950円)

及び

「

		認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査（構造計算適合性判定を求め、かつ、建築設備を含む場合）	1 件	<p>3の項の(1)、(2)又は(3)により算定した金額に、当該建築物の床面積の合計面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額、次に掲げる1棟の建築物の床面積(別表第4第1号の表備考3により算定した床面積をいう。)の区分に応じて定める金額及び建築設備の区分に応じて同表42の項により得た金額を加算した金額</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、115,350円)</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 222,450円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、143,700円)</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 255,000円 (構造計算が認定プログラムによるものについては、157,350円)</p> <p>(4) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方</p>
--	--	--	-----	---

				メートル以内のもの 336,900 円(構造計算が認定プログラム によるものについては、 199,350円)
				(5) 床面積の合計が50,000平方 メートルを超えるもの 619,350 円(構造計算が認定プログラム によるものについては、 337,950円)

」

を削る。

第2条 相模原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2第27号の表12の項中「介護予防訪問介護、」及び「介護予防通所
介護、」を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 平成27年4月1日
- (2) 第1条中別表第4第1号の表、第2号の表2の項及び4の項並びに第3号の
表2の項及び4の項の改正規定 平成27年6月1日
- (3) 第2条の規定 平成28年4月1日

提案の理由

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の改正により、
神奈川県から権限の移譲を受ける建築物における衛生的環境の確保に関する事業
の登録の申請に対する審査に係る手数料の規定の追加、地域における医療及び介
護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年
法律第83号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正及び介護保険
法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)による介護
保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正に伴う法令の用語を引用す
る規定の整理、建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正により手続が変更
される構造計算適合性判定に係る手数料の規定の削除及び仮使用承認申請に対す

る認定に係る手数料の規定の改正、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 17 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事務の手数料の規定を追加するもの

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の申請に係る審査事務の手数料の規定の追加(別表第2第17号の表関係)

区分	単位	金額
建築物清掃業	1 件	35,000円
建築物空気環境測定業	1 件	35,000円
建築物空気調和用ダクト清掃業	1 件	35,000円
建築物飲料水水質検査業	1 件	35,000円
建築物飲料水貯水槽清掃業	1 件	35,000円
建築物排水管清掃業	1 件	35,000円
建築物ねずみ昆虫等防除業	1 件	35,000円
建築物環境衛生総合管理業	1 件	45,000円

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事務の手数料の規定を改正するもの

ア 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)による介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正に伴う同令の用語を引用する規定の整理(別表第2第27号の表3の項関係)

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による介護保険法の改正に伴う同法の用語を引用する規定の整理(別表第2第27号の表12の項関係)

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく事務の手数料の規定を改正するもの

ア 建築物に関する確認の申請等における構造計算適合性判定事務に係る手数料の規定の削除(別表第4第1号の表関係)

イ 仮使用承認申請手続の変更に係る条項等の整理(別表第4第1号の表関係)

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく事務の手数料の規定を改正するもの

ア 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査を行う場合において、審査に活用することができる認められた住宅性能評価書が添付された場合(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の6に規定する構造計算の確認が必要な場合を除く。)における手数料の規定の追加(別表第4第2号の表1の項及び3の項関係)

区分	単位	金額	
一戸建ての住宅	1件	15,000円(7,500円)	
5戸以内の共同住宅等	1件	57,000円 (28,500円)	1棟の建築物の住戸の総数に応じて左に掲げる額を当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
5戸を超え、10戸以内の共同住宅等	1件	92,000円 (46,000円)	
10戸を超え、30戸以内の共同住宅等	1件	170,000円 (85,000円)	
30戸を超え、50戸以内の共同住宅等	1件	300,000円 (150,000円)	
50戸を超え、100戸以内の共同住宅等	1件	450,000円 (225,000円)	
100戸を超え、200戸以内の共同住宅等	1件	830,000円 (415,000円)	
200戸を超え、300戸以内の共同住宅等	1件	1,100,000円 (550,000円)	
300戸を超える共同住宅等	1件	1,400,000円 (700,000円)	

※ 括弧内は認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査事務の手数料の金額

イ 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に伴い建築基準関係規定の審査を同時に申請された場合において、構造計算適合性判定を求める必要があるときにおける手数料の規定の削除(別表第4第2号の表2の項及び4の項関係)

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務

の手数料の規定を改正するもの

ア 1(4)アに係る規定に伴う用語の整理(別表第4第3号の表1の項及び3の項関係)

イ 低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に伴い建築基準関係規定の審査を同時に申請された場合において、構造計算適合性判定を求める必要があるときにおける手数料の規定の削除(別表第4第3号の表2の項及び4の項関係)

2 施行期日

(1) 1(1)、1(2)ア、1(4)ア及び1(5)アに係る規定 平成27年4月1日

(2) 1(3)、1(4)イ及び1(5)イに係る規定 平成27年6月1日

(3) 1(2)イに係る規定 平成28年4月1日

相模原市落書き行為の防止に関する条例について
相模原市落書き行為の防止に関する条例を次のように制定する。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市落書き行為の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、落書きが市民に不快感を与え、まちの美観を損ねることに鑑み、落書き行為の防止について、市、市民等、事業者及び建物所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民が安心して快適に暮らすことができる環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き行為 他人が所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物、土地又は立木(以下「建物等」という。)のうち、公衆の目に触れる部分に、権原のある者の承諾を得ることなく、文字、図形、模様等を書く行為をいう。
- (2) 落書き 落書き行為によって表示された文字、図形、模様等をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 建物所有者等 市内に所在する建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(落書き行為の禁止)

第3条 何人も、落書き行為を行ってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、落書き行為の防止に関する必要な

施策を実施しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、市が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建物所有者等の責務)

第6条 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物等について、落書き行為の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物等が道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の場所に所在する場合において、当該建物等に落書き行為が行われたときは、当該落書きを速やかに消去するよう努めなければならない。

(罰則)

第7条 第3条の規定に違反して落書き行為を行った者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

提案の理由

市民が安心して快適に暮らすことができる環境の確保に資するため、落書き行為の防止について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市民生委員の定数を定める条例について
相模原市民生委員の定数を定める条例を次のように制定する。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市民生委員の定数を定める条例
民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定により、条例で定める民生委員の定数は、916人とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による民生委員法(昭和23年法律第198号)の改正に伴い、民生委員の定数を定めたく提案するものである。

議案第19号関係資料

相模原市民生委員の定数を定める条例の概要

1 条例の内容

民生委員の定数について、国の定数基準を参酌し、916人とするもの
内訳

- (1) 区域担当民生委員・児童委員 862人(現在 862人)
- (2) 主任児童委員 54人(現在 53人)

2 施行期日

平成27年4月1日

- ※ 児童委員は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)により民生委員が兼ねることと定められているため、民生委員を「民生委員・児童委員」と表記している。
- ※ 区域担当民生委員・児童委員
定められた担当の区域を持って活動する民生委員・児童委員をいう。
- ※ 主任児童委員
児童委員の中から指名を受けた委員であり、特定の担当区域を持たず、子どもや子育ての支援を専門に行っている民生委員・児童委員をいう。

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 97 条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「(以下同じ。)」が」を「第 111 条第 1 号において同じ。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第 111 条第 1 号において同じ。)」が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第 111 条第 1 号において同じ。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第 111 条第 1 号において同じ。)」を、「通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 1 項)」の次に「又は第 171 条第 1 項」を加え、「(以下同じ。)」を基準該当生活介護事業所」を「)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 1 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 63 条第 1 項」の次

に「又は第171条第1項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、18人)」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第97条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第1号」の次に「又は第175条第2項第1号」を加え、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条」の次に「又は第171条」を加える。

第111条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第63条第5項」の次に「又は第171条第6項」を加え、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加え、同条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第2号ハ」の次に「又は第175条第2項第2号ハ」を加える。

附則第 6 項及び第 7 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第 5 号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)の改正に伴い、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における通いサービス及び宿泊サービスに係るみなし規定の追加、指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の特例に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 20 号関係資料

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における通いサービス及び宿泊サービスに係るみなし規定の追加(第 9 7 条及び第 1 1 1 条関係)

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者に対して提供する通いサービス又は宿泊サービスが一定の要件を満たした場合に当該サービスを基準該当生活介護又は基準該当短期入所とみなす規定を追加するもの

- (2) 指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の特例に係る規定の改正(附則第 6 項及び第 7 項関係)

指定共同生活援助事業所の利用者のうち一定の状態にあるものが当該事業所の従業者以外の者が行う居宅介護等を利用することができる特例の期限を、平成 27 年 3 月 31 日から平成 30 年 3 月 31 日まで延長するもの

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第 6 1 条の 2 の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。)が」を「)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第 1 7 1 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。)」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第 1 7 0 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)」を、「通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第 6 3 条第 1 項)の次に「又は第 1 7 1 条第 1 項」を加え、「以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所」を「)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 1 7 1 条第 1 項に規定する指

定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条第1項」の次に「又は第171条第1項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあつては、18人)」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第61条の2第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第1号」の次に「又は第175条第2項第1号」を加え、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条」の次に「又は第171条」を加える。

第73条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第76条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所
にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第78条中「第36条まで、第38条から」を削り、「、第52条」を「及び第
52条」に改め、「及び第70条」及び「、第12条第1項中「第37条」とある
のは「第78条において準用する第70条」と」を削り、「準用する第70条第6
号」を「準用する第37条第6号」に改め、「、第70条第6号中「実施地域(当
該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地
域をいう。)」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第80条の次に次の1条を加える。

(利用定員)

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以
上とする。

第81条中「第36条まで、第38条から」、「、第70条」、「、第76条」
及び「、第70条第6号中「通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援
事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)」とあるのは
「実施地域」と」を削る。

第90条第1項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に、「同条第3
項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第73条第4項」を「第73条第5
項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第15号)の改正に伴い、児童発達支援センターにおけ
る相談及び援助に係る規定の改正、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にお
ける通いサービスに係るみなし規定の追加、主として重症心身障害児を通わせる
指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び利用定員に係る規定の追加その他
所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 1 号関係資料

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 児童発達支援センターにおける相談及び援助に係る規定の改正(第 5 1 条関係)

児童発達支援センターが通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、相談に応じ、必要な援助を行う対象に、障害児及び当該障害児が通い、在学し、又は在籍する施設を追加するもの

- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における通いサービスに係るみなし規定の追加(第 6 1 条の 2 関係)

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児に対して提供する通いサービスが一定の要件を満たした場合に当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなす規定を追加するもの

- (3) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び利用定員に係る規定の追加(第 7 3 条及び第 7 6 条関係)

主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者とし、その員数は、それぞれ 1 以上とする規定並びに利用定員を 5 人以上とすることができる規定を追加するもの

2 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日

相模原市精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
相模原市精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例
相模原市精神保健福祉センター条例(平成 21 年相模原市条例第 53 号)の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「診療」の次に「及び同条第 2 号の業務のうち特別に費用を要するもの」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 被保険者証等(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による被保険者又は規則で定める保険各法に基づく被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者であることを証する書類をいう。)を提出しない者についての使用料等の額は、前号の規定により算定した額に 100 分の 150 を乗じて得た額

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 前条第 2 号の業務のうち特別に費用を要するものについては、当該費用の範囲内において規則で定める額

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市精神保健福祉センターが行う診療以外の業務のうち特別に費用を要するものを行った場合の使用料等を徴収する規定の追加及び被保険者証等を提出しない者についての使用料等の額に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条第 1 項に規定する経過措置に関する条例について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条第 1 項に規定する経過措置に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条第 1 項に規定する経過措置に関する条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)附則第 14 条第 1 項の規定により、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間を行わず、同年 4 月 1 日から行うものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例について

相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第 1 条 相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年相模原市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

第 46 条第 1 1 項中「。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。」
を削り、同条第 1 2 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第 98 条第
1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第 1 4 項中「指定複
合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同
条に次の 1 項を加える。

15 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、
サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであ
って、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を
置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数
及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しな
ければならない。

第 53 条中「準用する第 31 条第 3 項」との次に「、同条第 4 項第 1 号中
「第 24 条第 1 項」とあるのは「第 53 条において準用する第 24 条第 1 項」と
を加える。

(相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者(相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。))第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。))に、「指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第1号訪問事業」に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第5条第1項から第4項までに規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第7条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第5条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第7条第1項に規定

する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第13条中「平成26年相模原市条例第72号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

第43条第3項中「基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。)に相当するものとして市が定めるものに限る。)」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第45条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第43条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第49条第3項中「(指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項)を「(相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第49条第1項」に改める。

第64条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第65条第5項中「第192条第1項」を「第192条第10項」に、「指定複合型サービス(」を「指定看護小規模多機能型居宅介護(」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改める。

第80条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の1号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者

(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第86条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第99条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第100条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項から第7項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第102条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第100条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第

100条第1項から第3項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第111条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第112条第2項第5号中「次条において準用する第39条第2項」を「前条第2項」に改める。

第113条中「第40条まで」を「第38条まで、第40条」に改める。

第115条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第119条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第130条第2項第6号中「第39条第2項」を「第111条の2第2項」に

改める。

第131条中「第40条まで」を「第38条まで、第40条」に、「第111条」を「第111条の2」に、「を「療養通所介護従業者」」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」」に改める。

第132条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。)」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項から第6項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第134条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第132条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第3項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第135条中「第38条から第40条まで」を「第38条、第40条」に改める。

第136条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第140条に次の1号を加える。

- (4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第141条に次の1項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リ

ハビリテーションの目標と当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第165条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第182条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所」を「、指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第188条中「「看護職員」と」の次に「、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第191条第1項第4号ア中「6. 4平方メートル」の次に「以上」を加える。

第217条第3項を削る。

第218条第2項第2号ア中「、利用者」の次に「の数」を加え、「うち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1」を削る。

第223条を次のように改める。

第223条 削除

第236条第2項第8号及び第247条第2項第10号を削る。

第248条中「第222条から第227条まで」を「第222条、第224条

から第 2 2 7 条まで」に改める。

第 2 5 8 条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんくわん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(相模原市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 相模原市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「居宅サービス事業を行う者をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 3 条第 6 項及び第 7 項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第 4 5 条第 1 項中「診療室」を「診察室」に改め、同条第 4 項第 2 号ただし書を削る。

(相模原市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 相模原市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「居宅サービス事業を行う者をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 5 条第 1 項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

第 2 5 条第 4 号及び第 5 3 条中「第 3 7 条第 2 項」を「第 3 7 条第 3 項」に改める。

(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 5 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 5 3 条」を「第 1 5 2 条の 2・第 1 5 3 条」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則(第84条第3項、第85条、第192条第10項、第193条第2項及び第194条を除く。)中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第1条中「いう。)」の次に「第78条の2第1項並びに」を加える。

第6条第1項第2号中「(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)」を削り、同条第2項ただし書中「第1項第4号ア」を「前項第4号ア」に改め、「又は相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)」第5条第2項のサービス提供責任者を削り、同条第4項ただし書中「この条」を「この章」に改め、同条第5項中「に次」を「の同一敷地内に次の各号」に、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第66条、第83条第6項第1号」を「第66条第1項、第83条第6項」に改め、同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改め、同条第9項中「第25条第1項」の次に「並びに第26条第5項及び第11項」を加え、同条第11項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、同条第12項中「とき及び」を「とき並びに」に、「同条第1項第1号アに」を「同条第4項に」に改める。

第13条第2項中「指定居宅介護支援」の次に「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)」を加える。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、

随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第39条第1項中「法第115条の46第1項に規定する」を削る。

第49条第1項ただし書中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第57条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第60条中「、夜間対応型訪問介護」を「、指定夜間対応型訪問介護」に、「第9条第1項」を「第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第56条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(」に、「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改める。

第61条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第62条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下同じ。))」を加え、「以下同じ。))の」を「)の」に改める。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を加え、「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)」を削り、「指定介護予防サービスをいう」及び「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「(法第8条第24項

に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第74条第4号中「利用定員(」の次に「第62条第4項又は」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「、第40条」を削る。

第83条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随	看護師又は准看護

の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	師
----------------------------	--	---

第83条第8項中「いう」の次に「。第111条第4項及び第131条第9項において同じ」を加え、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第12項中「第97条」を「第97条第1項」に改める。

第84条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第193条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を、「第113条」の次に「、第193条第2項」を加える。

第86条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人(」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第92条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第107条中「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

第111条第10項中「第10項」を「第9項」に改める。

第114条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的

運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第119条第1項中「第111条第7項」を「第111条第5項」に改める。

第122条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第129条中「、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と」及び「知見を有する者」を削る。

第136条を次のように改める。

第136条 削除

第149条第2項第9号を削る。

第150条中「第7章第4節」と」の次に「、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加え、「知見を有する者」を削る。

第151条第3項中「居宅介護支援事業者」の次に「(法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第152条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。)」を加え、同条第8項中「には、次」の次に「の各号」を加え、同項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号)」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設

の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。

第8章第3節中第153条の前に次の1条を加える。

(入所定員)

第152条の2 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

第153条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第177条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第178条中「知見を有する者」を削る。

第181条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第190条中「知見を有する者」を削る。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条中「以下「指定複合型サービス」を「法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う看護小規模多機能型居宅介護」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を加え、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が」に、「指定複合型

サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「とき及び」を「とき並びに」に改める。

第193条第2項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。)」を加える。

第194条(見出しを含む。)中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第195条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第196条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第197条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第198条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第201条第1項及び第202条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第203条中「から第107条」の次に「まで」を加え、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

附則第4項中「第6項」を「附則第6項」に改める。

附則第7項中「認知症対応型共同生活介護事業所」を「指定認知症対応型共同

生活介護事業所」に改める。

(相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第87条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議をいう。以下同じ。)」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーシ

ョン計画を作成した場合については、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第100条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第106条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第106条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第107条第2項第5号中「次条において準用する第36条第2項」を「前条第2項」に改める。

第108条中「第37条まで」を「第35条まで、第37条」に改める。

第116条中「から第37条まで」を「、第37条」に改め、「、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

第126条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中

第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第140条に次の1項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第142条第2項第1号を次のように改める。

(1) 介護予防短期入所生活介護計画

第154条第1項第2号ア中「当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所」を「当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」に改める。

第166条中「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第172条中「第54条第4項」を「第53条第4項」に改め、「前項と」の次に「、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第175条第1項第4号ア中「6.4平方メートル」の次に「以上」を加える。

第181条第2項第1号を次のように改める。

(1) 介護予防短期入所療養介護計画

第192条第2項中「第205条第1項」を「第205条」に改める。

第203条第3項を削る。

第204条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の次に「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第209条を次のように改める。

第209条 削除

第217条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第3号」を「第2号」に改める。

第234条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第244条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第252条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第7条 相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

	第1節	基本方針(第4条)	
	第2節	人員に関する基準(第5条・第6条)	
	第3節	設備に関する基準(第7条)	
目次中	第4節	運営に関する基準(第8条―第39条)	
	第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第40条―第42条)	
	第6節	基準該当介護予防サービスに関する基準(第43条―第47条)	」

を「第2章 削除」に、「第52条」を「第51条の2」に、

「第7章 介護予防通所介護

	第1節	基本方針(第97条)	
	第2節	人員に関する基準(第98条・第99条)	
	第3節	設備に関する基準(第100条)	
	第4節	運営に関する基準(第101条―第108条)	を
	第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第109条―第112条)	
	第6節	基準該当介護予防サービスに関する基準(第113条―第116条)	」

「第7章 削除」に、「第120条」を「第119条の2」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第4条から第47条まで 削除

第49条第3項中「指定居宅サービス等基準条例」を「相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)」に改める。

第50条第2項中「暴力団員等」の次に「(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。))第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)」を加える。

第3章第4節中第52条の前に次の12条を加える。

(内容及び手続の説明及び同意)

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護

の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項で規則で定めるものを記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算

機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければ

ならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第73号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。))第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から

の申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第52条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第55条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な

管理に努めなければならない。

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わ

なければならない。

(会計の区分)

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第56条第2項第1号中「次条において準用する第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第23条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「次条において準用する第28条第1項」を「第55条の2第1項」に改める。

第57条を次のように改める。

(暴力団排除)

第57条 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

- (1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等
- (3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

第63条中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第33条まで、第34条(第5項及び第6項を除く。)、第35条から第37条まで及び第39条並びに」を削り、「第52条第1項及び第57条」を「第51条の9、第52条第1項並びに第55条の8第5項及び第6項」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第8条及び第30条中「第26条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第19条中」を「第51条の13第1項中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第29条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及

び備品等」と」を削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」と」の次に「、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第74条第2項第4号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第5号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第6号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第7号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「第28条第1項」を「第55条の2第1項」に改める。

第75条中「第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第37条まで、第39条及び第54条」を「第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の11まで及び第57条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条及び第30条中「第26条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第13条中」を「第51条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第84条第2項第2号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「第28条第1項」を「第55条の2第1項」に改める。

第85条中「第6条第2項、第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第37条まで、第39条、第54条」を「第50条第2項、第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第57条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」

に、「第8条及び第30条中「第26条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第13条中」を「第51条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第93条第2項第1号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「第28条第1項」を「第55条の2第1項」に改める。

第94条中「第6条第2項、第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第37条まで、第39条、第54条」を「第50条第2項、第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第57条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条及び第30条中「第26条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第13条中」を「第51条の7中」に、「第18条中」を「第51条の12中」に改め、「利用者」と」の次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第97条から第116条まで 削除

第8章第4節中第120条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第119条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の次に次の3条を加える。

(勤務体制の確保等)

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第123条第2項第2号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「第103条第1項」を「第121条の2第1項」に改める。

第124条中「第6条第2項、第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第39条、第69条、第101条及び第103条から第105条まで」を「第50条第2項、第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第57条及び第69条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条及び第30条中「第26条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第13条中」を「第51条の7中」に改め、

「、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第133条第1項第2号ア及びイ中「第105条」を「第121条の4」に改める。

第134条第2項中「第8条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第140条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第142条第2項第2号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「第103条第1項」を「第121条の2第1項」に改める。

第143条中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第39条、第54条、第103条、第105条及び第106条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第57条、第121条の2及び第121条の4」に、「第30条中「第26条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第3項及び第105条中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

第154条第1項第2号ア及びイ中「第105条」を「第121条の4」に改める。

第160条中「第138条」の次に「、第140条の2」を加え、「第103

条の」を「第121条の2の」に、「第103条第1項」を「第121条の2第1項」に改める。

第166条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第167条第4項、第170条第1項及び第171条(見出しを含む。)中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第172条中「第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8」に、「第35条から第37条まで、第39条、第54条、第103条、第105条、第106条」を「第55条の9から第55条の11まで、第57条、第121条の2、第121条の4」に、「第19条中」を「第51条の13第1項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第21条中」を「第52条の2中」に、「第30条中「第26条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

第181条第2項第2号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「第103条第1項」を「第121条の2第1項」に改める。

第182条中「第6条第2項、第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第39条、第54条、第103条、第105条」を「第50条第2項、第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55

条の7から第55条の11まで、第57条、第121条の2、第121条の4」に、「第30条中「第26条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

第197条中「第103条の」を「第121条の2の」に、「第103条第1項」を「第121条の2第1項」に改める。

第207条第4項中「第8条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第217条第2項第5号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第6号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第7号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第218条中「第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第39条、第53条、第54条、第105条及び第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第57条、第121条の4及び第140条の2」に、「第30条中「第26条」とあるのは「第213条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条」を「第53条及び第55条の4」に改め、「「介護予防特定施設従業者」と」の次に「、同条中「第55条」とあるのは「第213条」と」を加える。

第226条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第231条第4項中「第8条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第233条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。)」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)」を加え、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護

予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。)に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第234条第2項第4号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第235条中「第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第39条、第53条、第54条、第105条、第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第57条、第121条の4、第140条の2」に、「第30条中「第26条」」を「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第32条中「指定介護予防訪問介護事業所」」を「第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」」に改め、「、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第248条第2項第1号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「第103条第1項」を「第121条の2第1項」に改める。

第249条中「第8条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第37条まで、第39条、第54条」を「第51条の2から第51条の13まで、

第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで、第57条」に、「第103条第1項及び第2項」を「第121条の2第1項及び第2項」に、「第8条中「第26条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第10条」を「第51条の4」に、「第14条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第18条」を「第51条の12」に、「第19条中」を「第51条の13第1項中」に、「第21条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第254条中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第33条まで、第34条」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8」に、「第35条から第37条まで、第39条、第54条」を「第55条の9から第55条の11まで、第57条」に、「第103条第1項及び第2項」を「第121条の2第1項及び第2項」に、「第8条中「第26条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第10条」を「第51条の4」に、「第14条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第18条」を「第51条の12」に、「第19条中」を「第51条の13第1項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第21条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第262条第2項第2号中「第23条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第34条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第36条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同条第4項第1号中「第103条第1項」を「第121条の2第1項」に改める。

第263条中「第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第23条、第29条、第31条から第37条まで、第39条、第54条、第103条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第57条、第121条の2第1項及び第2項」に、「第8条中「第26条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護

員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第10条」を「第51条の4」に、「第14条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第18条中」を「第51条の12中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に、「と第243条」を「と、第243条第4号」に改める。

(相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第1条中「指定地域密着型介護予防サービス事業」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業」に改める。

第5条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下同じ。))」を加え、「以下同じ。))の」を「)の」に、「以下同じ。)の事業」を「)の事業」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第45条第6項第2号」及び「第45条第6項第3号」を「第45条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」、「指定地域密着型サービスをいう」、「指定介護予防サービスをいう」及び「介護保険施設をいう」

の次に「。以下同じ」を加え、「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に、「第45条第7項」を「同条第7項」に改める。

第27条第4号中「第5条第2項」を「第5条第4項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能

型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第12項中「第68条」を「第68条第3号」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)」を削り、「以下同じ。)」が」を「)が」に、「以下同じ。)、指定訪問介護事業者」を「)、指定訪問介護事業者」に、「以下同じ。)又は」を「)又は」に、「以下同じ。)の指定」を「)の指定」に改め、「含む。)」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定地域密着型サービス基準条例第193条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人(」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

第66条中「第38条まで」を「第36条まで、第37条(第4項を除く。)、第38条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第72条第4項中「、指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「(指定地

域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を加え、「指定地域密着型サービス基準条例第83条」を「同条」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第9項」に改める。

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「から第38条まで」を「、第37条(第4項を除く。)、第38条」に改め、「、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」及び「知見を有する者」を削る。

(相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第10条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第14条中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第19号中「等に係る主治の医師」を「等に係る主治の医師等」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例において位置付けら

れている計画の提出を求めるものとする。

第14条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第30条第2項第1号中「第14条第12号」を「第14条第13号」に改め、同項第2号エ中「第14条第13号」を「第14条第14号」に改める。

第32条中「第14条第12号」を「第14条第13号」に、「第14条第13号」を「第14条第14号」に改める。

(相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第10条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第29条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画(相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を「介護予防訪問看護計画

書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第77条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第34条中「第32条第13号」を「第32条第14号」に、「第32条第14号」を「第32条第15号」に、「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条の規定及び第10条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日

(2) 第1条中相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第11項及び第12項の改正規定、第2条中相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の改正規定(同条第5項を同条第6項とする部分及び同条第4項の次に1項を加える部分を除く。)、同条例第7条第2項、第43条第3項、第45条第2項、第49条第3項及び第100条の改正規定、同条例第102条の改正規定(同条第4項を同条第5項とする部分及び同条第3項の次に1項を加える部分を除く。)並びに同条例第132条及び第134条第4項の改正規定、第5条中相

模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第2項ただし書の改正規定(「第1項第4号ア」を「前項第4号ア」に改める部分を除く。)、同条例第84条第1項ただし書の改正規定(「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める部分を除く。)並びに同条例第152条第12項及び第13項の改正規定、第7条の規定、第8条中相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第46条第1項ただし書の改正規定(「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改める部分及び「含む。)」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を加える部分に限る。)並びに第10条中相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第32条第15号イの改正規定(「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削る部分に限る。)並びに次項から附則第9項までの規定 平成28年4月1日

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 第2条の規定(前項第2号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の相模原

市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。)第5条第2項及び第6項、
第7条第2項、第43条第3項並びに第45条第2項の規定

(2) 第5条の規定(前項第2号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の相模原
市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例(以下「旧地域密着型サービス基準条例」という。)第6条第2項の規定

(3) 第7条の規定による改正前の相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、
設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例(以下「旧介護予防サービス等基準条
例」という。)第4条から第47条までの規定

3 前項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サー
ビス等基準条例第5条第2項及び第6項並びに第7条第2項の規定は、旧指定介護
予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規
定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定め
るものに限る。)に係る指定事業者(同法第115条の45の3第1項に規定する
指定事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受けている場合について準用す
る。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え
るものとする。

第5条第 2項	指定訪問介護事業者(相模原市指 定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定め る条例(平成24年相模原市条例 第81号。以下「指定居宅サー ビス等基準条例」という。)第5条 第1項に規定する指定訪問介護事 業者をいう。以下同じ。)	法第115条の45第1項第1 号イに規定する第1号訪問事業 (指定介護予防訪問介護に相当 するものとして市が定めるもの に限る。)に係る指定事業者
	指定訪問介護(指定居宅サー ビス等基準条例第4条に規定する指定 訪問介護をいう。以下同じ。)の 事業	当該第1号訪問事業

	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第1号訪問事業
第5条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第5条第1項から第4項までに規定する	市の定める当該第1号訪問事業の
第7条第2項	指定訪問介護事業者	第5条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する	市の定める当該第1号訪問事業の

4 附則第2項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第43条第3項及び第45条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条第3項	基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)
	同項及び同条第2項に規定する	市の定める当該第1号訪問事業の
第45条第2項	基準該当訪問介護の事業	第43条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第	市の定める当該第1号訪問事業

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。
- (1) 第1条の規定(附則第1項第2号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第12項の規定
- (2) 旧指定居宅サービス等基準条例第100条第1項第3号及び第8項、第102条第5項、第132条第1項第3号及び第7項並びに第134条第4項の規定
- (3) 旧地域密着型サービス基準条例第152条第13項の規定
- (4) 旧介護予防サービス等基準条例第8条から第14条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第15条(第108条において準用する場合に限る。)、第16条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第17条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第19条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第21条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第23条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第24条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第30条から第33条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第34条第1項から第4項まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第34条第5項及び第6項(第108条において準用する場合に限る。)、第35条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第37条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第39条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第97条から第116条まで、第166条、第167条第4項、第170条第1項並びに第171条の規定
- 6 前項第4号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービ

ス等基準条例第98条第1項第3号及び第8項並びに第100条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条 第1項第 3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第98条 第8項	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項までに規定する	市の定める当該第1号通所事業の
第100 条第5項	指定通所介護事業者	第98条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する	市の定める当該第1号通所事業の

7 附則第5項第4号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第113条第1項第3号及び第7項並びに第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第113条第1項第3号	基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第113条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第6項までに規定する	市の定める当該第1号通所事業の
第115条第4項	基準該当通所介護の事業	第113条第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する	市の定める当該第1号通所事業の

8 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第7条の規定による改正後の相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)第233条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者(」とあるのは、「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係

法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

- 9 新介護予防サービス等基準条例第233条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者及び旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条第3項並びに第4項第1号及び第2号の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

提案の理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)による関係省令の改正に伴う本市の介護保険施設等及び居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第24号関係資料

相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 第1条関係(相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームに係る職員の配置基準に関する規定の追加

地域密着型特別養護老人ホームを本体施設とするサテライト型居住施設に医師等の職員を置かない場合における本体施設の職員数の算出に係る規定を追加するもの

※ サテライト型居住施設

本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。本体施設とは、同一法人により設置され、サテライト型居住施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホーム若しくは介護老人保健施設又は病院若しくは診療所をいう。

※ 地域密着型特別養護老人ホーム

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。

(2) 第2条、第6条及び第7条関係(相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

ア 訪問介護に係る規定の改正

(ア) サービス提供責任者の配置基準の緩和

一定の要件に該当する場合、サービス提供責任者の配置基準を現行の「利用者40人に対して1人以上」から「利用者50人に対して1人以上」に緩和するもの

(イ) 介護予防訪問介護に係る基準の削除

介護予防訪問介護が新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新

総合事業」という。)における第1号訪問事業に移行することに伴い、介護予防訪問介護に係る人員、設備及び運営の基準を削除するもの

※ 新総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。介護予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行し、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティア等の地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する事業をいう。

※ 第1号訪問事業

要支援認定を受けた者等に対し、介護予防を目的として、居宅において日常生活上の支援を行う事業をいう。

(ウ) 訪問介護及び第1号訪問事業を一体的に実施する場合の基準の追加

訪問介護事業者が訪問介護及び新総合事業における第1号訪問事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、当該第1号訪問事業に係る基準を満たすことをもって、訪問介護に係る基準を満たすこととするもの

イ 通所介護に係る規定の改正

(ア) 介護予防通所介護に係る基準の削除

介護予防通所介護が新総合事業における第1号通所事業に移行することに伴い、介護予防通所介護に係る人員、設備及び運営の基準を削除するもの

(イ) 通所介護及び第1号通所事業を一体的に実施する場合の基準の追加

通所介護事業者が通所介護及び新総合事業における第1号通所事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、当該第1号通所事業に係る基準を満たすことをもって、通所介護に係る基準を満たすこととするもの

※ 第1号通所事業

要支援認定を受けた者等に対し、介護予防を目的として、通所により日

常生活上の支援及び機能訓練を行う事業をいう。

(ウ) 通所介護事業所における宿泊サービスに係る届出及び事故報告の義務付け

通所介護事業所の設備を利用して、夜間における介護保険制度外の宿泊等のサービスを実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるもの

ウ 短期入所生活介護に係る規定の改正

専用の居室以外での利用者の受入れ

利用者の状況や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での短期入所生活介護の受入れを可能とするもの

※ 短期入所生活介護(ショートステイ)

利用者が特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスをいう。

エ 特定施設入居者生活介護に係る規定の改正

要支援2の利用者に係る介護職員及び看護職員の配置基準の緩和

利用者と介護職員及び看護職員の比率について、現行のもの(3:1)を見直し、要支援1の利用者に係る比率と同じもの(10:1)に緩和するもの

※ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する利用者が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスをいう。

(3) 第3条関係(相模原市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

サテライト型介護老人保健施設に係る職員の配置基準の緩和

本体施設が介護老人保健施設である場合で入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、言語聴覚士を置かないことを可能とするもの

(4) 第4条関係(相模原市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

指定介護療養型医療施設の設備の名称の変更

指定介護療養型医療施設の設備である生活機能訓練室の名称を生活機能回復訓練室に変更するもの

(5) 第5条及び第8条関係(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

ア 小規模多機能型居宅介護に係る規定の改正

小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の基準の緩和

登録定員を「25人以下」から「29人以下」に緩和するもの

※ 小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への通いを中心として、短期間の宿泊及び利用者の自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスをいう。

イ 認知症対応型共同生活介護に係る規定の改正

共同生活住居(ユニット)の設置基準の緩和

用地確保が困難等の事情がある場合に、共同生活住居の数(ユニット数)を「1又は2」から「3まで」に緩和するもの

※ 認知症対応型共同生活介護

認知症のため介護を必要とする者が少人数で共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスをいう。

ウ 複合型サービスに係る規定の改正

(ア) サービス名の変更

通い、泊まり、訪問看護及び訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの

(イ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の基準の緩和

登録定員を「25人以下」から「29人以下」に緩和するもの

- (6) 第9条及び第10条関係(相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

個別サービス計画の介護支援専門員への提出

介護支援専門員は、介護サービス事業者間の意識の共有を図る観点から、介護サービス事業者に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスについて個別サービス計画の提出を求めることとするもの

※ 介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護認定を受けた者が介護サービスを適切に受けることができるよう、心身の状況、その置かれている環境、利用者及び家族の希望等を勘案して、サービスを組み合わせたケアプランを作成するとともに、介護サービス事業者との連絡調整などを行う専門職をいう。

2 施行期日

平成27年4月1日。ただし、1(2)ア(イ)及び(ウ)並びにイ(ア)及び(イ)に係る規定は平成28年4月1日、1(6)に係る規定(一部の規定は平成28年4月1日)は公布の日

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成12年相模原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「23,800円」を「32,300円」に改め、同条第2号中「29,700円」を「38,700円」に改め、同条第3号中「41,600円」を「45,200円」に改め、同条第4号中「59,400円」を「51,600円」に改め、同条第10号中「133,600円」を「148,400円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「115,800円」を「129,000円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「101,000円」を「109,700円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「89,700円」を「96,800円」に改め、同号イ中「第9号イ」を「第10号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「73,100円」を「80,600円」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「66,500円」を「71,000円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 64,500円

第10条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「若しくは第6号ロ又は政令附則第16条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)及び第17条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)」を

「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「から第6号まで又は政令附則第16条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)及び第17条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)」を「から第9号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

提案の理由

平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料について、保険料率の区分の変更、保険料率の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 25 号関係資料

相模原市介護保険条例の改正の概要

1 改正の内容

第 1 号被保険者の保険料率の区分の変更及び保険料率の改定(第 8 条関係)

区 分		平成 24 年度 から平成 26 年度までの 保険料率	平成 27 年度 から平成 29 年度までの 保険料率
1	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯 全員が市民税非課税の者等	23,800 円	32,300 円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等 の収入金額及び合計所得金額の合計が 80 万円 以下である者等	29,700 円	
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等 の収入金額及び合計所得金額の合計が 80 万円 を超え 120 万円以下である者等	35,600 円	38,700 円
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等 の収入金額及び合計所得金額の合計が 120 万円 を超える者等	41,600 円	45,200 円
4	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税 者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額 の合計が 80 万円以下である者等	47,500 円	51,600 円
5	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税 者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額 の合計が 80 万円を超える者等	59,400 円	64,500 円
6	市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円以下 である者等	66,500 円	71,000 円
7	市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円を超 え 200 万円未満である者等	73,100 円	80,600 円

8	市民税課税者で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満である者等	89,700 円	96,800 円
9	市民税課税者で、合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満である者等	101,000 円	109,700 円
10	市民税課税者で、合計所得金額が 500 万円以上 1,000 万円未満である者等	115,800 円	129,000 円
11	市民税課税者で、合計所得金額が 1,000 万円以上である者	133,600 円	148,400 円

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

相模原市子どもの権利条例について
相模原市子どもの権利条例を次のように制定する。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 子どもの権利(第3条―第7条)

第3章 子どもの権利の保障(第8条―第12条)

第4章 子どもの意見表明及び参加(第13条・第14条)

第5章 子育て家庭への支援(第15条・第16条)

第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済(第17条―第30条)

第7章 子どもに関する施策の推進(第31条・第32条)

第8章 雑則(第33条)

附則

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

私たちのまちさがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとになることを私たちは願っています。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持って

いる権利を大切にすることを約束しています。

このような中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人たちへの支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。

3 この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。

5 この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは

通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人をいいます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障と尊重)

第3条 この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

3 子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) 適切な医療が必要に応じて提供されること。

(4) いかなる理由によっても差別をされないこと。

(5) 安全な環境において生活ができること。

(心身ともに豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。

(2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。

(3) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。

(2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。

(3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

(4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。

(5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(地域及び社会に参加する権利)

第7条 子どもは、年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分の意見を表明すること。

(2) 表明した自分の意見が尊重されること。

(3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。

(4) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

第3章 子どもの権利の保障

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

3 市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。

4 保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

(施設関係者の責務)

第10条 施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行って

はなりません。

- 3 施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。
- 4 施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。
- 5 施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。

- 2 地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。
- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。
- 4 地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(子どもの居場所の確保)

第12条 市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

第4章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加の機会の確保)

第13条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとします。

(子どもへの情報発信等)

第14条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

す。

第5章 子育て家庭への支援

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとします。

2 市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとします。

(配慮を必要とする子育て家庭への支援)

第16条 市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 救済委員の定数は、3人以内とします。

4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

(解嘱)

第18条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

(兼職の禁止)

第19条 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第20条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の勧告」といいます。)を行うこと。
- (3) 是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況について報告を求めること。
- (4) 是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(相談及び救済の申出)

第22条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに関するもの
- (2) 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限りませう。)

- 2 救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第23条 救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。

- 2 救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

- 3 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、

関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査をすることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

5 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第24条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 救済の申出の原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(4) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(市の機関に対する是正の要請等)

第25条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。

(市の機関以外のものに対する是正の要請)

第26条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請を行うことができます。

(報告及び公表)

第27条 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

3 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第28条 救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

(救済委員への協力)

第29条 市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。

2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。

(子どもの権利相談員)

第30条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第19条及び第21条の規定は、相談員について準用します。

第7章 子どもに関する施策の推進

(子どもに関する施策の推進)

第31条 市は、子どもの権利の保障に資するよう、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進するものとします。

(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。

(2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

(3) 保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

(子どもの権利の日)

第32条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解及び関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けます。

2 さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とします。

第8章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。ただし、第6章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正します。

別表第1中36の項を38の項とし、27の項から35の項までを2項ずつ繰り下げ、26の項の次に次のように加えます。

27	子どもの権利救済委員	日額	30,000円
28	子どもの権利相談員	月額	212,000円。 ただし、1週につき3日を超えない勤務とされる者にあつては149,700円

提案の理由

子どもの権利を保障するため、地域社会が支援する仕組みについて、所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担
等に関する条例について

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担
等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)に基づく利用者負担、市が設置する特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担額の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法の例による。

(利用者負担額)

第 3 条 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで並びに附則第 9 条第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ(1)及びロ(1)並びに第 3 号イ(1)に規定する政令で定める額を限度として市が定める額は、支給認定保護者の属する世帯の状況、その所得の状況その他の事情を勘案して支給認定子どもの年齢等に応じて規則で定める額(以下「利用者負担額」という。)とする。

(月の途中において教育等の開始又は終了をした場合の利用者負担額)

第 4 条 月の途中において特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から教育又は保育(以下「教育等」という。)を受けることを開始し、又は終了した場合の利用者負担額(教育等を受けることを開始し、又は終了した月の利用者負担額に限る。)は、日割りによって計算して得た額とする。この場合における日割りの

計算方法について必要な事項は、規則で定める。

(利用者負担額の決定)

第5条 市長は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から教育等を受ける支給認定子どもに係る利用者負担額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用者負担額の決定をした後に、当該決定をした利用者負担額を支給認定保護者が負担することが収入の減少又は不時の支出により困難であると認めるときは、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、利用者負担額の変更を決定することができる。

(利用者負担額等の減免)

第6条 市長は、規則で定めるところにより、利用者負担額及び第8条第1項に規定する延長保育料を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の徴収)

第7条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設を利用する支給認定子どもに係る支給認定保護者から当該利用に係る利用者負担額(以下「保育料」という。)を徴収するものとする。

2 市長は、市が設置する幼稚園に通園する支給認定子どものうち通園バスを使用するものに係る支給認定保護者から通園バス使用料として月額2,000円を徴収するものとする。

(延長保育料)

第8条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において認定された保育必要量による保育を受ける時間を超えて当該施設を利用する支給認定子どもに係る支給認定保護者から当該利用に係る費用(以下「延長保育料」という。)を徴収するものとする。

2 延長保育料の額は、延長保育料を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して規則で定める額とする。

(納期限)

第9条 保育料及び第7条第2項に規定する通園バス使用料(以下「保育料等」という。)の納期限は、毎月末日(その日が相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する相模原市の休日に当たる場合は、その直後の相模原市の休日でない日)とする。

2 延長保育料の納期限は、規則で定める日とする。

(保育料等及び延長保育料の不還付)

第10条 既納の保育料等及び延長保育料は、還付しない。ただし、市長(市が設置する幼稚園に係る保育料等にあつては、教育委員会)が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特定保育所の利用者負担)

第11条 法附則第6条第4項の規定により市長が特定保育所から特定教育・保育(保育に限る。)を受ける保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する額は、保育費用を保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて規則で定める額とする。

2 第4条から第6条まで及び前2条の規定は、前項の規則で定める額について準用する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による利用者負担額の決定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(相模原市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例の廃止)

3 相模原市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例(平成17年相模原市条例第152号)は、廃止する。

(相模原市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の相模原市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例の規定により徴収する保育料、入園料及び通園バス使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく利用者負担、市が設置する特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担額の徴収等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年相模原市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中

学校医	月額	25,000 円を超えない範囲内で教育委員会が規則で定める額。ただし、健康診断を行った場合は、健康診断を行った児童、生徒及び幼児の人数に 200 円を乗じて得た額を当該規則で定める
学校歯科医		

を

		額に加算して得た額
学校薬剤師	月額	21,000円

学校医	学校(相模原市立学校の設置に関する条例(昭和39年相模原市条例第30号)本則の規定により設置された幼稚園、小学校又は中学校をいう。以下同じ。)の学校医	月額	25,000円を超えない範囲内で教育委員会が規則で定める額。ただし、健康診断を行った場合は、健康診断を行った児童、生徒及び幼児の人数に200円を乗じて得た額を当該規則で定める額に加算して得た額
	認定こども園(相模原市立認定こども園条例(平成26年相模原市条例第52号)第2条の規定により設置された相模原市立認定	月額	25,000円。ただし、園児の人数が次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を25,000円に加算して得た額 (1) 幼児が60人以上110人未満の場合 2,060

	こども園をいう。以下同じ。)の学校医		円 (2) 幼児が110人以上の場合 3,350円 (3) 乳児が15人以上40人未満の場合 2,060円 (4) 乳児が40人以上の場合 3,350円
学校歯科医	学校の学校歯科医	月額	25,000円を超えない範囲内で教育委員会が規則で定める額。ただし、健康診断を行った場合は、健康診断を行った児童、生徒及び幼児の人数に200円を乗じて得た額を当該規則で定める額に加算して得た額
	認定こども園の学校歯科医	月額	25,000円。ただし、園児の人数が次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を

に改める。

		25,000円に 加算して得た額 (1) 乳児及び幼 児が90人以 上150人未満 の場合 750 円 (2) 乳児及び幼 児が150人 以上の場合 1,200円
学校薬剤師	月額	21,000円

」

(相模原市児童生徒等災害見舞金条例の一部改正)

第2条 相模原市児童生徒等災害見舞金条例(昭和50年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「関し」を「ついて」に改める。

第2条第1号中「又は中学校(」を「若しくは中学校(」に、「に規定する」を「本則の規定により設置された」に、「以下」を「)又は認定こども園(相模原市立認定こども園条例(平成26年相模原市条例第52号)第2条の規定により設置された相模原市立認定こども園をいう。)(以下これらを)」に改め、同条第2号中「第7条第1項」を「第39条第1項」に改め、「。以下同じ」を削り、「(以下」の次に「これらを」を加え、同条第3号ア中「授業」の次に「又は保育」を加え、同号エ中「幼稚園の園長又は学校の校長(以下「校長等」という。)」を「学校の長」に改める。

第3条第1項中「及び児童福祉法第6条」を削り、同項第1号中「程度の」を削り、同項第4号中「、同条第3号及び省令」を「及び第3号並びに」に改める。

第5条中「校長等、保育所の長及び児童保育施設」を「学校の長及び保育所等」に改める。

(相模原市保育所における保育の実施に関する条例の廃止)

第3条 相模原市保育所における保育の実施に関する条例(昭和62年相模原市条

例第3号)は、廃止する。

(相模原市立児童保育施設条例の一部改正)

第4条 相模原市立児童保育施設条例(平成17年相模原市条例第99号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第39条」を「第39条第1項」に改める。

第2条第1号中「相模原市保育所における保育の実施に関する条例(昭和62年相模原市条例第3号)第2条に規定する保育の実施基準」を「子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条各号に規定する事由」に改める。

第5条を次のように改める。

(保育料)

第5条 第3条の規定による児童保育施設の入所の承認を受けた児童の保護者は、児童保育施設の利用に係る費用(以下「保育料」という。)を毎月末日(その日が相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する相模原市の休日に当たる場合は、その直後の相模原市の休日でない日)までに納付しなければならない。

2 保育料の額は、月額15,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、月の途中において児童保育施設の利用を開始し、又は終了した場合の保育料(利用を開始し、又は終了した月の保育料に限る。)の額は、日割りによって計算して得た額とする。この場合における日割りの計算方法について必要な事項は、規則で定める。

(相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成21年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項中「同条第3項」を「第3項」に改め、同条第4項中「第6条第2項各号」を「同条第2項各号」に改める。

第10条第1項第1号中「えさ」を「餌」に改め、同項第2号中「たい積」を「堆積」に改め、同項第3号中「さく」を「柵」に、「同条第5項」を「第5項」に改め、同条第2項第2号中「規定する学校」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77

号)第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の相模原市立児童保育施設条例第5条の規定は、この条例の施行の日の属する月分以後の児童保育施設の保育料について適用し、同月分前までの児童保育施設の保育料については、なお従前の例による。

提案の理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の制定及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の改正に伴い、関係条例の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 28 号関係資料

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の概要

1 改正又は廃止の内容

- (1) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(第 1 条関係)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)において準用する学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定により市立幼保連携型認定こども園に置く学校医及び学校歯科医の報酬額を設定するもの

- (2) 相模原市児童生徒等災害見舞金条例の一部改正(第 2 条関係)

相模原市立相模湖こども園の設置に当たり、市立幼保連携型認定こども園の園児について、児童生徒等災害見舞金の対象とするもの

- (3) 相模原市保育所における保育の実施に関する条例の廃止(第 3 条関係)

保育の必要性に係る事由が子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づき子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)に規定されたことに伴い、相模原市保育所における保育の実施に関する条例(昭和 62 年相模原市条例第 3 号)を廃止するもの

- (4) 相模原市立児童保育施設条例の一部改正(第 4 条関係)

相模原市保育所における保育の実施に関する条例の廃止に伴い、同条例を引用する規定を整理し、及び児童保育施設の保育料の額等を規定するもの

- (5) 相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例の一部改正(第 5 条関係)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、保全等活動区域における禁止行為の許可事由とされている環境に関する学習を目的とする場合の対象施設に幼保連携型認定こども園を加えるもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 経過措置

改正後の相模原市立児童保育施設条例の保育料に係る規定は、平成27年4月分以後の児童保育施設の保育料について適用し、同月分前までの児童保育施設の保育料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について
相模原市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
相模原市食品衛生法施行条例(平成 11 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表のとおり」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準によるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いる場合 別表第 1 に掲げる基準
- (2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合 別表第 2 に掲げる基準

第 5 条中「の規定による」を「に規定する」に改める。

別表第 2 項第 8 号中「食品等取扱室には、」の次に「犬、猫等の」を加え、同表第 3 項第 2 号中「、金属片、化学物質その他の異物等の食品への混入を防止するため」を削り、同表中第 6 項を削り、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 使用水等の管理

- (1) 施設で使用する水は、飲用に適した水であること。ただし、食品等を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。
- (2) 水道水以外の水を使用する場合は、年 1 回以上水質検査を行い、その結果の記録を 1 年間以上(取り扱う食品又は添加物の賞味期限を考慮した流通期間が 1 年間以上の場合は、当該期間。第 5 号において同じ。)保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度、

汚染の状況に基づき、必要な水質検査を行うこと。

- (3) 前号の水質検査の結果、飲用に適さないことが判明したときは、直ちに使用を中止し、市長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (4) 自ら貯水槽を設置して使用する場合は、当該貯水槽を年1回以上清掃して清潔に保ち、常に水質を点検すること。他の者が管理する貯水槽の水を使用する場合は、常に水質の点検に努め、異常が認められたときは、直ちに適切な措置を講ずること。
- (5) 殺菌装置又は浄水装置を設置している場合は、当該装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、その結果の記録を1年間以上保存すること。
- (6) 飲食に供し、又は食品等に直接接触する氷は、飲用に適した水を用いて作るとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。
- (7) 使用した水を再利用する場合は、食品等の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理の工程は適切に管理すること。

別表第7項を削り、同表第8項第1号中「。第4号及び第6号において同じ。」及び「次のアからシまでのいずれかに該当する」を削り、「置く」を「置き、食品衛生責任者について市長へ届け出る」に改め、同号アからシまで及び同項第2号を削り、同項第3号中「定期的に」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、同項第7号中「(営業者が食品衛生責任者を兼ねる場合を除く。)は」を「は、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第8号を第5号とし、同項を同表第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 衛生管理を実施する班の編成

食品衛生管理者、食品衛生責任者その他製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

別表第9項を次のように改める。

9 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

- (1) 製品の安全性に関する必要な事項等を記載した製品説明書を作成すること。
- (2) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
- (3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

別表第18項を削り、同表第17項の見出しを「販売」に改め、同項を同表第19項とし、同表第16項第1号中「、消毒」を「及び消毒」に改め、同項第3号中「、排気ガス」を削り、同項を同表第18項とし、同表第15項第1号中「食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法その他」、「管理運営要領に定める事項を含む。」及び「特に洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。」を削り、同項を同表第17項とし、同表第14項第2号中「市長から」を「市長が」に、「指示があったとき」を「指示をしたとき」に改め、同項第3号中「り患したとき、当該疾病の病原体を保有していることが判明したとき、又は当該疾病に」を削り、同項中第8号を第10号とし、同項第7号中「食品等取扱者に」を「食品等取扱者には、」に、「次に掲げる行動」を「食品衛生上支障のある行為」に、「飲食その他食品衛生上支障のある行為」を「飲食等」に改め、同号アからカまでを削り、同号を同項第9号とし、同項第6号中「作業」を「食品等取扱者には、作業」に改め、「こと」の次に「。また、使い捨て手袋を使用させる場合には交換を行わせること」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「爪」を「食品等取扱者には、爪」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「食品等の取扱作業中」を「食品等取扱者が食品等の取扱作業をする間」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 食品等取扱者には、原料等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄消毒することが困難な手袋を原則として使用させないこと。

別表第14項第3号の次に次の1号を加え、同項を同表第16項とする。

(4) 食品等取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項の規定に基づき、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

別表第13項に次の1号を加え、同項を同表第15項とする。

(3) 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、市長へ速やかに報告すること。

別表第12項第2号中「を前号の」を「を同号に規定する」に改め、同項を同表第14項とし、同表第11項を削り、同表第10項第1号中「食品等」を「販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合等において、製品」に改め、同項

第2号中「食品衛生上」を「販売食品等に起因する食品衛生上」に、「の発生の」を「が発生する」に、「食品等については、」を「場合は、製品の」に改め、同項第3号及び第4号中「食品等」を「製品」に改め、同項を同表第13項とし、同表第9項の次に次の3項を加え、同表を別表第1とする。

10 食品等の取扱い

- (1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト(以下「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
- (2) 危害が発生するおそれのある工程ごとに、前号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置(以下「管理措置」という。)を検討し、危害要因リストに記載すること。
- (3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認(以下「モニタリング」という。)を必要とするもの(以下「重要管理点」という。)を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。
- (4) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準(以下「管理基準」という。)を設定すること。
- (5) 管理基準の遵守状況を確認し、及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、モニタリングを十分な頻度で実施すること。また、モニタリングに関する全ての記録には、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。
- (6) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(以下「改善措置」という。)を設定し、適切に実施すること。
- (7) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証し、必要に応じて工程管理を見直すこと。

11 管理運営要領の作成

- (1) 施設及び食品等の取扱いに係る衛生上の管理運営に関する要領(以下「管理運営要領」という。)を作成し、食品等取扱者及び関係者に周知徹底すること。
- (2) 定期的な製品検査、拭き取り検査等の実施に努め、施設の衛生状態を確認することにより、管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

1.2 記録の作成及び保存

- (1) 第10項第1号及び第2号に規定する危害分析並びに同項第3号に規定する重要管理点及び同項第4号に規定する管理基準の設定について記録を作成し、及び保存すること。
- (2) モニタリング、改善措置及び第10項第7号の検証を実施した結果について記録を作成し、及び保存すること。
- (3) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造、加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。
- (4) 記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限、市場に流通している期間等に応じて合理的な期間を設定すること。
- (5) 食品衛生上の危害の発生を防止するため、市長がこの条例に基づく記録の提出を要請した場合は、当該記録を提出すること。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第2条関係)

- 1 一般事項
別表第1第1項によること。
- 2 施設の衛生管理
別表第1第2項によること。
- 3 食品等を取り扱う設備等の衛生管理
別表第1第3項によること。
- 4 ねずみ、昆虫等の対策
別表第1第5項によること。
- 5 廃棄物及び排水の取扱い
別表第1第6項によること。

6 食品等の取扱い

- (1) 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、その状況を記録するよう努めること。また、原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物を含むことが明らかな場合であって、通常の加工、調理等ではこれらが許容できる水準まで死滅し、又は除去されないときは、当該原材料を受け入れないこと。
- (2) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。また、当該食品に適した状態及び方法で保存すること。
- (3) 冷蔵庫(冷蔵室及び冷蔵ケースを含む。)及び冷凍庫(冷凍室及び冷凍ケースを含む。)内では、相互汚染が生じないように、食品ごとに区分して保存すること。
- (4) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。
- (5) 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が、完全に、又は安全な量まで死滅し、又は除去されていること。
- (6) 食品等は、その特性等に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- (7) 食品衛生上特に影響がある冷却、加熱、乾燥、添加物の使用、真空調理又はガス置換包装及び放射線照射の工程の管理には、十分配慮すること。
- (8) 食品間の相互汚染の防止については、次によること。
 - ア 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
 - イ 製造、加工又は調理を行う区画へは当該区画で作業を行う食品等取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること(ただし、当該食品等取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。)。また、これらの区域へ入る際には、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。
 - ウ 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

- (9) 原材料は、使用期限等に応じ、適切な順序で使用すること。
- (10) 器具及び容器包装は、食品又は添加物を汚染及び損傷から保護し、適切な表示を行うことができるものを使用すること。また、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒を容易に行うことができるものを使用すること。
- (11) 食品等の製造又は加工については、次によること。
- ア 原材料及び製品への異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じて検査すること。
- イ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、必要に応じて記録すること。
- ウ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を必要に応じて作成し、及び保存すること。
- エ 分割し、又は細切された食肉等について、異物の混入がないかを確認し、異物の混入が認められた場合は、当該異物を取り除き、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
- オ 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (12) 原材料及び製品について自主検査を行い、法第11条第1項に規定する規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。
- (13) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。
- (14) 施設にいる者がおう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて施設を適切に消毒すること。
- 7 使用水等の管理
別表第1第4項によること。
- 8 食品衛生責任者の設置
別表第1第7項によること。
- 9 記録の作成及び保存
- (1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造、加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。
- (2) 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合は、その記録を

保存するよう努めること。

(3) 記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限、市場に流通している期間等に応じて合理的な期間を設定すること。

(4) 食品衛生上の危害の発生を防止するため、市長がこの条例に基づく記録の提出を要請した場合は、当該記録を提出すること。

10 回収・廃棄等の措置

別表第1第13項によること。

11 管理運営要領の作成

別表第1第11項によること。

12 原材料及び調理済食品の保存

別表第1第14項によること。

13 情報の収集及び提供

別表第1第15項によること。

14 食品等取扱者の衛生管理

別表第1第16項によること。

15 食品等取扱者に対する教育訓練

別表第1第17項によること。

16 運搬に係る衛生管理

別表第1第18項によること。

17 販売

別表第1第19項によること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

食品等事業者による自主的な衛生管理を促進し、食品の安全性を確保するため、営業施設において公衆衛生上講ずべき措置の基準について、危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準の導入、ノロウイルス対策及び事業者から行政への迅速な報告に係る項目の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 29 号関係資料

相模原市食品衛生法施行条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準の導入(第 2 条及び別表第 1 関係)

営業施設において公衆衛生上講ずべき措置の基準について、食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式である、危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準を新たに導入し、事業者は、従来型の基準とのどちらかを選択し、衛生管理を実施することとするもの

危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準の主な項目

- ア 衛生管理を実施する班の編成
- イ 製品説明書及び製造工程一覧図の作成
- ウ 危害の原因となる物質の管理による食品等の取扱い

(2) ノロウイルス対策に係る項目の追加(別表第 2 関係)

おう吐物等による食品への汚染を防止するため、おう吐物に汚染された可能性のある食品を廃棄するとともに、施設を適切に消毒することとするもの

(3) 事業者から行政への迅速な報告に係る項目の追加(別表第 1 及び別表第 2 関係)

事業者が健康被害につながるおそれが否定できない苦情を把握した場合には、市長へ迅速に報告することとするもの

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

※ 営業

業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「衛生試験所において、」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

衛生試験所が衛生研究所に移行することに伴い、同試験所に係る保健所業務従事職員の特殊勤務手当の規定の改正をいたしたく提案するものである。

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成 27 年 4 月 1 日
- 3 契約の金額
16,045,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方
住所 横浜市中区海岸通 4 丁目 17 番地 東信ビル 1001 号室
氏名 中元 文徳
資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定により提案するものである。

議案第31号関係資料

中元 文徳 略歴

1 生年月日

昭和23年5月13日

2 公認会計士登録

昭和56年8月19日 登録番号 第7105号

3 学歴

昭和47年3月 慶應義塾大学商学部卒業

4 経歴

昭和50年3月) 監査法人中央会計事務所勤務
平成15年8月)

平成12年6月) 八王子市包括外部監査人補助者
平成13年3月)

平成13年6月) 沖縄県包括外部監査人補助者
平成14年3月)

平成15年9月 公認会計士中元文徳事務所設立(現在に至る。)

平成15年9月) 中央青山監査法人顧問
平成16年3月)

平成16年4月) 国立大学法人金沢大学監事
平成22年3月)

平成20年6月) 横須賀市包括外部監査人補助者
平成21年3月)

平成21年4月) 横浜市包括外部監査人
平成24年3月)

平成21年4月 熊本学園大学会計専門職大学院教授(現在に至る。)

平成22年4月 国立大学法人金沢大学顧問(現在に至る。)

平成22年8月) 日本公認会計士協会東京会神奈川県会(現日本公認会計士
平成25年3月) 協会神奈川県会)幹事

平成22年11月 石川県公立大学法人評価委員会委員(現在に至る。)

平成24年 4月	国立大学法人総合研究大学院大学監事(現在に至る。)
平成24年 6月)	相模原市包括外部監査人補助者
平成25年 3月	
平成25年 4月	相模原市包括外部監査人(現在に至る。)
平成26年 7月	独立行政法人国立文化財機構監事(現在に至る。)

不動産の処分について(土地)
次のとおり、土地を処分する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

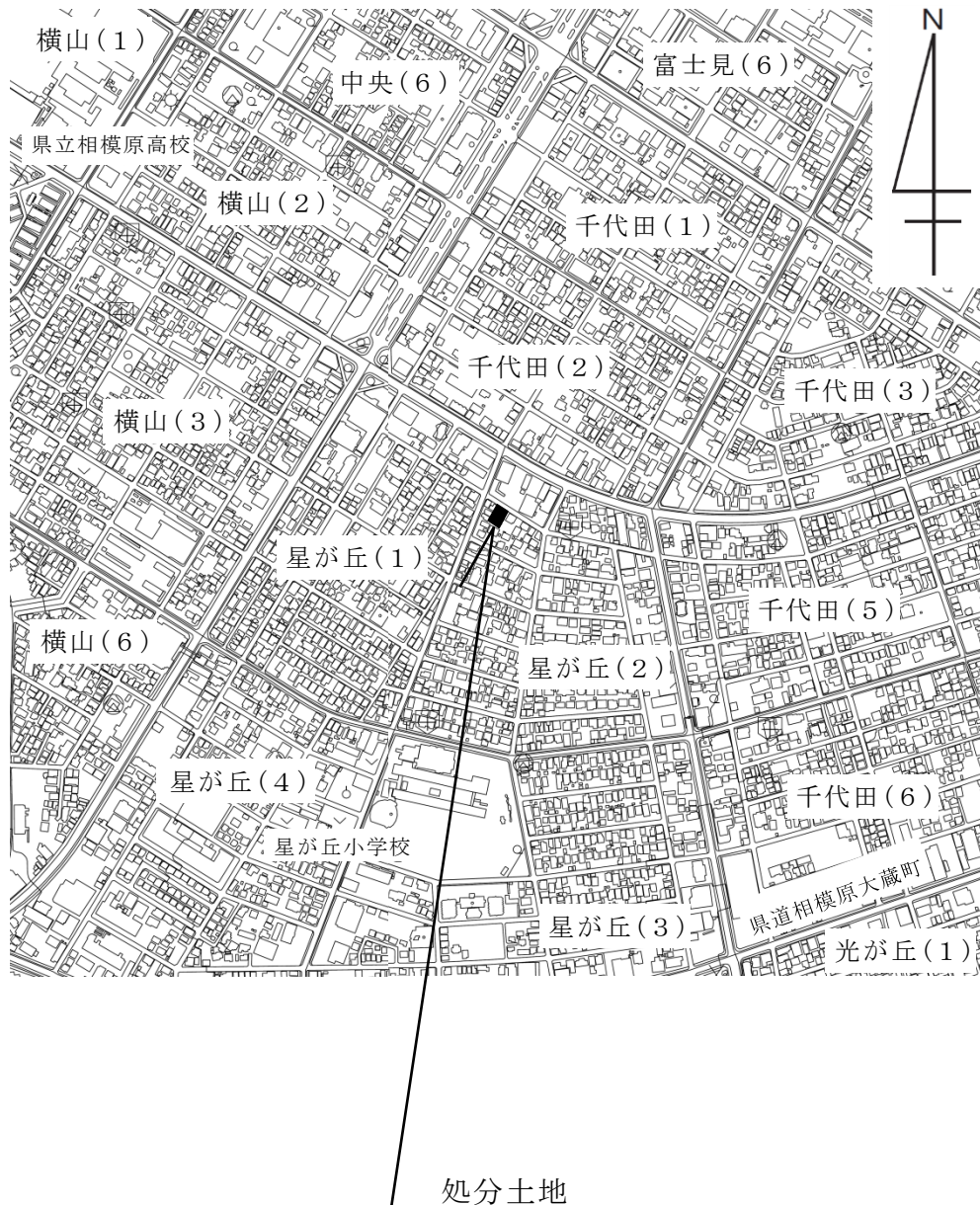
相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 所在、地番、地目及び地積
相模原市中央区星が丘 2 丁目 5 1 5 6 番 8
宅地
390.27 平方メートル
- 2 処分の方法
無償譲渡
- 3 相手方
相模原市中央区星が丘 2 丁目 2 番 2 号
自治会法人星が丘二丁目自治会
会長 田 中 繁 治

提案の理由

自治会集会所用地として寄附を受けた土地について、当該土地を自治会法人星が丘二丁目自治会に対して無償譲渡いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案するものである。

案内図



処分土地



凡例



処分土地



自治会集会所

訴えの提起について(住宅明渡し等請求)
次のとおり、訴えを提起する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 被告となるべき者

甲 市内在住者

2 管轄裁判所

相模原簡易裁判所

3 請求の趣旨

次のとおり、判決及び仮執行の宣言を求める。

(1) 被告甲は、市営住宅を明け渡すこと。

(2) 被告甲は、原告に対し、平成 24 年 10 月 1 日から市営住宅の明渡しの日までの損害金を支払うこと。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とすること。

4 事件の概要

(1) 旧津久井町は、甲の母に対し、津久井町営小網第 2 団地への入居を許可していた。

(2) 本市は、平成 18 年 3 月 20 日に津久井町の編入により津久井町営小網第 2 団地を引き継ぎ、当該団地は、本市の市営住宅となった。

(3) 甲の母は、平成 23 年 3 月 26 日に死亡した。

(4) 本市は、甲の母と同居していた甲に対し、相模原市市営住宅条例施行規則(平成 9 年相模原市規則第 50 号)第 19 条第 3 項各号に規定する条件を備えていないため、相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 15 条第 1 項に規定する入居の承継を承認することはできないとして、甲に対し、当該住宅の明渡しを求めたが、甲にこれを拒否された。

- (5) 本市は、甲に対し、条例第46条第1項第7号の規定により、平成23年10月27日付けで平成24年3月31日を期限とする当該住宅の明渡しを請求した。
- (6) 本市は、甲がこの明渡し期限を経過しても当該住宅の明渡しに応じなかったため、平成24年5月11日付けで当該住宅の明渡しを催告するとともに、損害金として条例第46条第4項の規定により、同年7月1日から近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を請求すると通知した。
- (7) 本市は、甲に対し、再三にわたり当該住宅の明渡し及び損害金の支払を求めたが、甲は平成24年7月1日から9月30日までの損害金の全部及び同年10月1日から平成25年1月31日までの損害金の一部を支払ったのみであり、当該住宅の明渡しに応じず、平成25年2月1日以降の損害金については支払をしていない(平成27年1月末日時点での未納額は、1,244,800円となっている。)
- (8) よって、本市は、甲に対し、当該住宅の明渡し及び平成24年10月1日から当該住宅の明渡しの日までの損害金の支払を求める訴えを提起する。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。
- (2) 甲が市営住宅を明け渡し、及び甲が本件請求に関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合は、和解する。

提案の理由

市営住宅の占有者に対し、当該住宅の明渡し及び損害金の支払を求める訴えを提起するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要による。

訴えの提起について(損害賠償請求)

次のとおり、訴えを提起する。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

1 被告となるべき者

甲 有限会社巽産業

乙 市内在住者

2 共同して訴えの提起を行う者

神奈川県

3 管轄裁判所

横浜地方裁判所

4 請求の趣旨

次のとおり、判決及び仮執行宣言を求める。

(1) 被告らは、原告らに対し、連帯して金1,177,277,400円及びこれに対する平成7年12月1日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払うこと。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とすること。

5 事件の概要

(1) 甲及び乙は、平成元年5月頃から平成7年11月頃までにかけて、旧城山町葉山島(現相模原市緑区葉山島)字紅葉山地内及び字下倉地内(以下「本件土地」という。)並びに隣接する土地において、立木を不法に伐採し、建設残土を投棄し、本件土地内の国有水路である下倉川(以下「本件水路」という。)を不法に埋め立てる行為(以下「不法投棄行為」という。)を行った。

(2) 神奈川県(以下「県」という。)は、不法投棄行為が行われた期間を含む平成22年3月末日までの間、本件水路の財産管理者であった。

(3) 県は、平成4年11月に森林法(昭和26年法律第249号)違反により甲及

び乙を告発し、乙は平成5年1月に逮捕され、甲及び乙の不法投棄行為は一時中断したが、その後も不法投棄行為は続いた。

(4) 国は、平成7年10月に不動産侵奪罪で甲及び乙を告発し、乙は同年11月に逮捕され、実刑判決を受けた。これにより、甲及び乙による不法投棄行為が止まり、東京法務局及び横浜地方法務局は、甲及び乙に対する土砂搬入禁止の仮処分を横浜地方裁判所相模原支部に申し立て、同年12月に当該仮処分が執行された。

(5) 甲及び乙による不法投棄行為が止まった後も、現在に至るまで大量の建設残土が本件水路を含む本件土地に残存しており、本件水路は、水路としての機能が阻害されている。

(6) 本市は、本件水路を含む本件土地が平成22年3月末日に国から本市に譲与されてから現在に至るまで、本件水路の財産管理者である。また、甲及び乙による不法投棄行為が行われていた時の本件水路の機能管理者は、旧城山町であり、平成19年3月11日の城山町の編入により本市がこれを引き継いでいることから、本市は、不法投棄行為が行われていた時から現在に至るまで継続して本件水路の機能管理者である。

(7) 不法投棄行為が行われていた時に財産管理者であった県及び機能管理者であった本市は、本件水路の機能回復を図る義務を連帯して負っていることから、平成21年2月に基本協定を締結し、本件水路の機能を回復させる工事を共同で行うこととした。

(8) 本市は、当該工事の事業費を算定し、その金額が明確になったことから、甲及び乙に対して、本件水路の機能の回復に係る工事費について、損害賠償請求の訴えを県と共同して提起する。

6 訴訟遂行の方針

判決の結果、県と協議し、必要がある場合は、上訴する。

提案の理由

本市は、甲及び乙が行った不法投棄行為により生じた損害に係る損害賠償請求の訴えを提起するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要による。

案内図



本件水路

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
相原 319 号	緑区相原 6 丁目 207 番 1 地先	緑区相原 6 丁目 208 番 3 地先	4.5	73	別図 1
相原 320 号	緑区相原 5 丁目 534 番 27 地先	緑区相原 5 丁目 534 番 17 地先	5.0	103	別図 2
久保沢 8 号	緑区久保沢 3 丁目 1777 番 1 地先	緑区久保沢 3 丁目 1777 番 1 地先	4.5 ～ 5.0	36	別図 3
上溝 909 号	中央区上溝 900 番 2 地先	中央区上溝 959 番 1 地先	4.0 ～ 4.5	76	別図 4
上溝 910 号	中央区上溝 1 丁目 4315 番 15 地先	中央区上溝 1 丁目 4315 番 25 地先	4.5 ～ 5.0	54	別図 5
上溝 911 号	中央区上溝 1 丁目 4307 番 1 地先	中央区上溝 1 丁目 4307 番 10 地先	4.5	51	別図 6
上溝 912 号	中央区上溝 1863 番 13 地先	中央区上溝 1863 番 26 地先	5.0	37	別図 7
下九沢 465 号	中央区下九沢 1183 番 11 地先	中央区下九沢 1183 番 39 地先	5.0	90	
下九沢 466 号	中央区下九沢 1183 番 21 地先	中央区下九沢 1183 番 50 地先	5.0	74	
下九沢 467 号	中央区下九沢 1183 番 51 地先	中央区下九沢 1183 番 81 地先	5.0	89	
下九沢 468 号	中央区下九沢 1183 番 61 地先	中央区下九沢 1183 番 94 地先	5.0	92	

下九沢 469号	中央区下九沢 1183番98地先	中央区下九沢 1183番142地先	6.0	155	別図8
下九沢 470号	中央区下九沢 1183番20地先	中央区下九沢 1183番106地先	6.0	91	
下九沢 471号	中央区下九沢 1183番144地先	中央区下九沢 1183番177地先	6.0	132	
下九沢 472号	中央区下九沢 1183番164地先	中央区下九沢 1183番190地先	6.0	133	
下九沢 473号	中央区下九沢 1183番140地先	中央区下九沢 1183番203地先	6.0	83	
清新 75号	中央区清新2丁目 167番1地先	中央区清新2丁目 167番17地先	4.5 ～5.0	35	別図9
田名 1167号	中央区田名 6101番31地先	中央区田名 6101番36地先	4.0 ～4.5	55	別図10
並木 58号	中央区並木4丁目 5649番7地先	中央区並木4丁目 5671番16地先	4.5	46	別図11
宮下本町 54号	中央区宮下本町 3丁目1946番12地先	中央区宮下本町 3丁目1946番3地先	5.0 ～5.5	39	別図12
宮下本町 55号	中央区宮下本町 1丁目3256番10地先	中央区宮下本町 1丁目3256番4地先	5.0	60	別図13
上鶴間本町 31号	南区上鶴間本町 6丁目1787番1地先	南区上鶴間本町 6丁目1787番7地先	4.5 ～5.5	41	別図14
上鶴間本町 32号	南区上鶴間本町 9丁目833番17地先	南区上鶴間本町 9丁目832番10地先	4.0 ～4.5	69	別図15
相南 50号	南区相南3丁目 5340番24地先	南区相南3丁目 5340番1626地先	4.5 ～5.0	106	別図16
当麻 291号	南区当麻 1375番2地先	南区当麻 1378番8地先	4.5	76	別図17
御園 72号	南区御園3丁目 4118番401地先	南区御園3丁目 4118番424地先	5.0	74	別図18
御園 73号	南区御園3丁目 4118番427地先	南区御園3丁目 4118番393地先	6.0	161	
御園 74号	南区御園3丁目 4118番437地先	南区御園3丁目 4118番444地先	5.0	65	

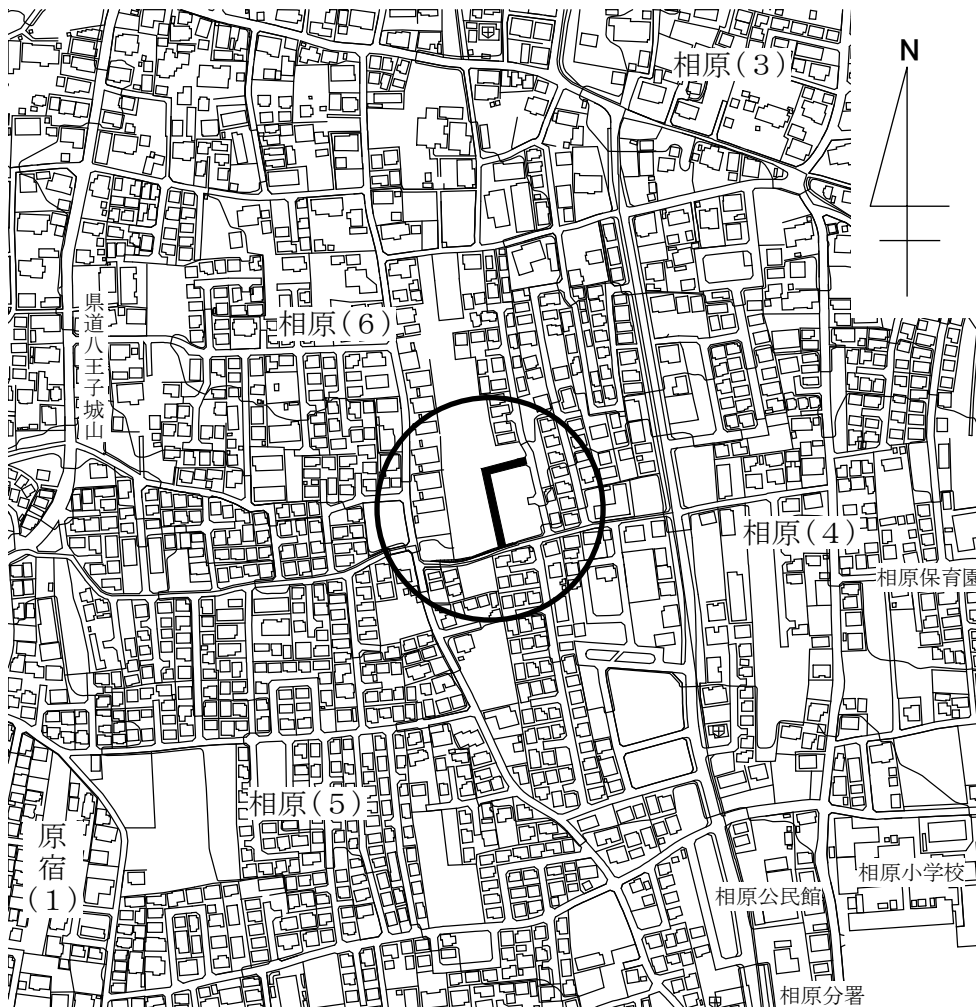
御園 75号	南区御園3丁目 4118番464地先	南区御園3丁目 4118番450地先	6.0	105	
御園 76号	南区御園3丁目 4118番464地先	南区御園3丁目 4118番445地先	6.0	197	
御園 77号	南区御園5丁目 879番10地先	南区御園5丁目 884番19地先	4.5	87	別図19

提案の理由

開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

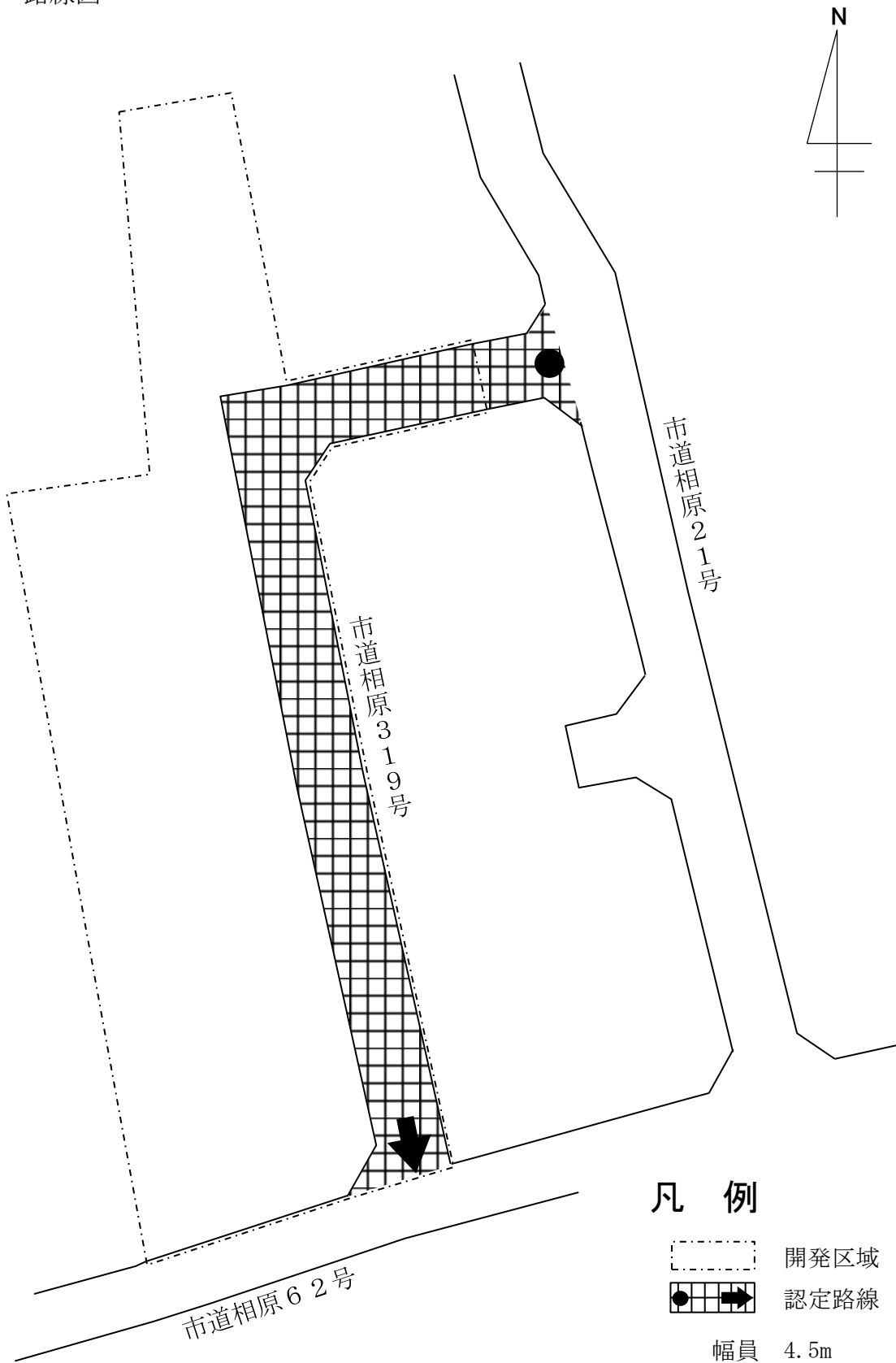
1 案内図





2 道路の概要

路線名	相原319号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区相原6丁目209番1 外11筆
開発行為の面積	1,288.39㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

3 路線図

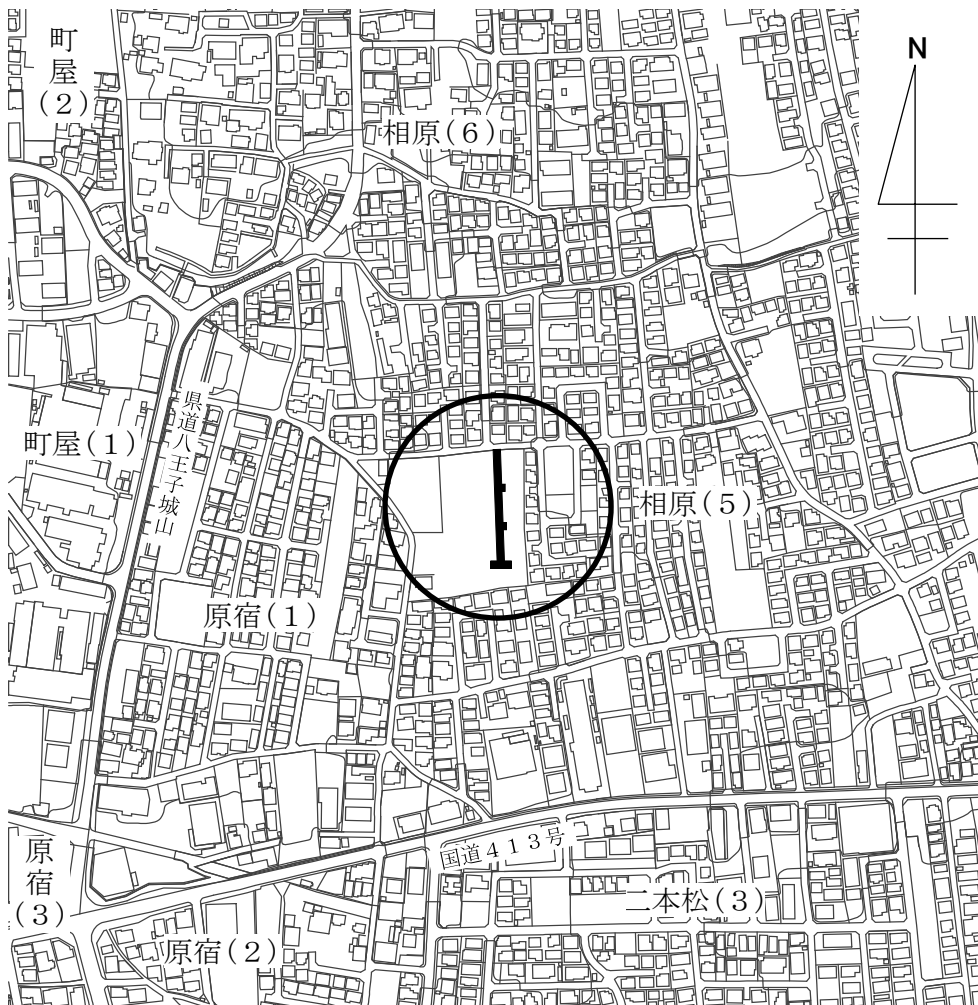


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 73m

別 図 2

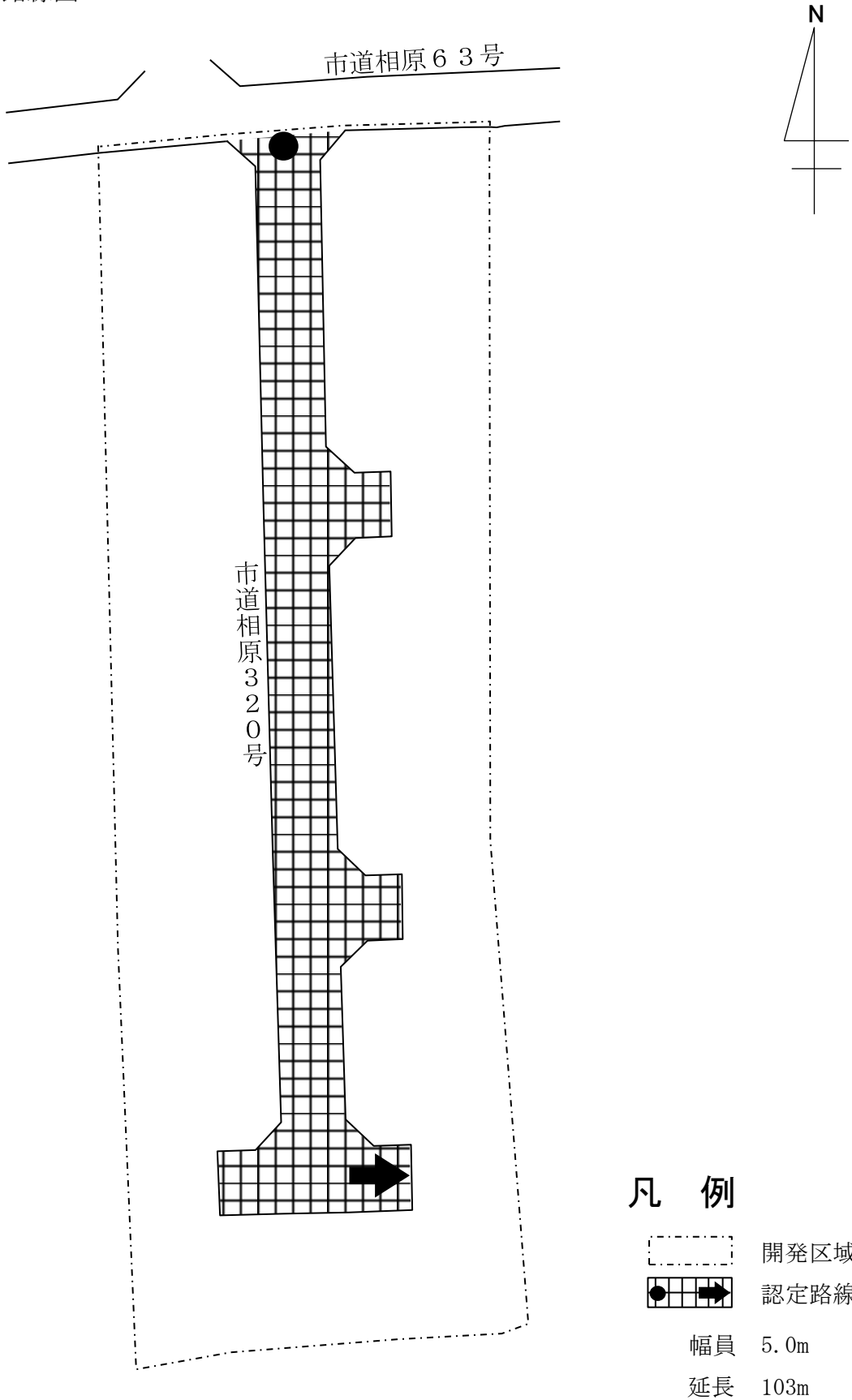
1 案内図



2 道路の概要

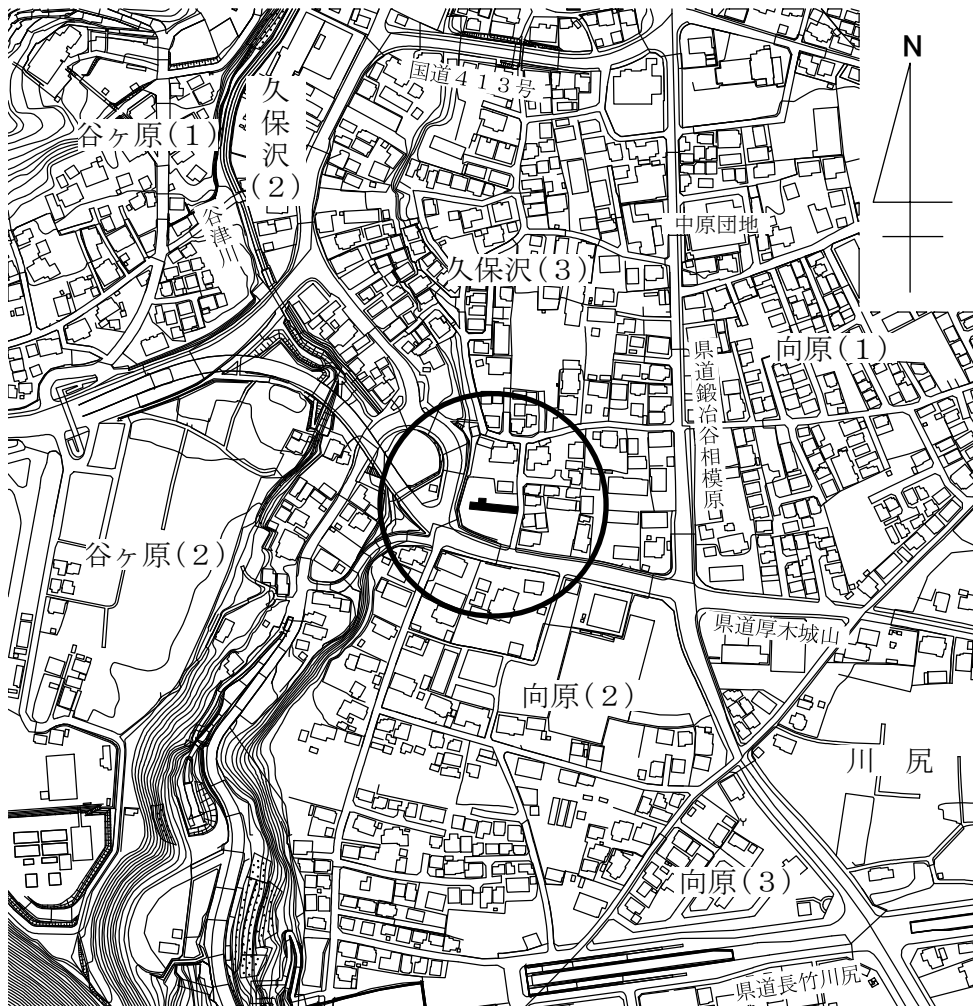
路線名	相原320号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区相原5丁目534番1 外24筆
開発行為の面積	2,824.99㎡
予定建築物の用途等	専用住宅19宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 3

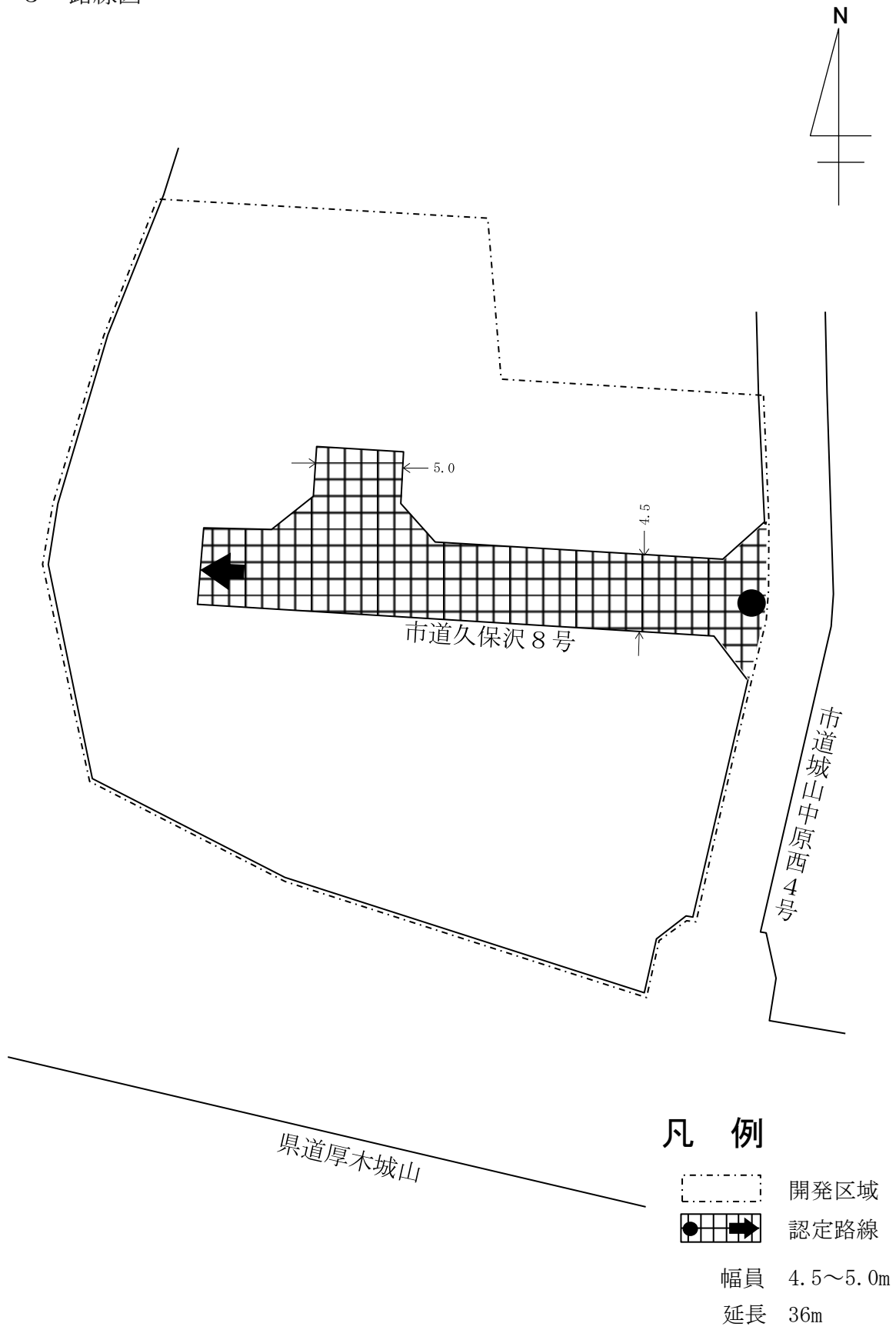
1 案内図



2 道路の概要

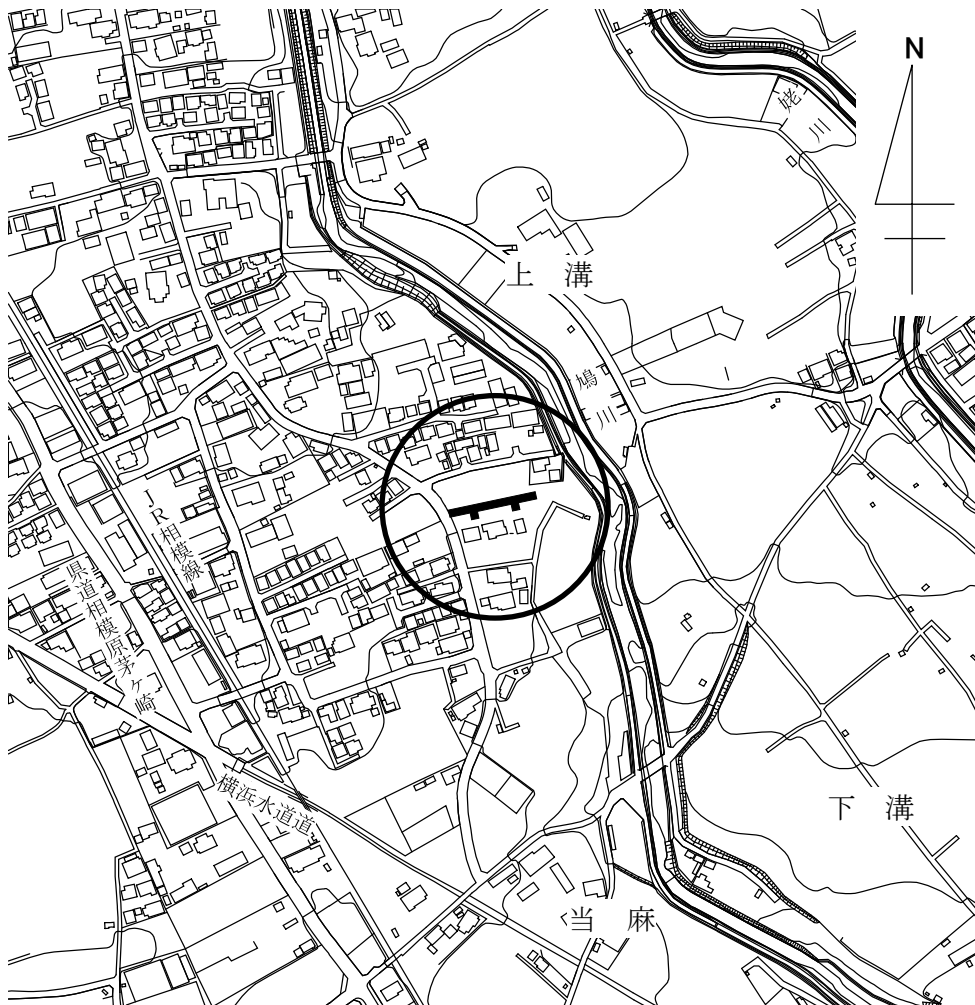
路線名	久保沢8号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区久保沢3丁目1777番1 外3筆
開発行為の面積	1,310.53㎡
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 4

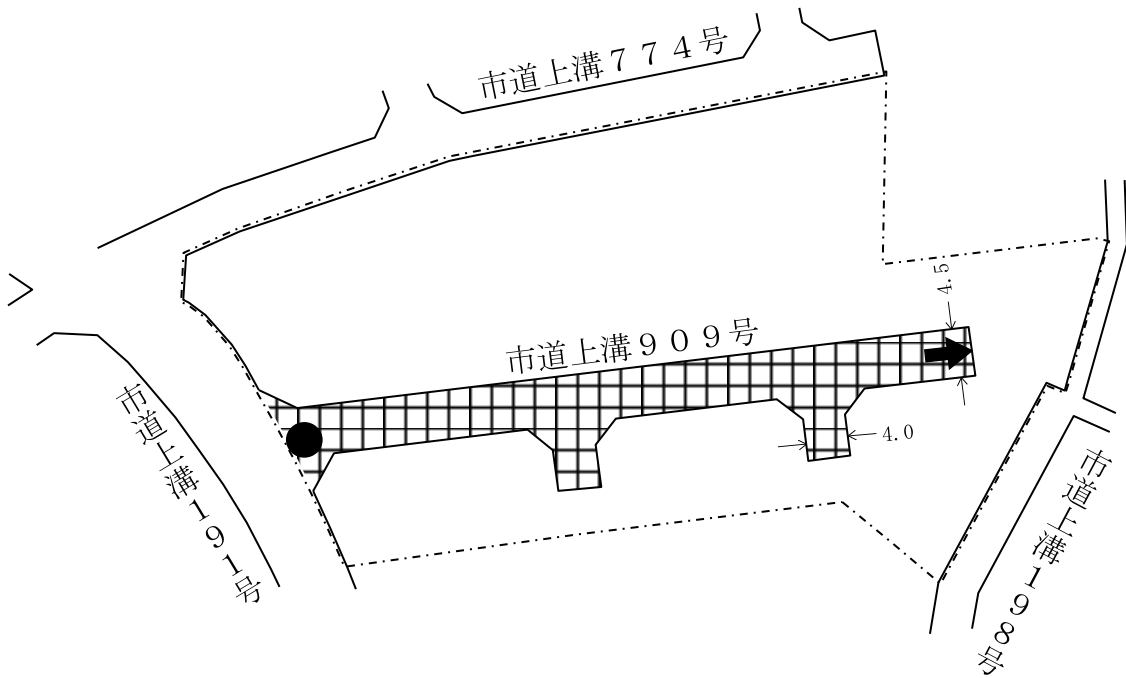
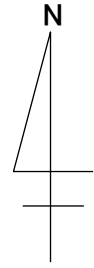
1 案内図





2 道路の概要

路線名	上溝909号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝900番1 外10筆
開発行為の面積	2,515.39㎡
予定建築物の用途等	専用住宅19宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

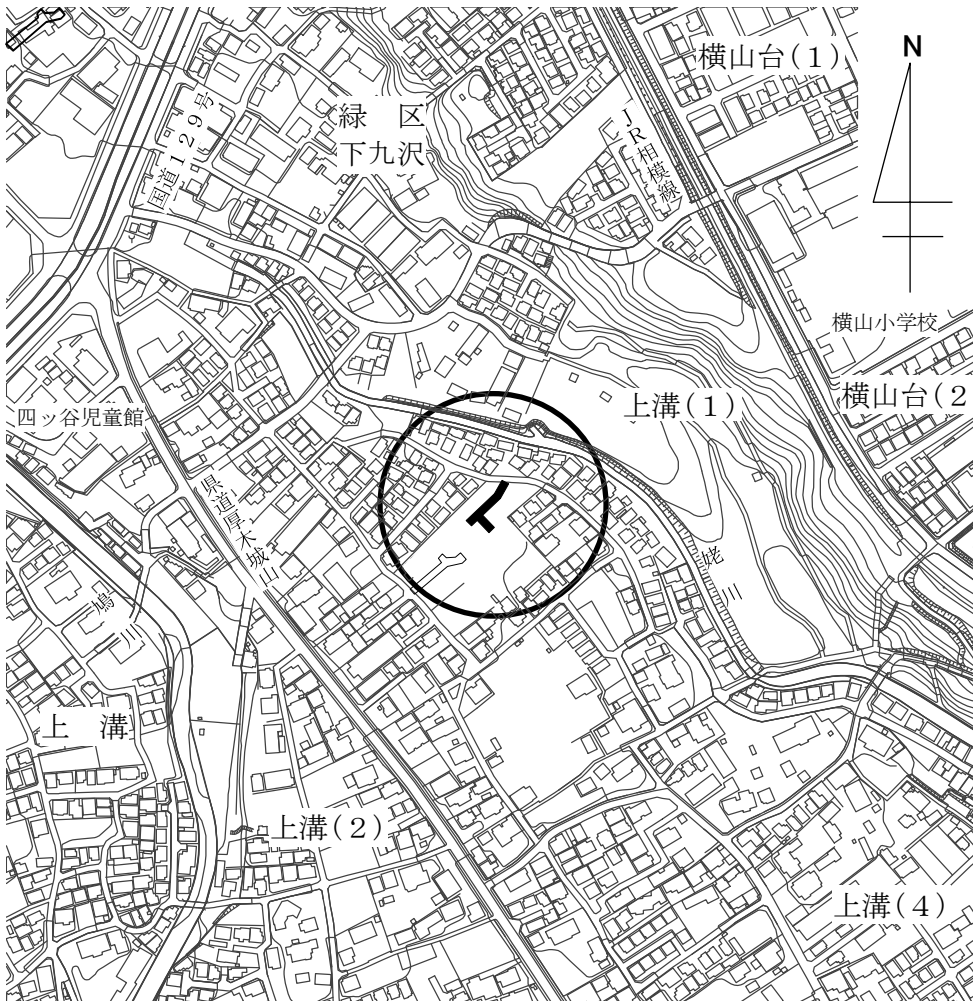


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~4.5m
- 延長 76m

別 図 5

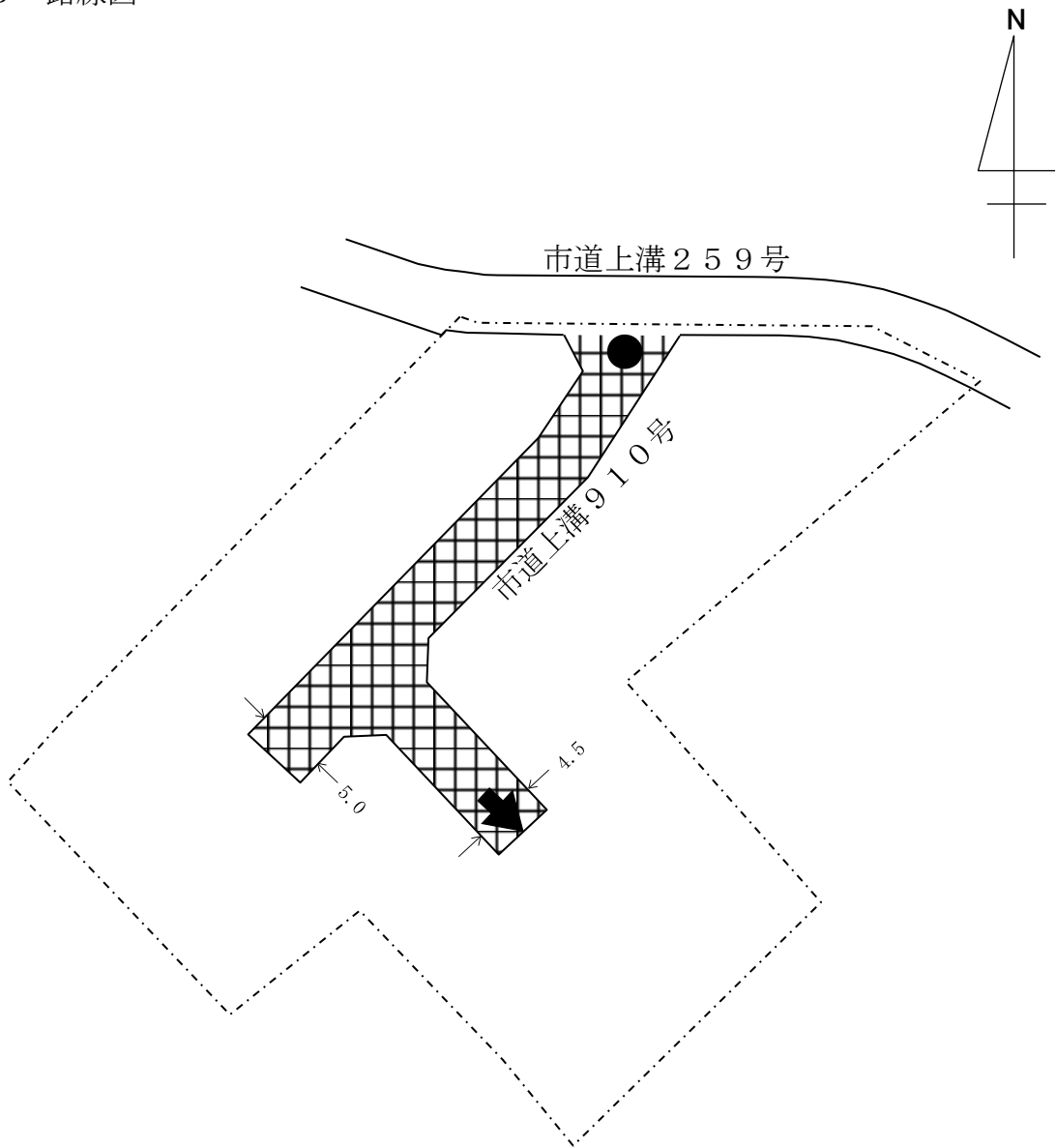
1 案内図




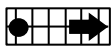
2 道路の概要

路線名	上溝910号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝1丁目4315番2 外18筆
開発行為の面積	2,097.34㎡
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

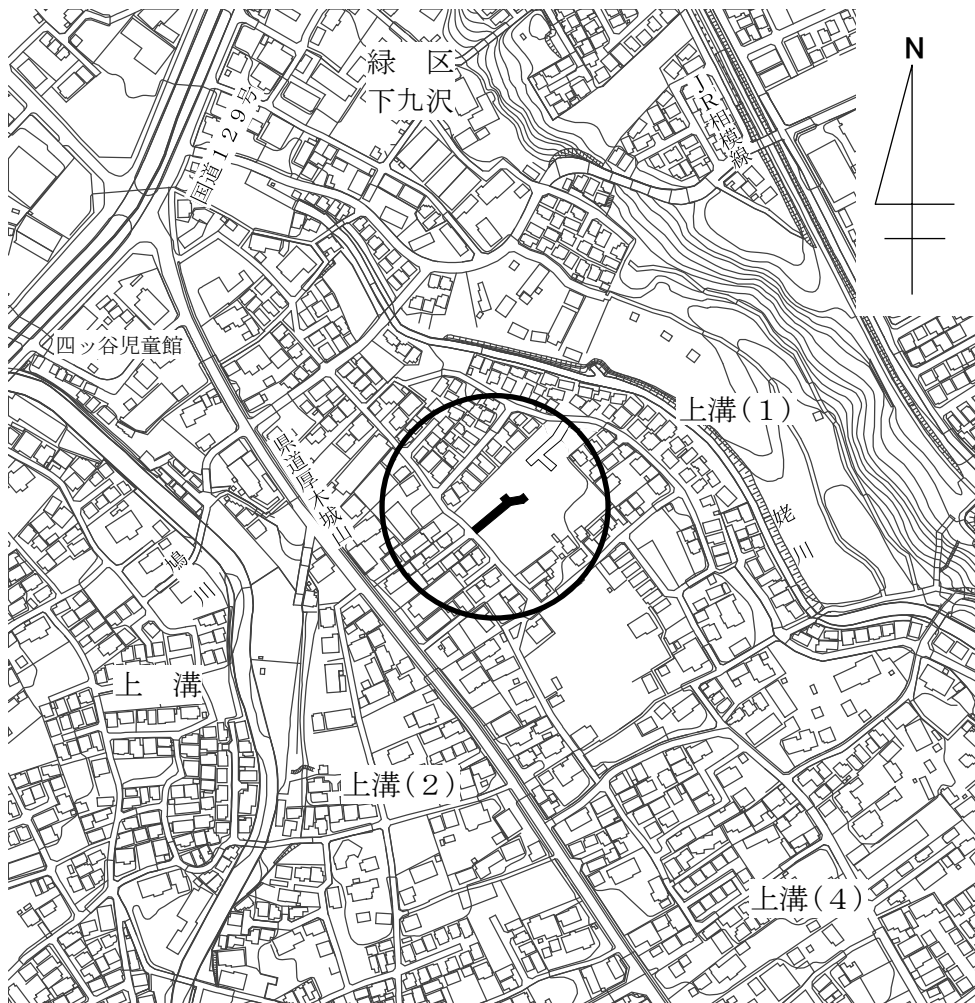


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5~5.0m
- 延長 54m

別 図 6

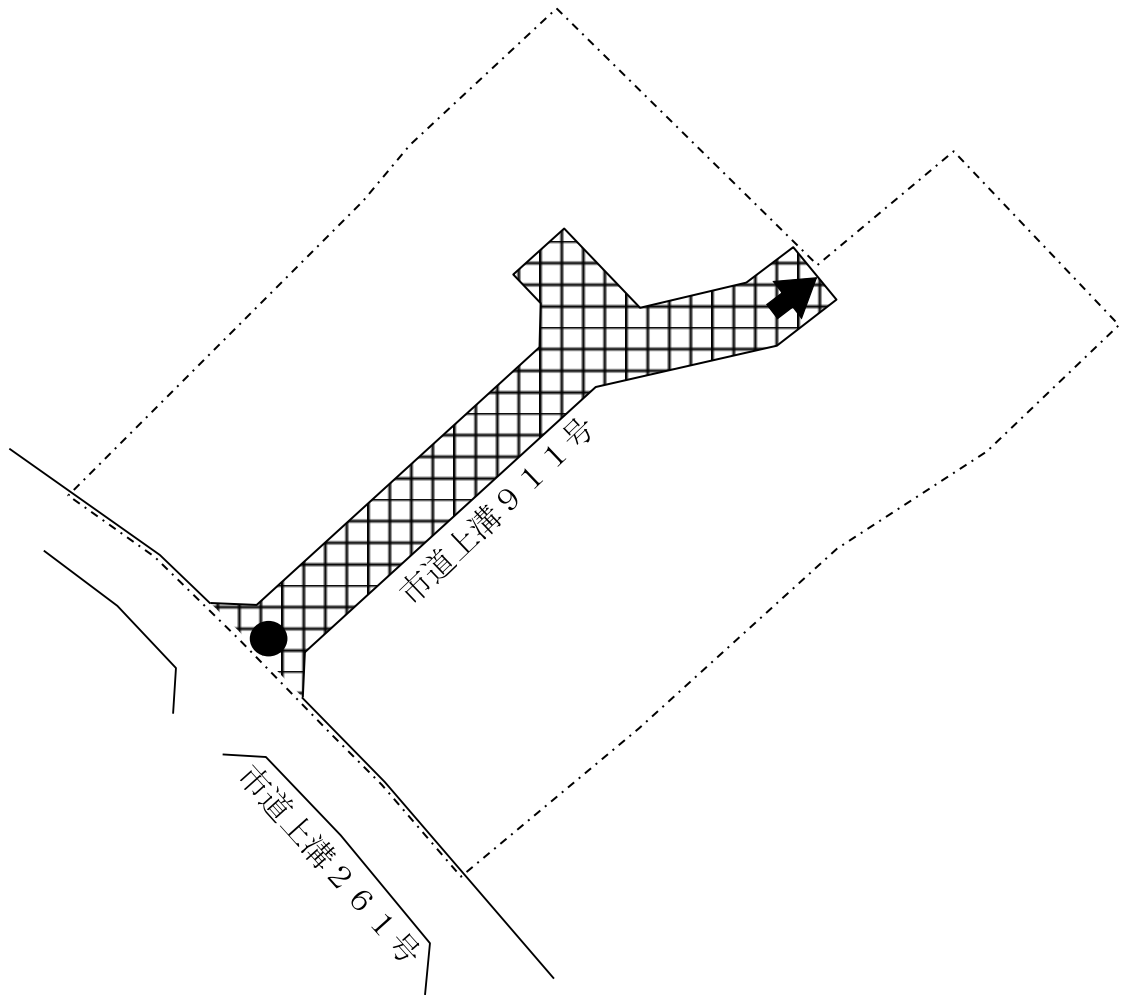
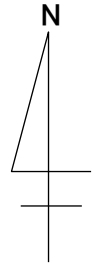
1 案内図



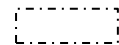
2 道路の概要

路線名	上溝911号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝1丁目4307番1 外15筆
開発行為の面積	1,857.59㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

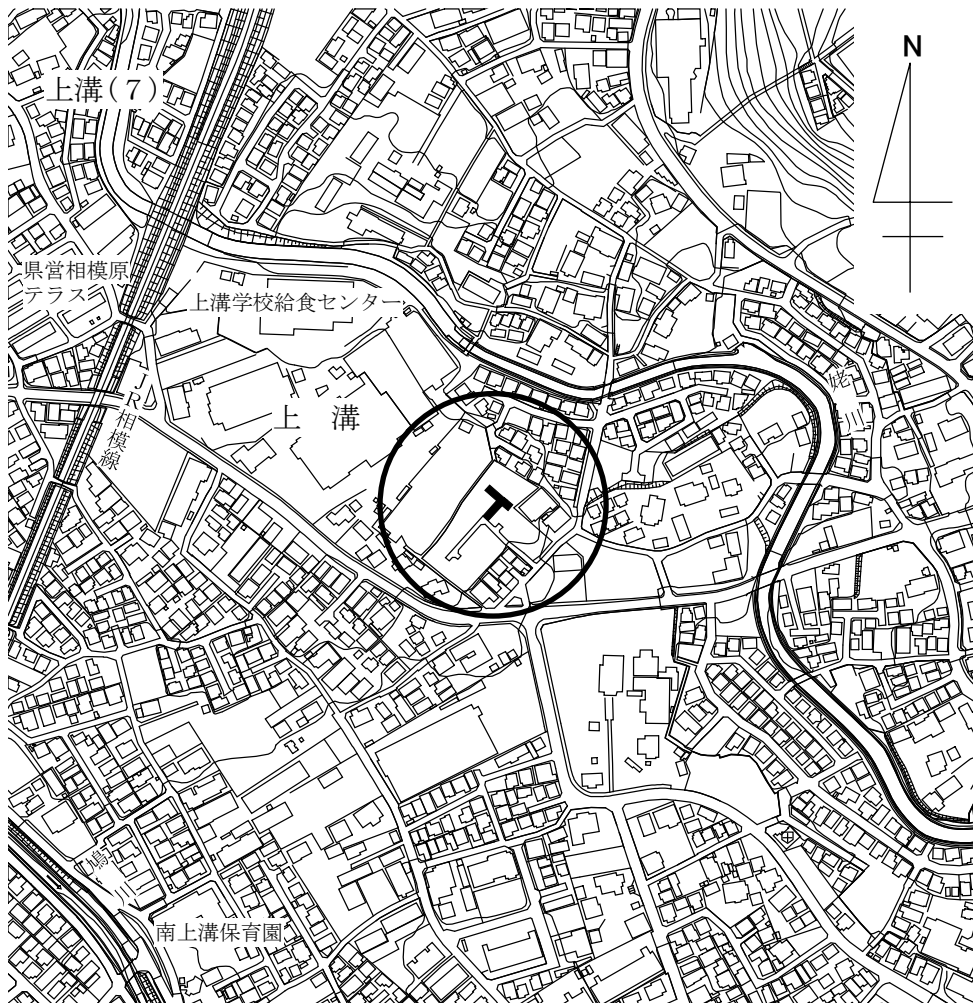
-  開発区域
-  認定路線

幅員 4.5m

延長 51m

別 図 7

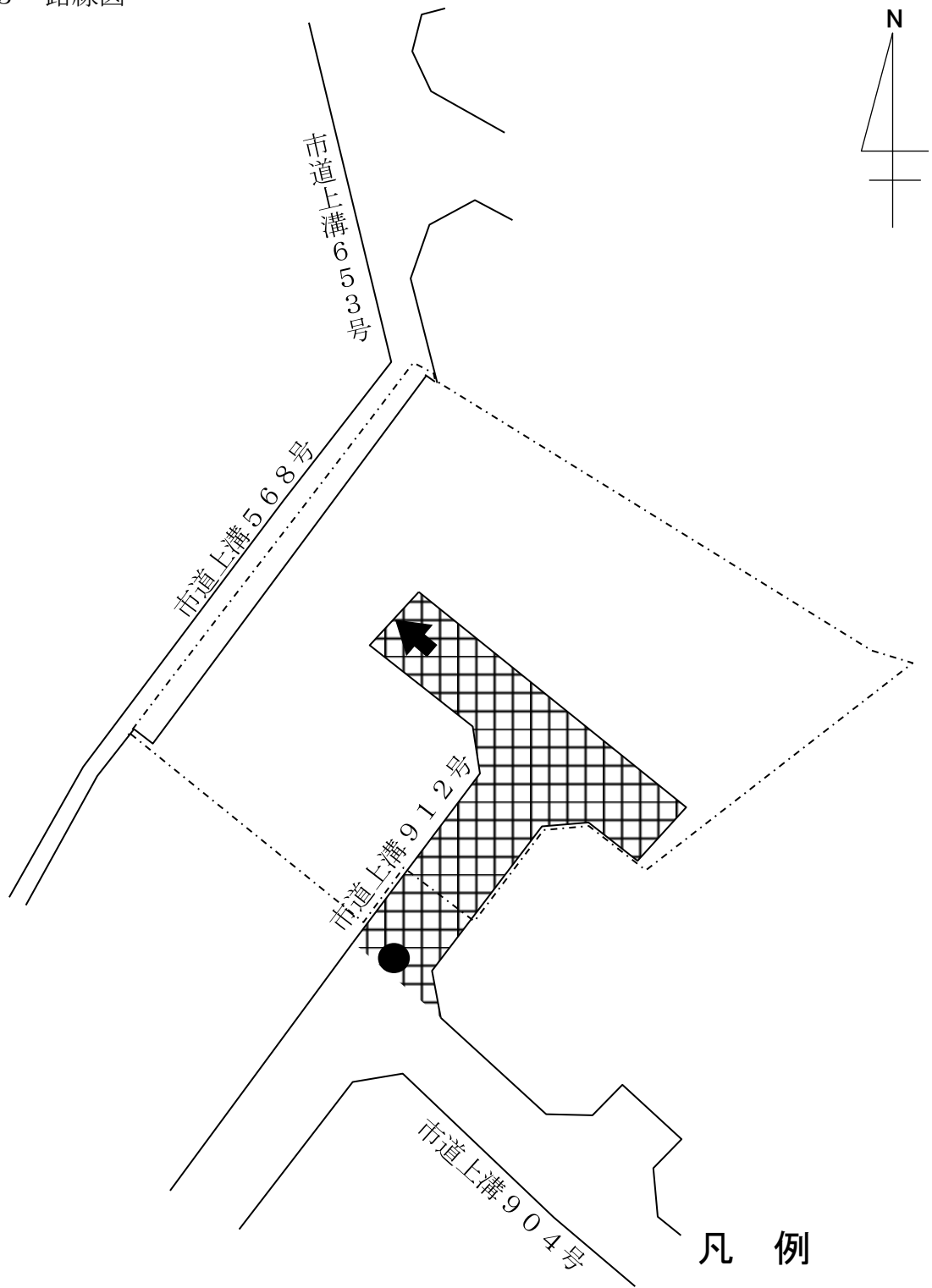
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝912号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝1863番23 外7筆
開発行為の面積	964.26㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

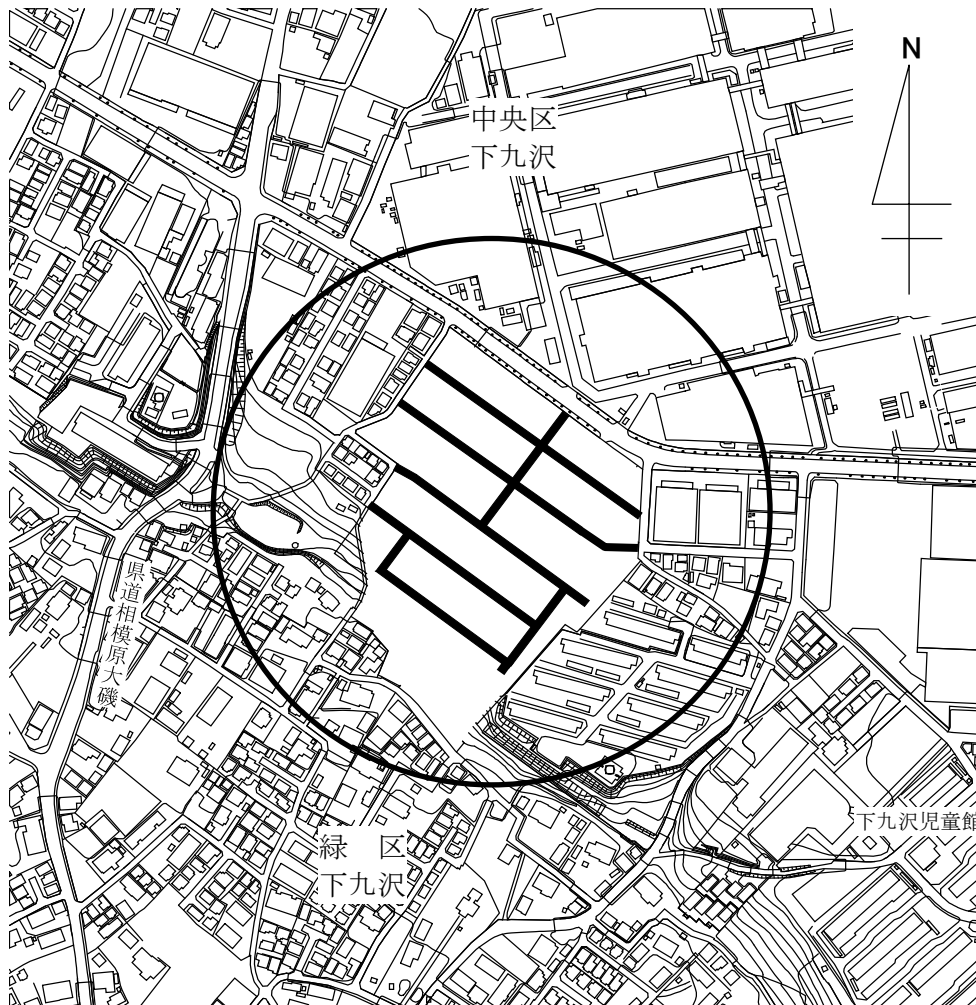


凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 37m

別 図 8

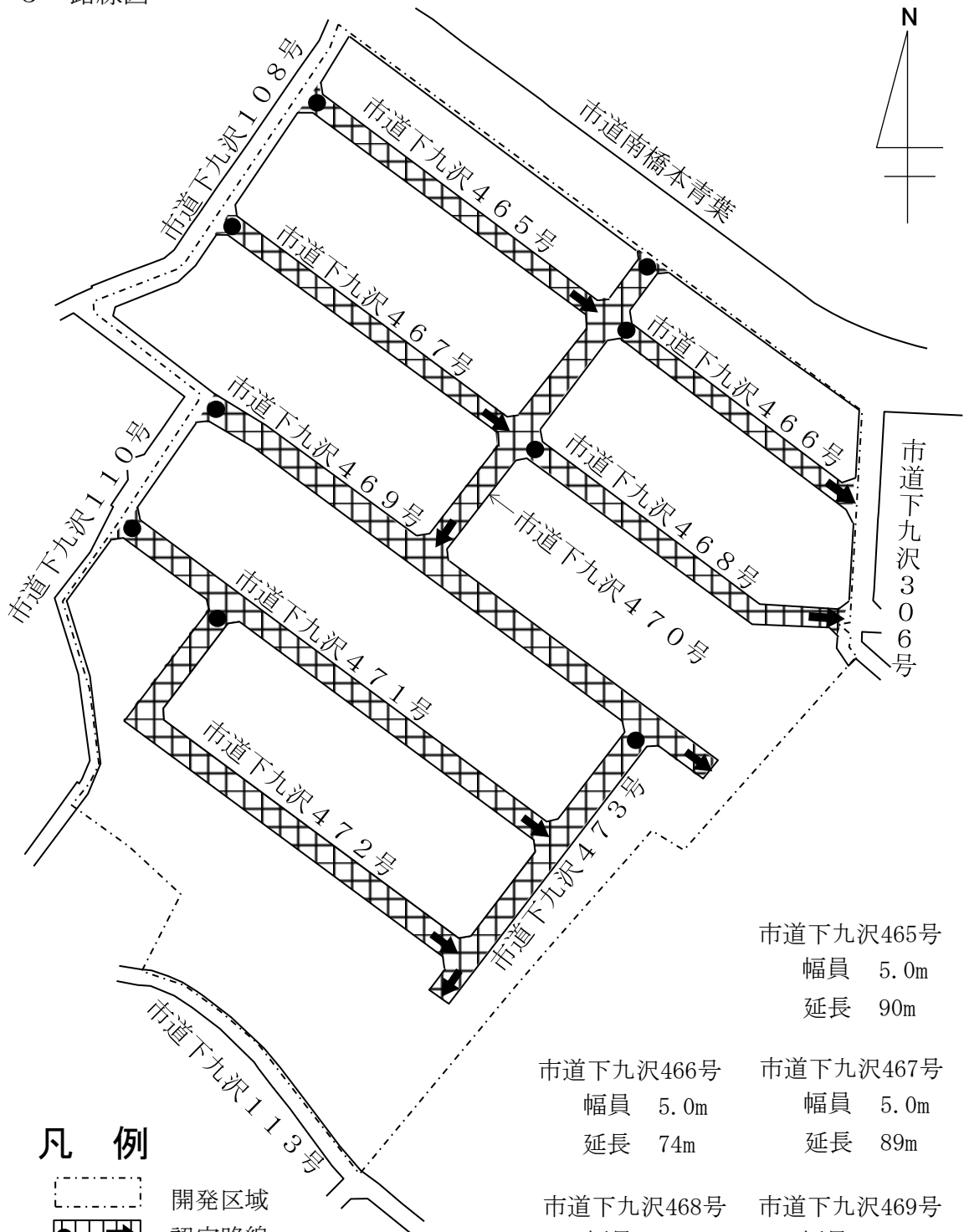
1 案内図



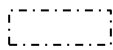
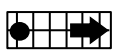
2 道路の概要

路線名	下九沢465号、下九沢466号、下九沢467号、 下九沢468号、下九沢469号、下九沢470号、 下九沢471号、下九沢472号、下九沢473号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区下九沢1183番2 外203筆
開発行為の面積	33,719.50㎡
予定建築物の用途等	専用住宅182宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線

市道下九沢465号
幅員 5.0m
延長 90m

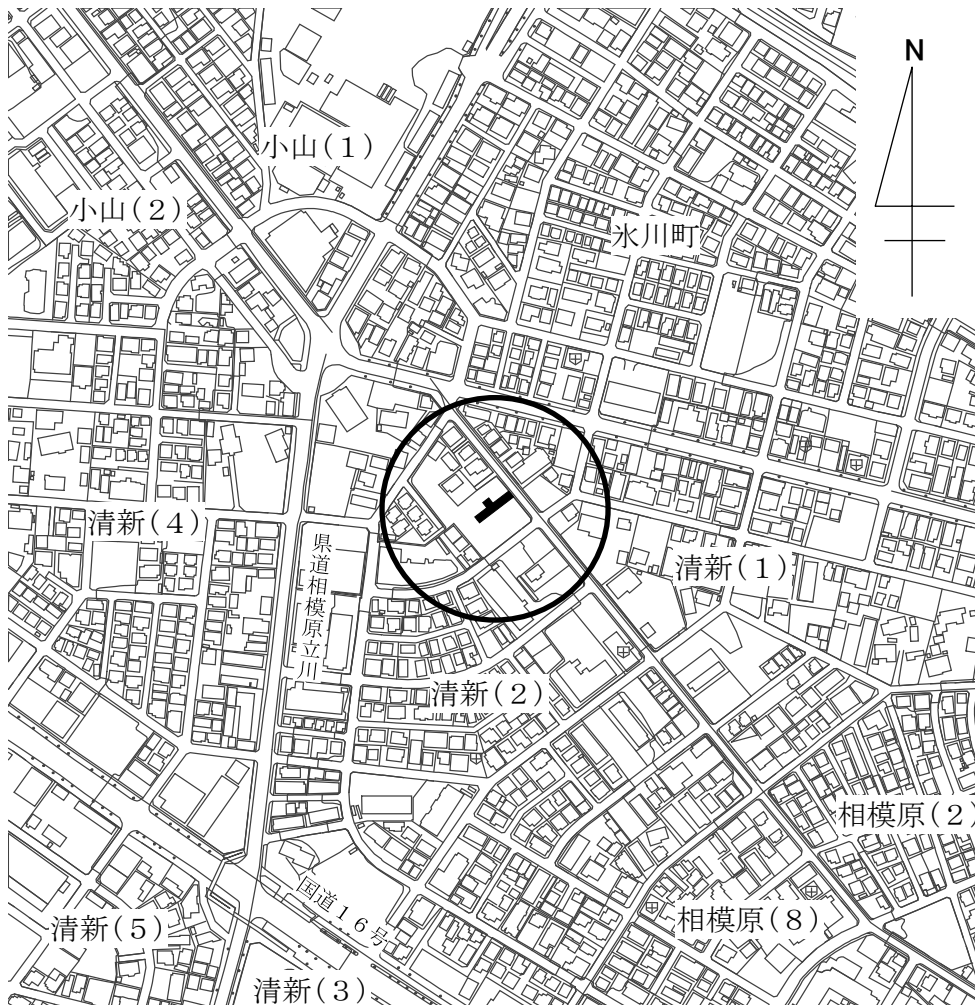
市道下九沢466号 幅員 5.0m 延長 74m	市道下九沢467号 幅員 5.0m 延長 89m
--------------------------------	--------------------------------

市道下九沢468号 幅員 5.0m 延長 92m	市道下九沢469号 幅員 6.0m 延長 155m
--------------------------------	---------------------------------

市道下九沢470号 幅員 6.0m 延長 91m	市道下九沢471号 幅員 6.0m 延長 132m	市道下九沢472号 幅員 6.0m 延長 133m	市道下九沢473号 幅員 6.0m 延長 83m
--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

別 図 9

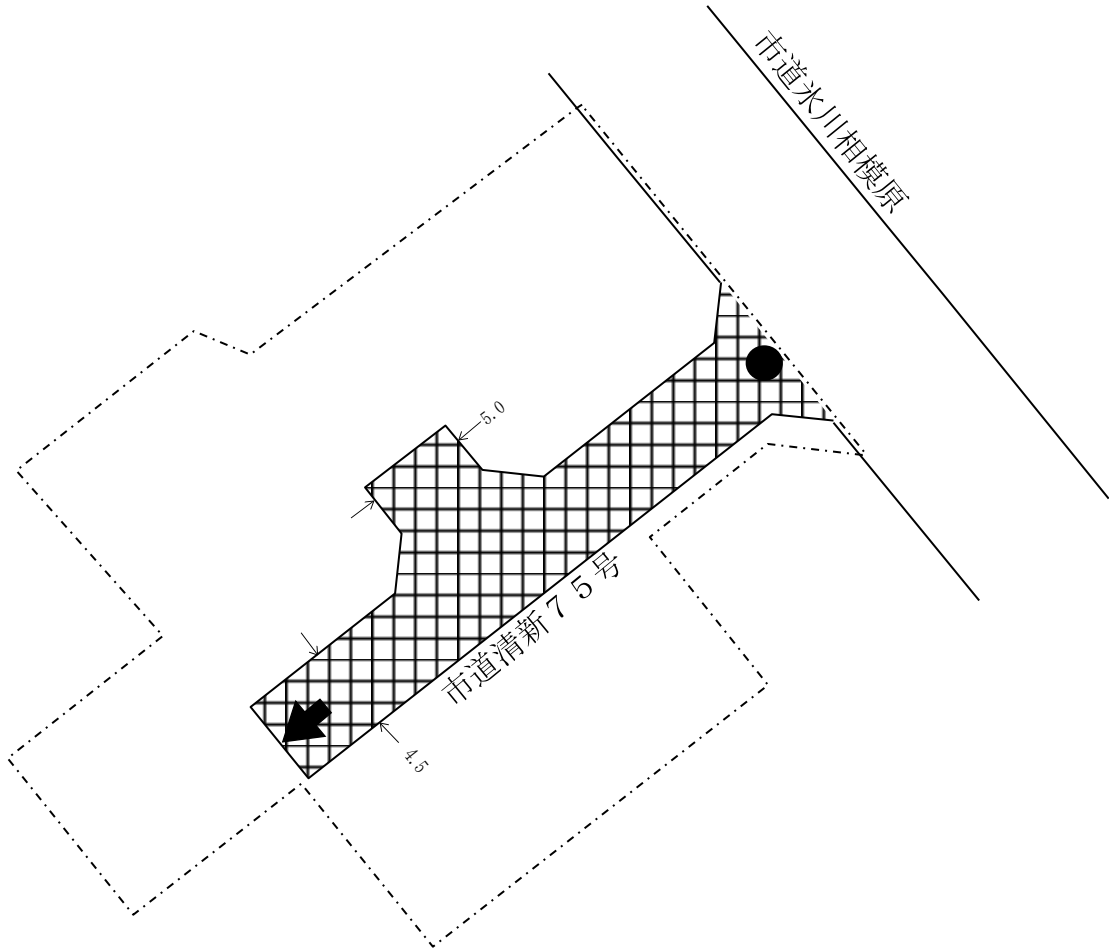
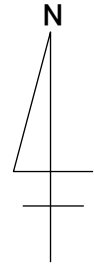
1 案内図



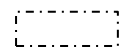
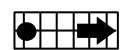
2 道路の概要

路線名	清新75号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区清新2丁目167番1 外11筆
開発行為の面積	944.54㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

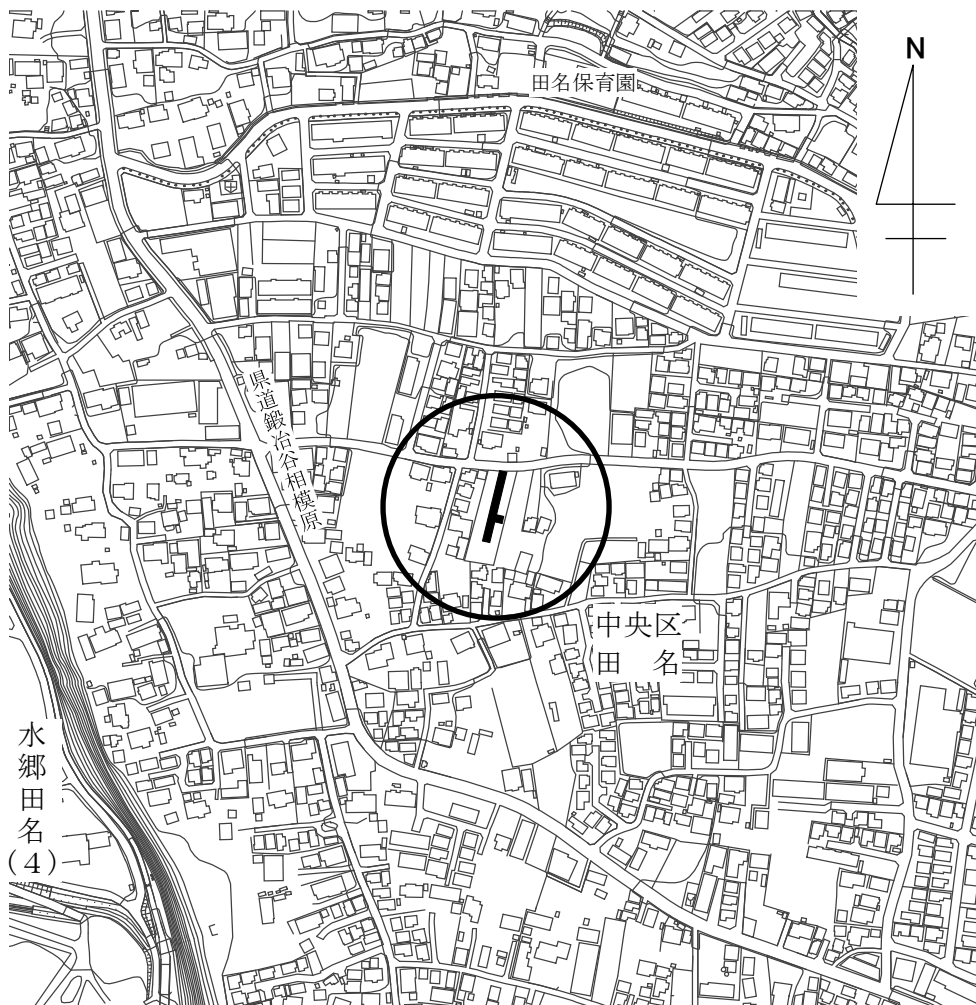


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5～5.0m
- 延長 35m

別 図 1 0

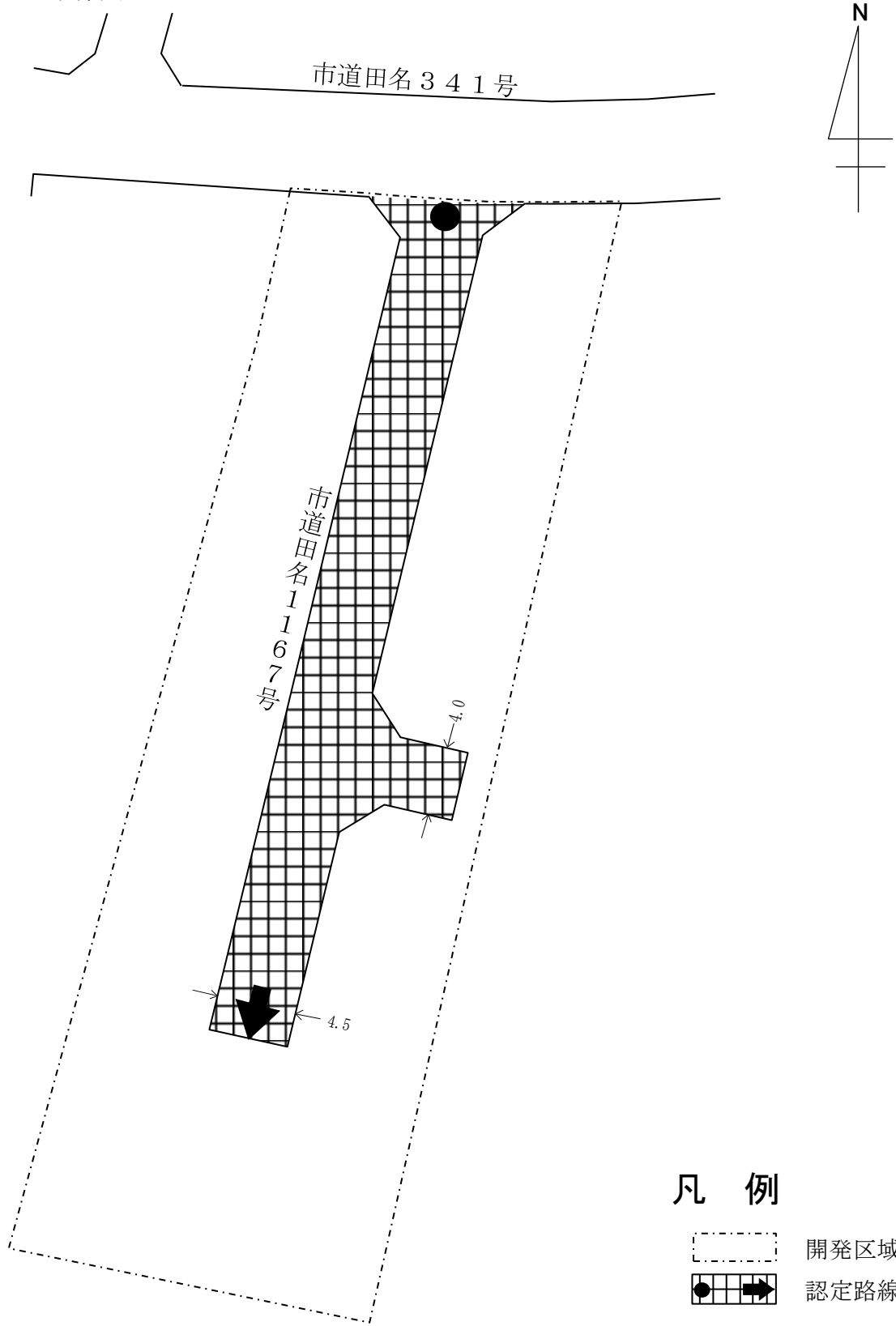
1 案内図



2 道路の概要

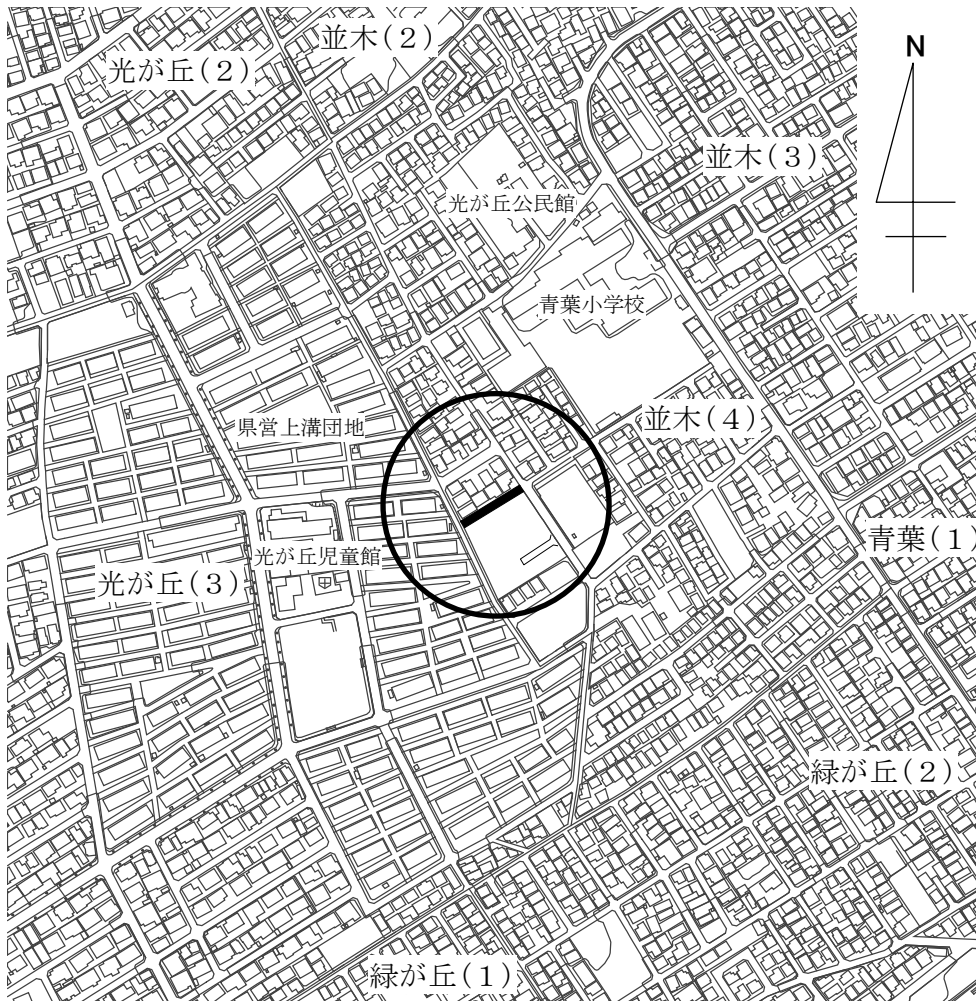
路線名	田名1167号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名6101番4 外9筆
開発行為の面積	1,242.41㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 1 1

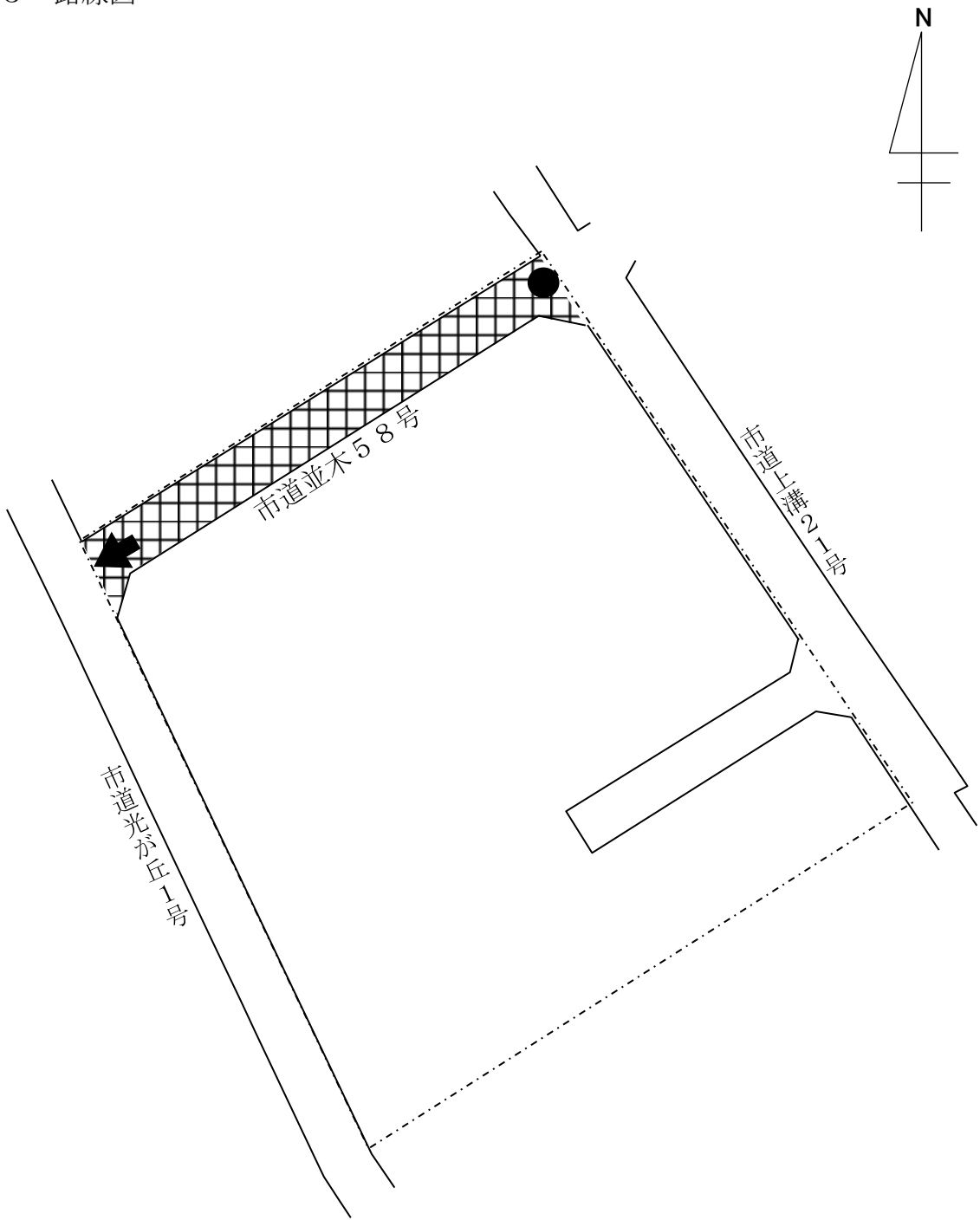
1 案内図





2 道路の概要

路線名	並木58号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区並木4丁目5671番1 外27筆
開発行為の面積	2,886.72㎡
予定建築物の用途等	専用住宅23宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

3 路線図

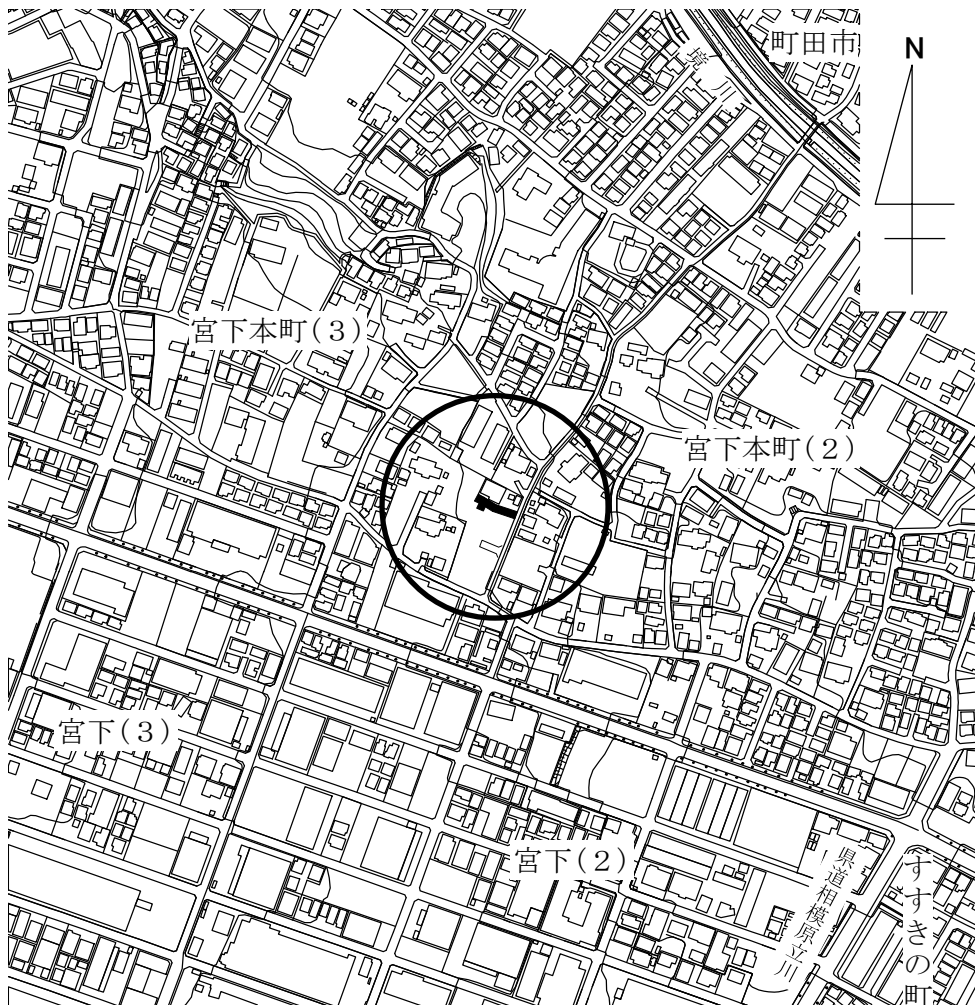


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 46m

別 図 1 2

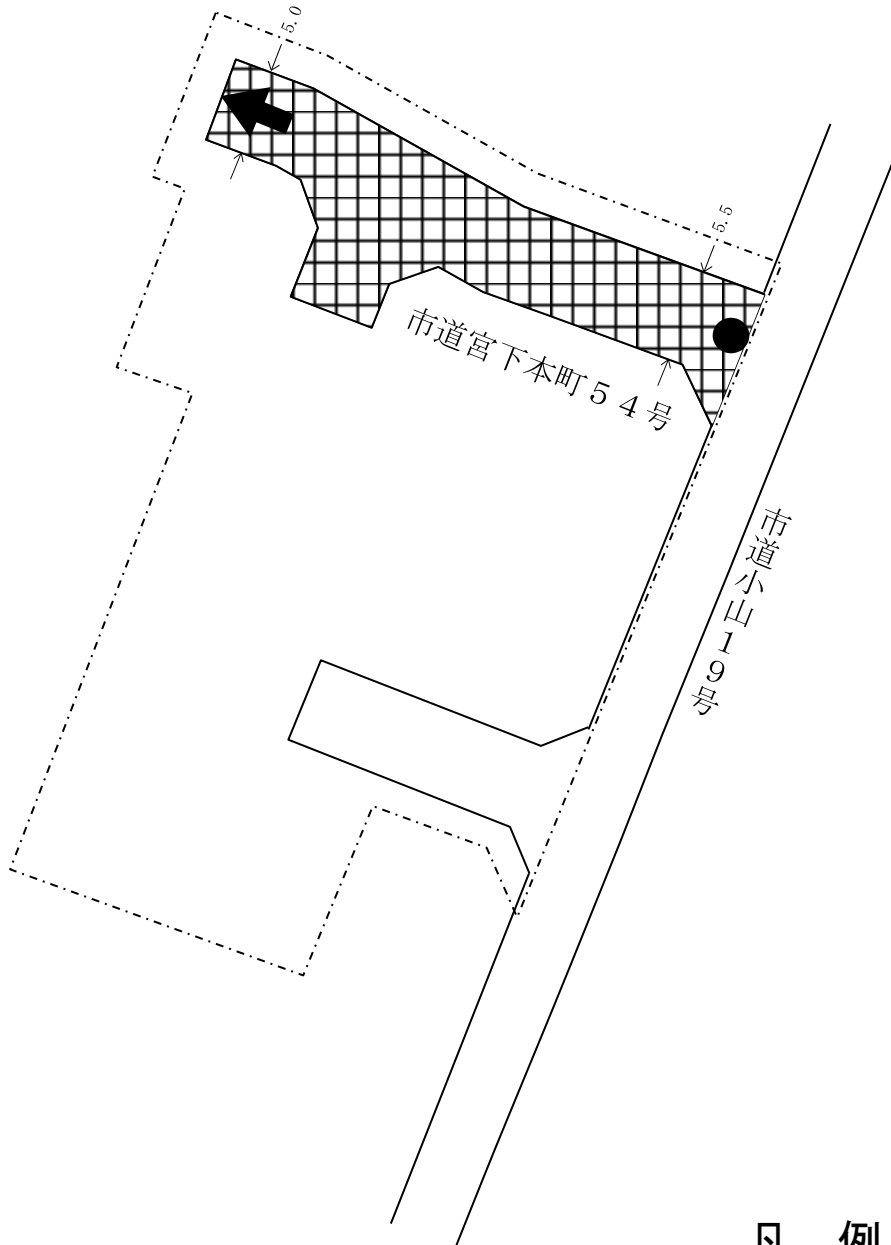
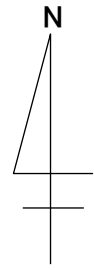
1 案内図





2 道路の概要

路線名	宮下本町54号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区宮下本町3丁目1946番3の一部 外14筆
開発行為の面積	1,404.78㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

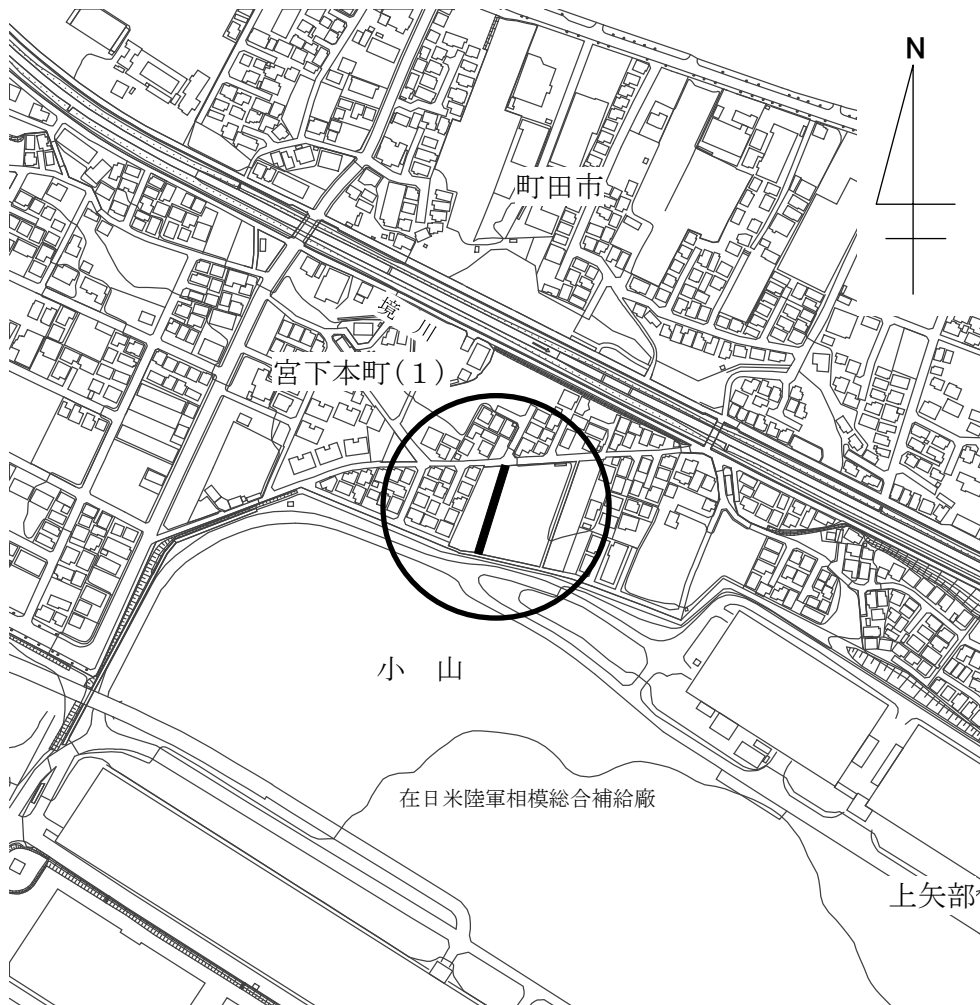


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0~5.5m
- 延長 39m

別 図 1 3

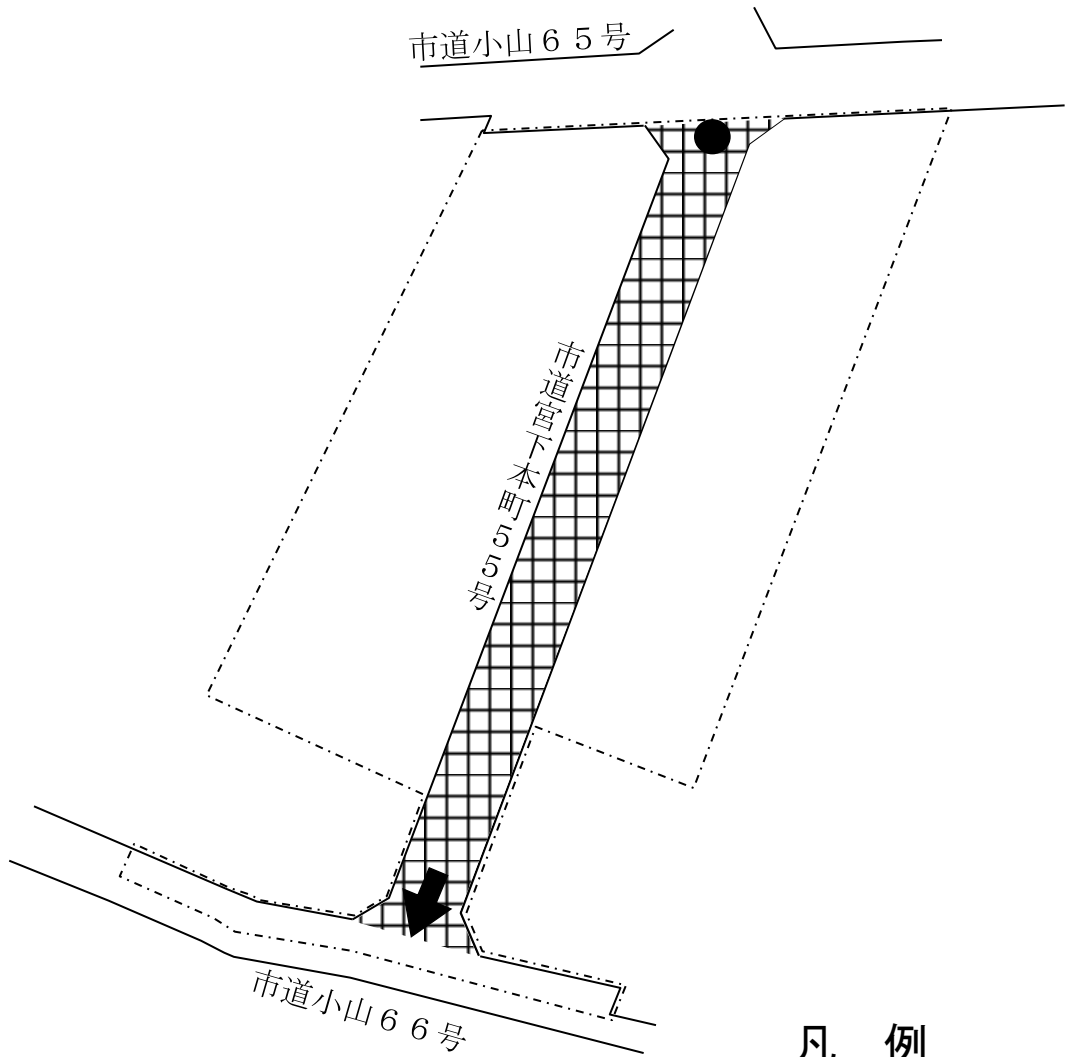
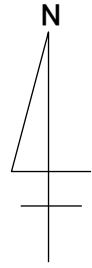
1 案内図





2 道路の概要

路線名	宮下本町55号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区宮下本町1丁目3256番5 外14筆
開発行為の面積	1,719.93㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 60m

別 図 1 4

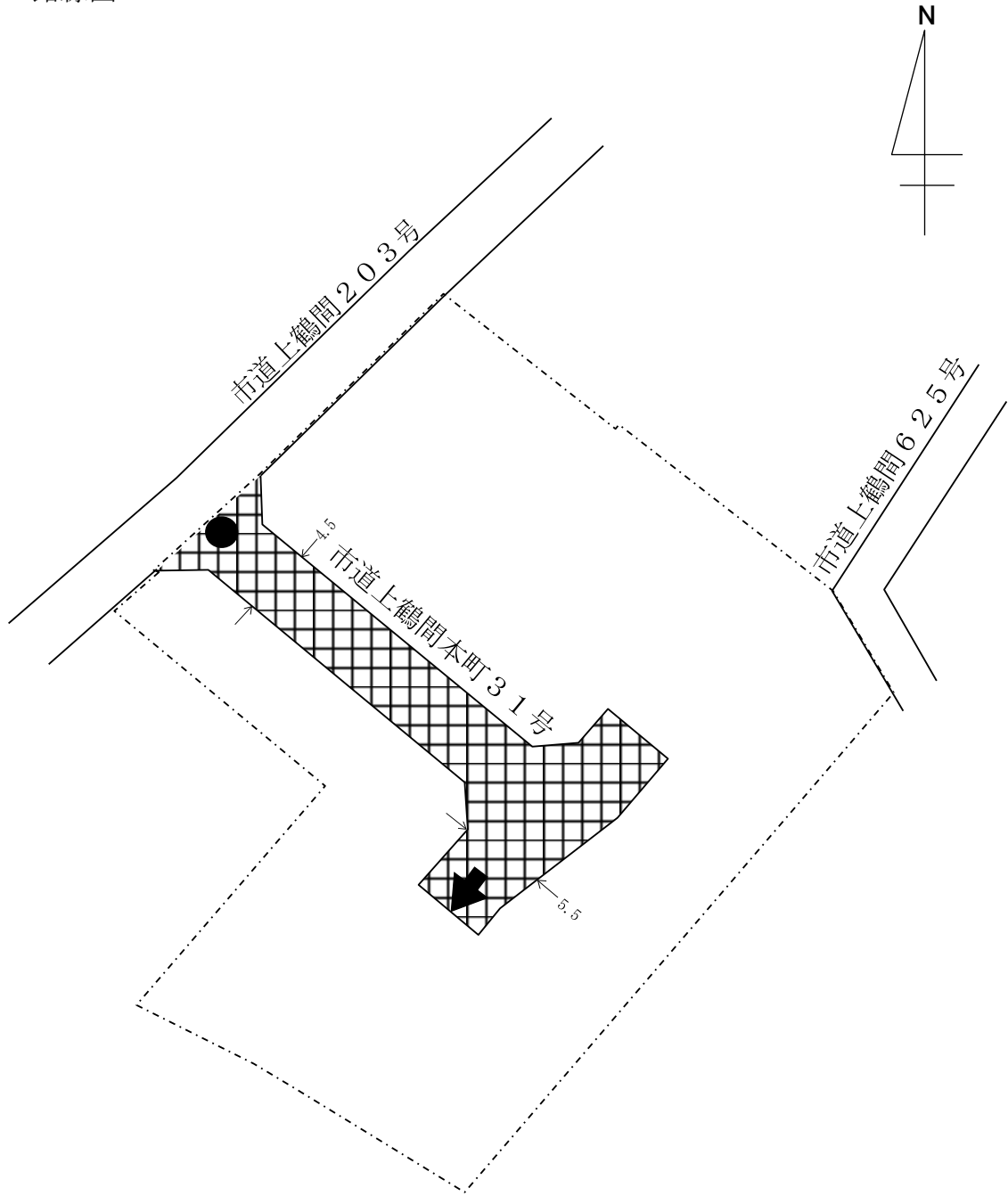
1 案内図





2 道路の概要

路線名	上鶴間本町31号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町6丁目1787番1の一部 外5筆
開発行為の面積	1,575.19㎡
予定建築物の用途等	専用住宅11宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

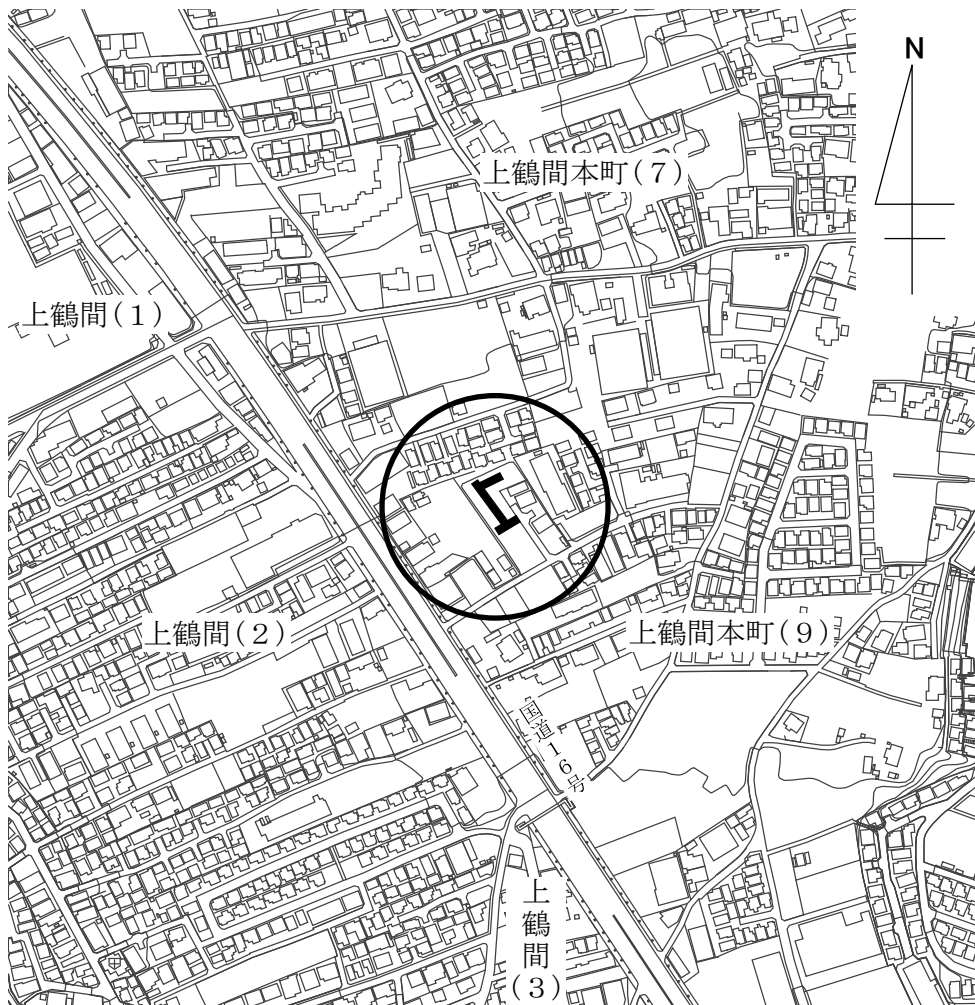


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5~5.5m
- 延長 41m

別 図 15

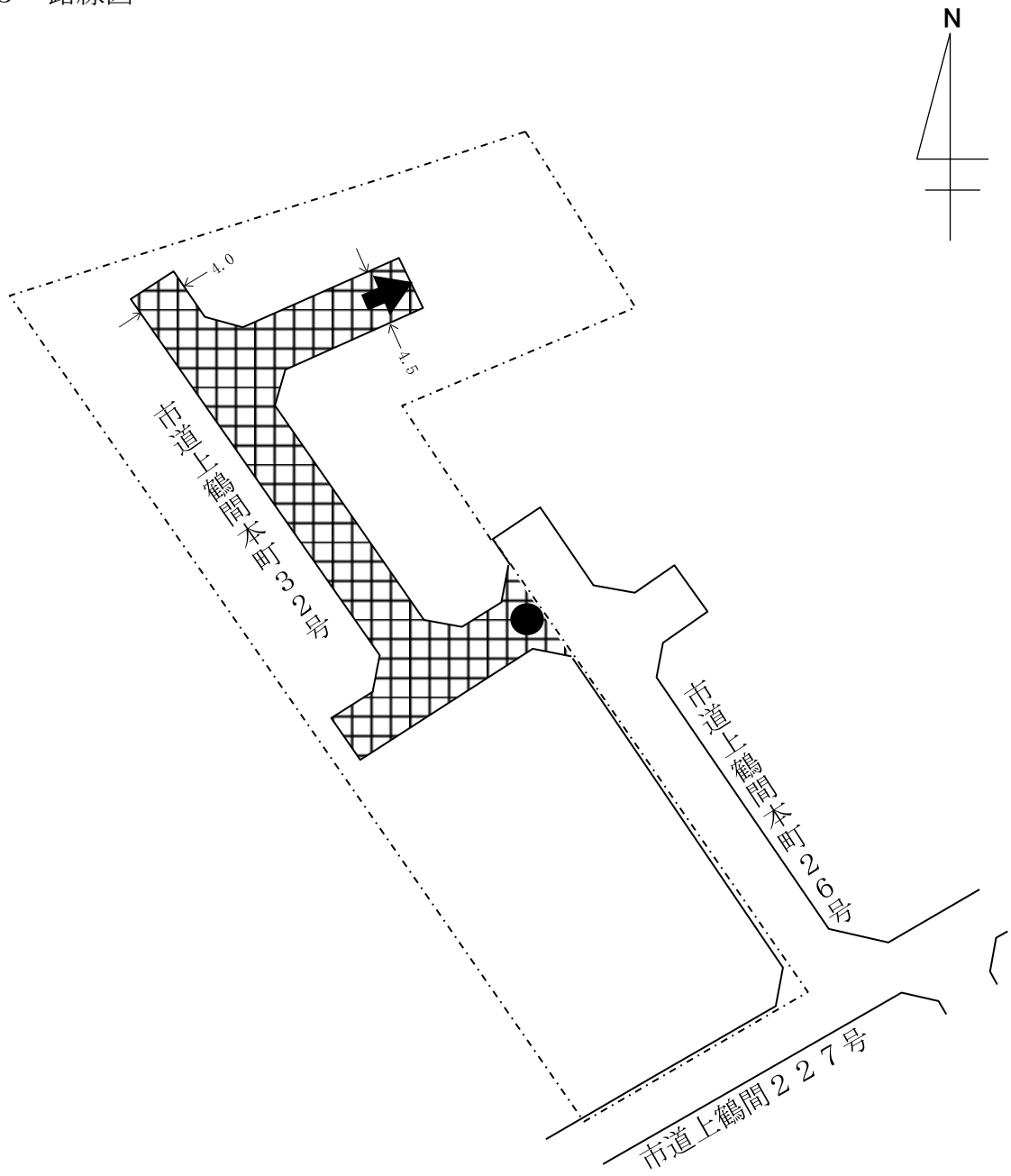
1 案内図





2 道路の概要

路線名	上鶴間本町32号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町9丁目832番1 外21筆
開発行為の面積	1,926.65㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~4.5m
- 延長 69m

別 図 1 6

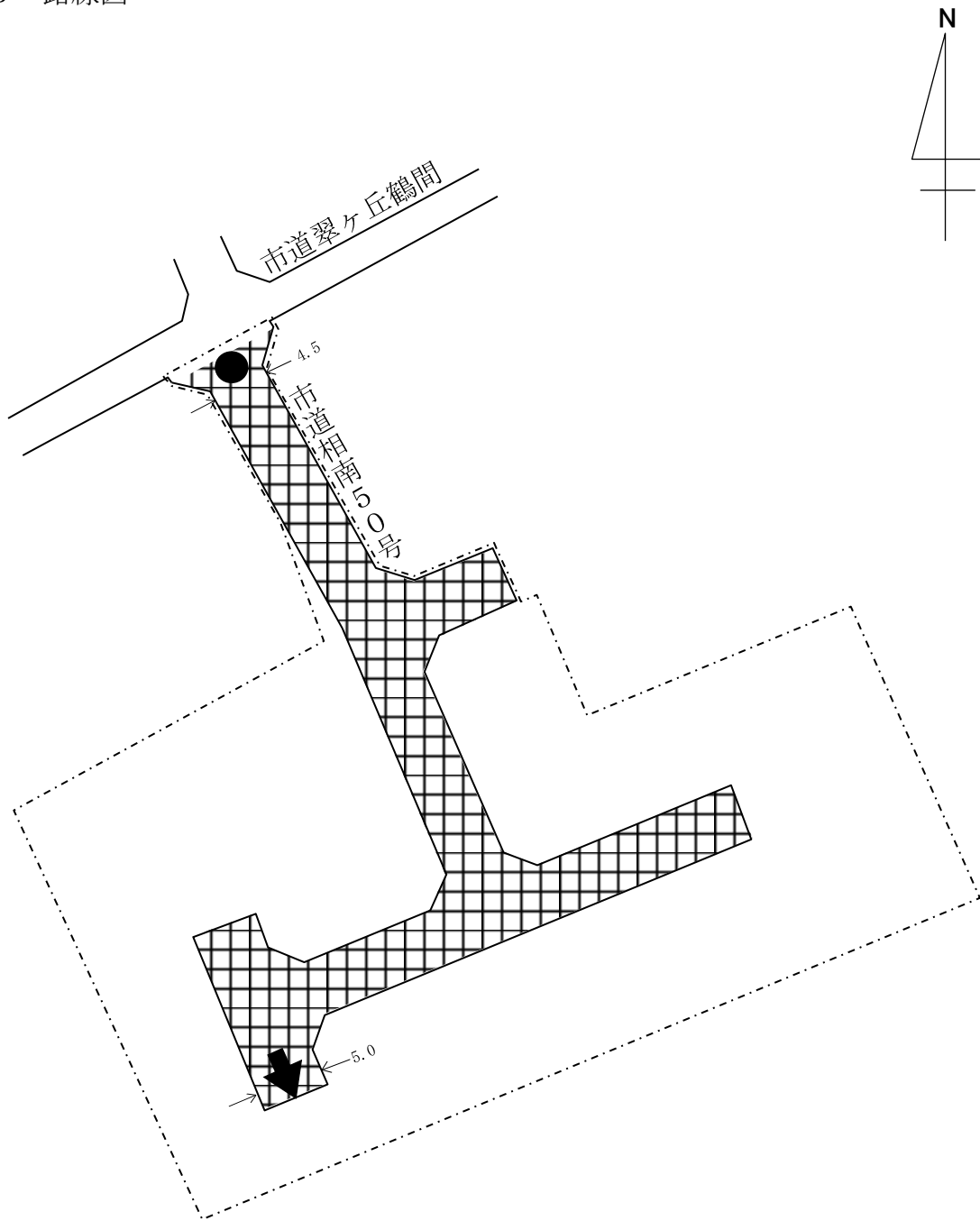
1 案内図



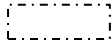

2 道路の概要

路線名	相南50号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相南3丁目5340番1609の一部 外18筆
開発行為の面積	2,264.33㎡
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

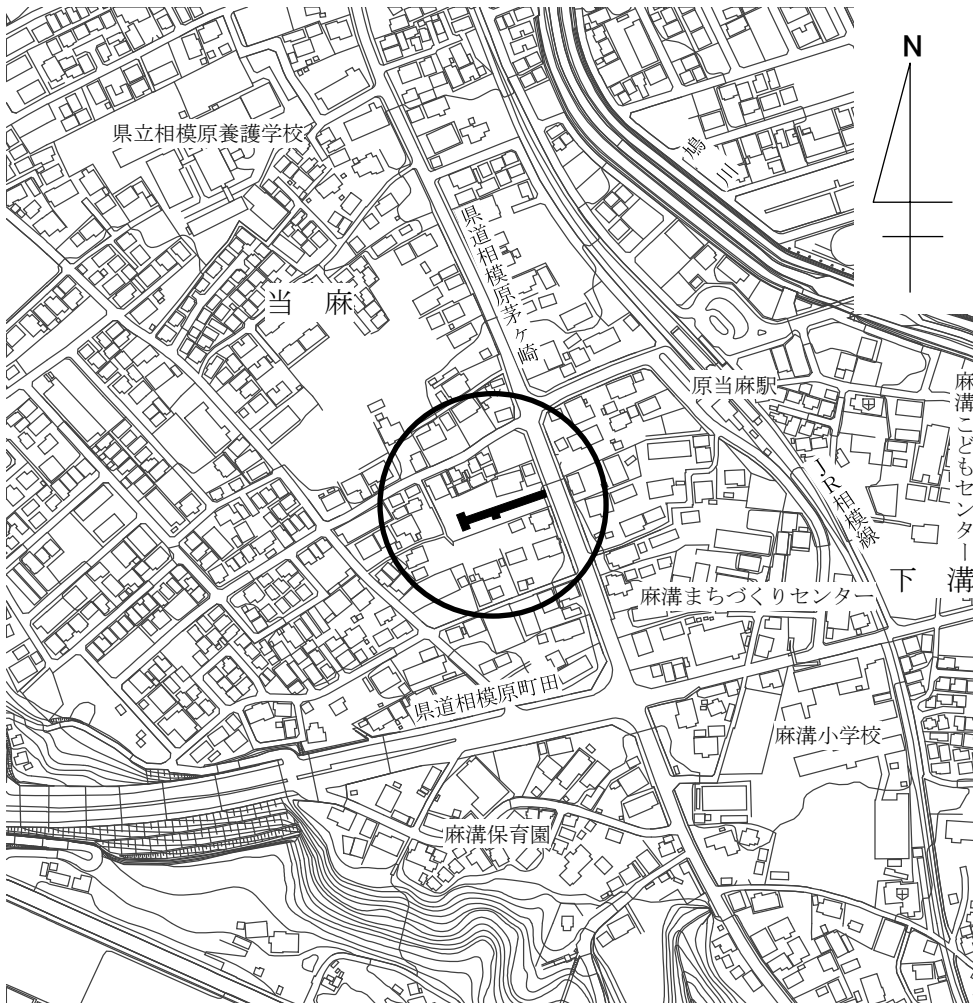


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5~5.0m
- 延長 106m

別 図 17

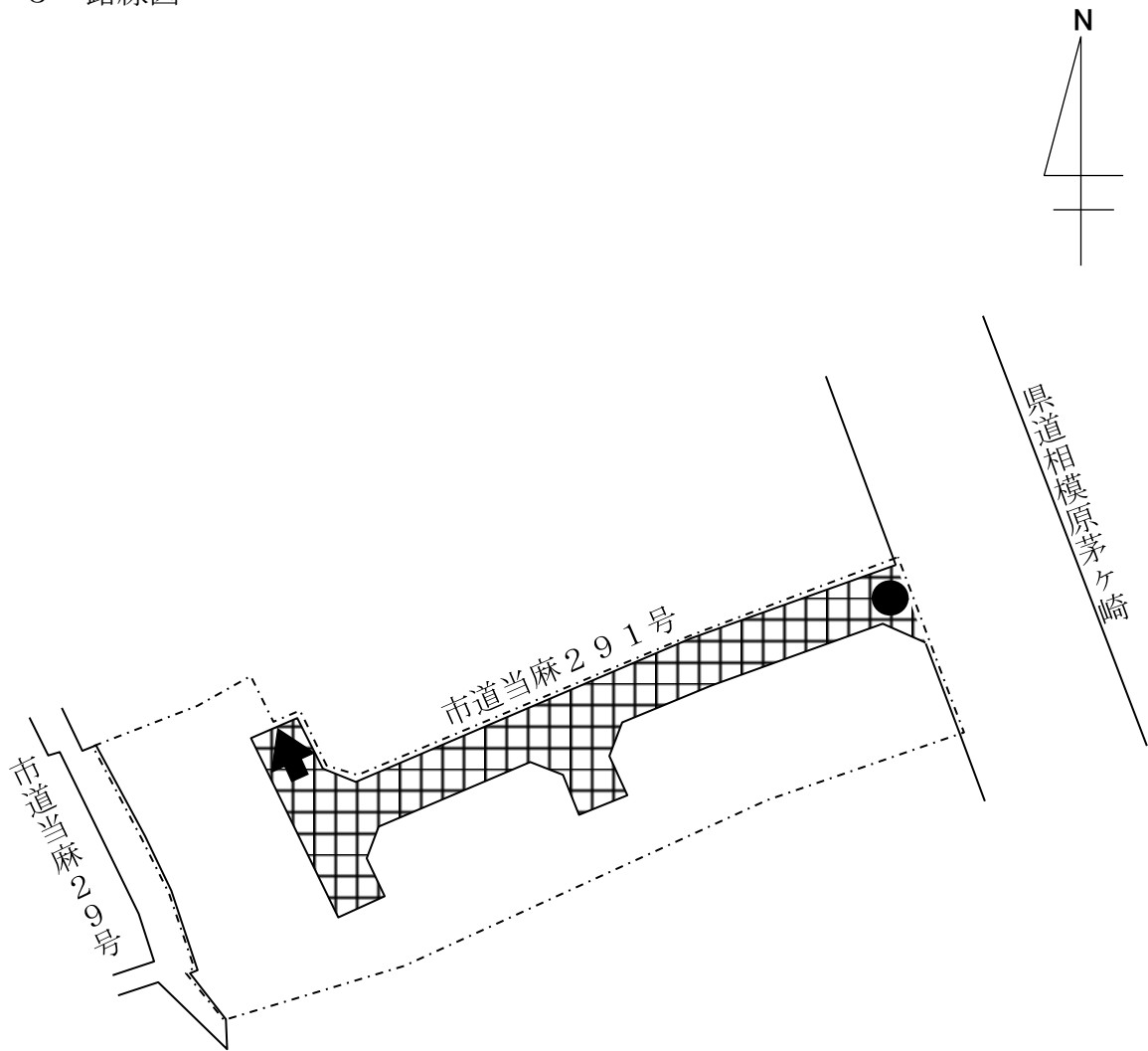
1 案内図



2 道路の概要

路線名	当麻291号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区当麻1375番6 外11筆
開発行為の面積	1,306.26㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域・ 第2種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



凡 例

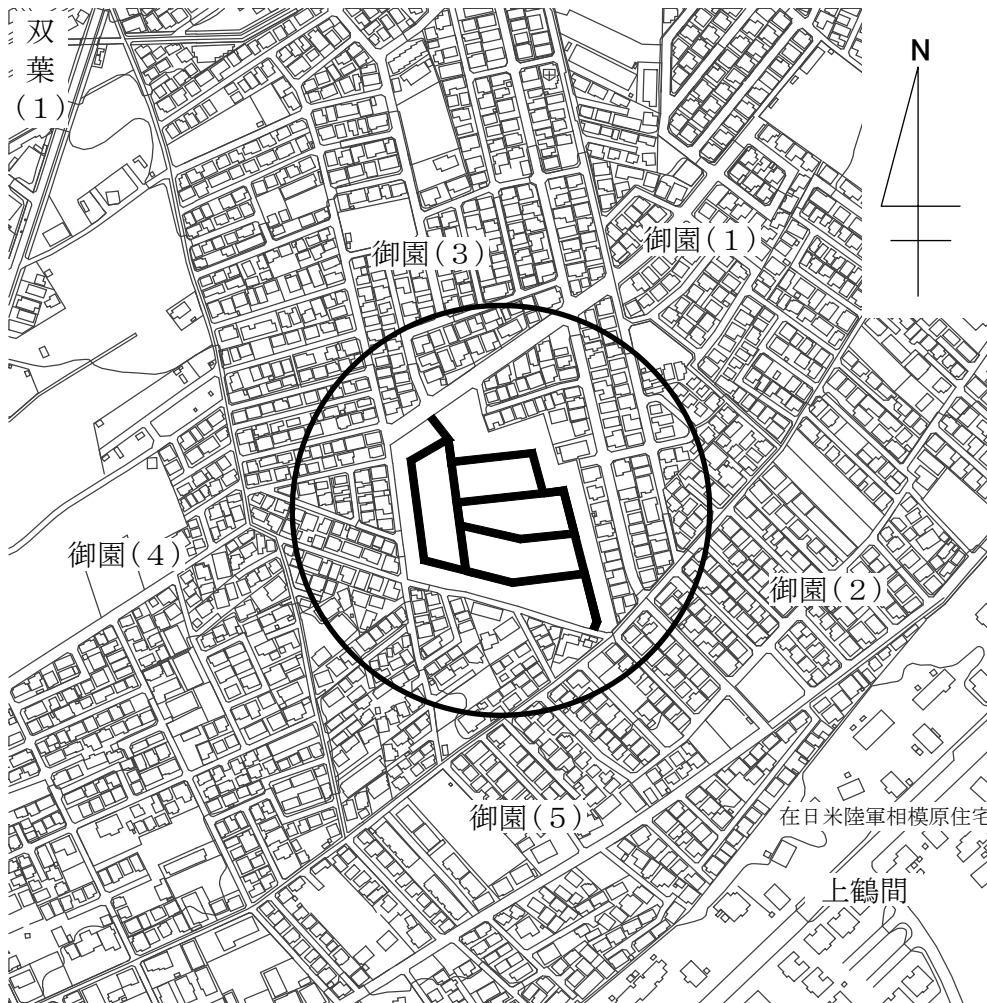
-  開発区域
-  認定路線

幅員 4.5m

延長 76m

別 図 1 8

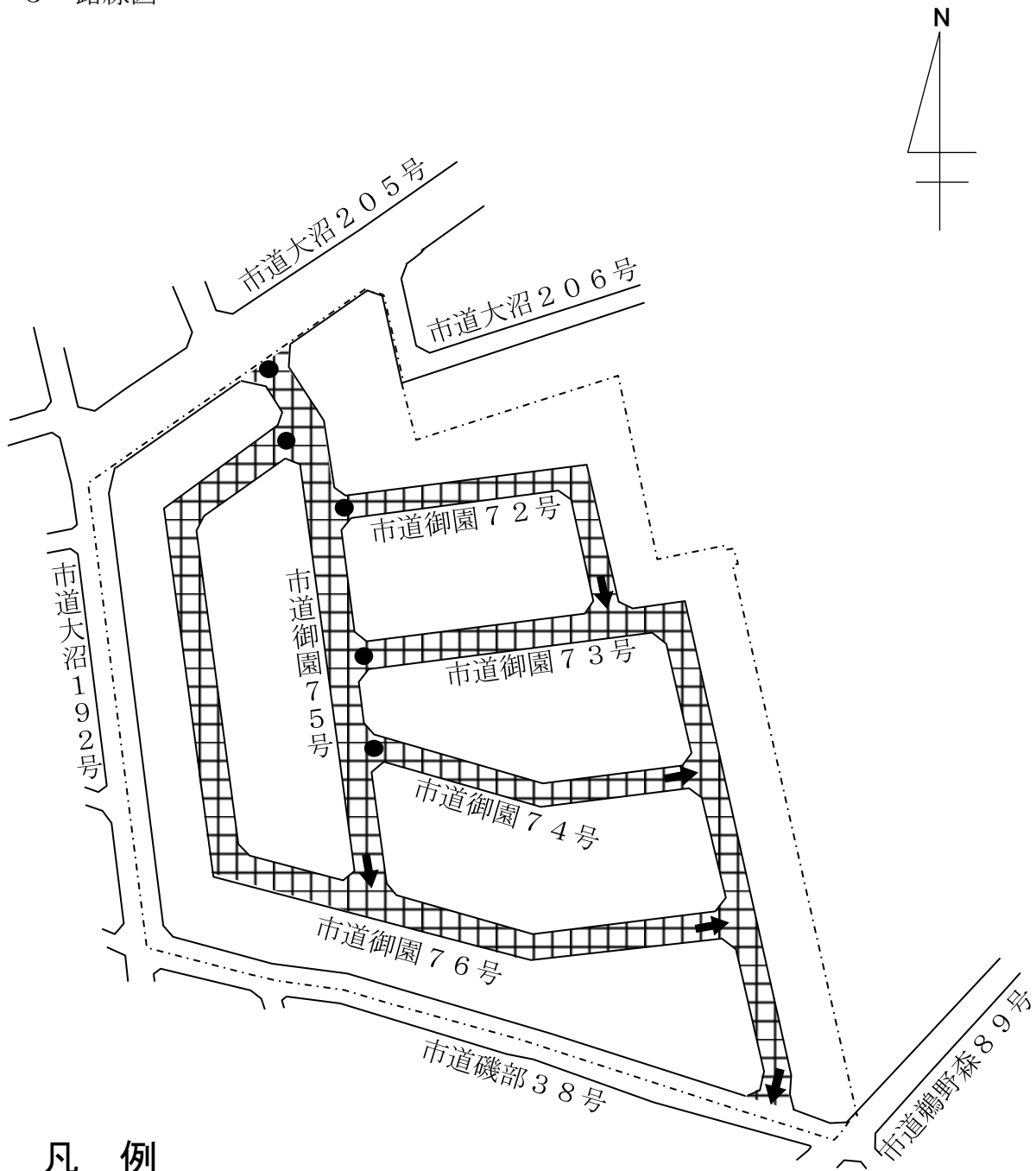
1 案内図



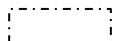

2 道路の概要

路線名	御園72号、御園73号、御園74号、御園75号、御園76号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区御園3丁目4118番148 外93筆
開発行為の面積	15,787.76㎡
予定建築物の用途等	専用住宅84宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



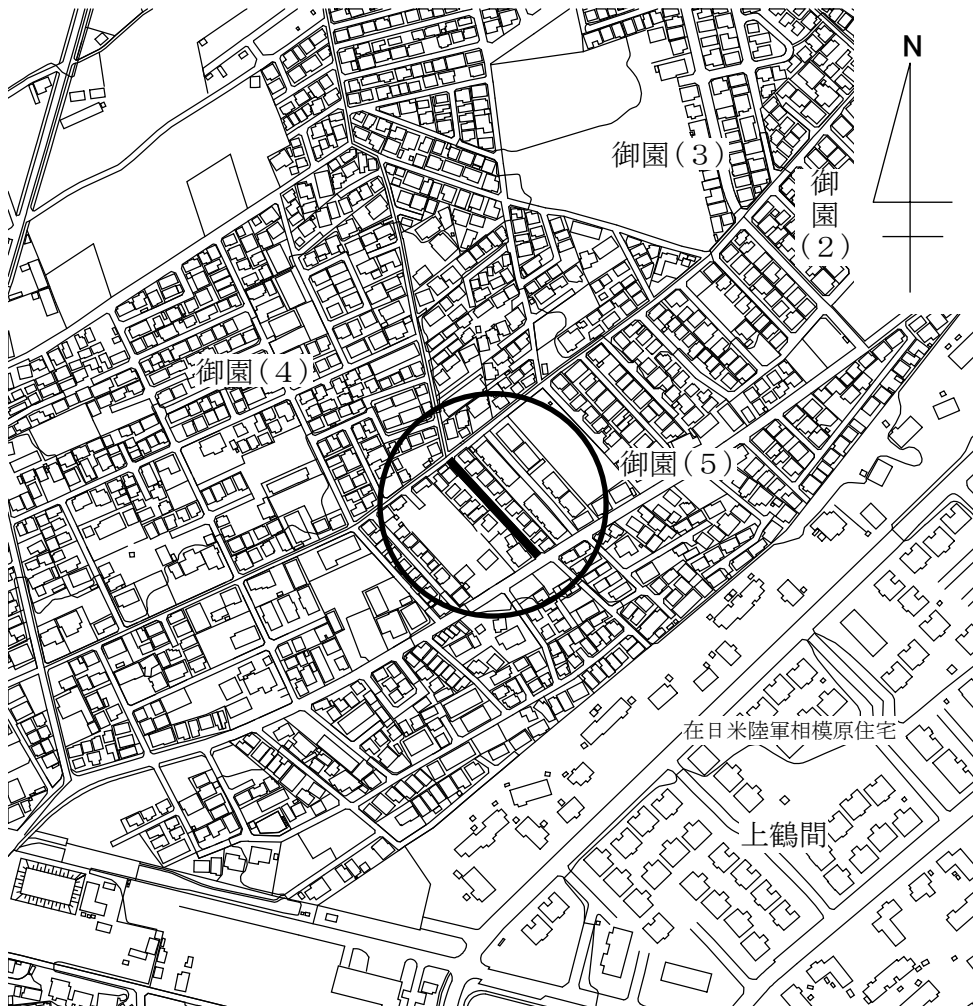
凡 例

-  開発区域
-  認定路線

市道御園72号	市道御園73号	市道御園74号	市道御園75号	市道御園76号
幅員 5.0m	幅員 6.0m	幅員 5.0m	幅員 6.0m	幅員 6.0m
延長 74m	延長 161m	延長 65m	延長 105m	延長 197m

別 図 19

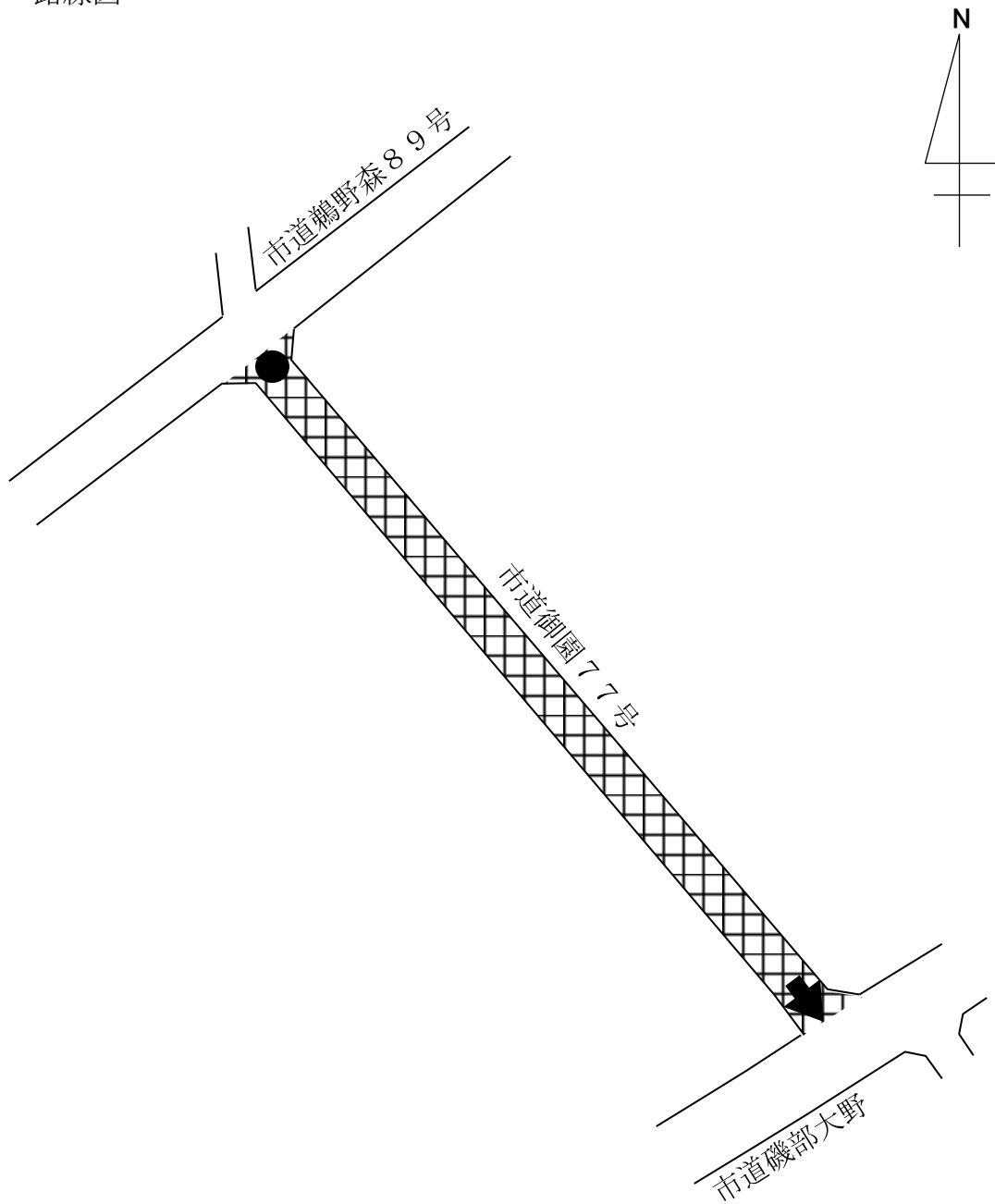
1 案内図



2 道路の概要

路線名	御園77号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区御園5丁目884番12 外3筆
受納面積	241.35㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

3 路線図



凡 例

 認定路線

幅員 4.5m

延長 87m